

中国における協同組合的農村金融の新段階と発展

2009. 9

岩手大学大学院
連合農学研究科
生物環境科学専攻
(弘前大学)

王 江

中国における協同組合的農村金融の新段階と発展

王 江

目 次

序章 研究課題の設定	1
第一節 中国における協同組合的農村金融の重要性	1
1. 「三農」問題の解決及び新農村建設に果たす農村金融の意義	
2. 中国農村金融需給の現状	
3. 協同組合的農村金融の必要性	
4. 現在の研究状況	
(1) 農村信用社に関する研究	
(2) 資金互助社に関する研究	
第二節 研究課題の設定	8
1. 研究テーマ	
2. 研究対象	
(1) 農村信用社	
(2) 資金互助社	
3. 研究の内容と意義	
4. 本論の構成	
5. 研究内容時期の限定	
6. 研究の視角と研究方法	
第一章 中国農村信用事業を取り巻く情勢の変遷	11
第一節 本章の課題	11
第二節 市場経済化の発展に伴う農村金融供給の変化	12
1. 農村金融システムの調整と農村信用社独占経営の形成	

(1) 農業銀行の「三農」離れ	
(2) 農業発展銀行の機能不足	
(3) 国有商業銀行の農村撤退	
(4) 農村合作基金会の無軌道な運営と閉鎖	
(5) 郵政貯蓄の一貫した農村資金吸収	
2. 農村金融システムの不健全な枠組み	
3. 援助を余儀なくされた国家財政	
第三節 中国の農政改革と「三農」の変容	22
1. 産業構造調整による「三農」経済の変化	
2. 国の援助・助成政策による「三農」経済の変化	
3. 農村・農業組織化による農村経済制度の変化	
第四節 本章のまとめ	29
第二章 農村信用社に的を絞った中国農村金融改革	30
第一節 本章の課題	30
第二節 中国農村信用社改革の展開過程	31
1. 農村金融機能の調整と信用事業を発展段階（1980年代前後~1996年8月）	
2. 協同組成的農村金融組織の回復段階（1996年8月~2003年6月）	
(1) 県連社制度の形成の強化時期（1996年8月~1999年4月）	
(2) 監督管理の責任機関の調節と財産権改革の模索（1999年4月~2003年6月）	
3. 改革深化・多様な財産権制の方向への試行段階（2003年6月から~）	
(1) 第1回の改革試行期（2003年6月~2004年7月末）	
(2) 第2回の改革試行期（2004年8月~）	
(3) 農村信用社関連の改革試行段階の特徴	
第三節 改革による農村信用社のシステム枠組みの変化	44
第四節 本章のまとめ	46
第三章 農村信用社改革の実績及び経営管理の実態	47
~農村信用社遼寧省葫蘆島市市連社の事例~	
第一節 本章の課題	47

第二節 農村信用社改革の実績と役割	48
1. 多様な財産権制度の形成開始と法人統治の骨格の確立	
2. 資產品質の好転と経營業績	
3. 金融機能の強化と農村金融組織の主要な地位	
4. 農村信用社の金融役割に関する一考察	
第三節 農村信用社改革の問題と課題	56
1. 政策当局の視点と開発戦略	
2. 形式的民主管理と官營性	
3. 農村信用社融資と農村資金の流出	
第四節 事例分析	62
～農村信用社遼寧省葫蘆島市市連社の事例～	
1. 調査地の概況	
2. 財産権制度改革と資產品質の改善	
3. 農業支援と農村資金の流出	
4. 非農・非協同組合的組織の性格	
第五節 本章のまとめ	68
第四章 中国における農村金融自由化の開始と協同組合的農村金融制度の新登場	70
第一節 本章の課題	70
第二節 農村金融自由化の背景と発展の要因	72
1. 新農村建設と資金動員	
2. 農村都市化、農業産業化、農家組織化と資金需要の増加	
3. 民間金融の機能と役割の拡大	
4. 農村金融政策の新たな注目点	
第三節 農村金融自由化の開始と協同組合的農村金融制度の新登場	80
1. 農村金融自由化の開始の道標	
2. 協同組合的農村金融制度の新登場	
(1) 資金互助社の定義及び設立	
(2) 組合員の資格及び出資限度	
(3) 組合員の權益と義務	

(4) 総会制度と組織構造	
(5) 運営管理・監督管理	
第四節 本章のまとめ	89
第五章 資金互助社の展開の実態と効果及び今後の問題点	91
～吉林省梨樹県閻家村百信資金互助社の事例～	
第一節 本章の課題	91
第二節 調査地の概況と農村資金互助事業の萌芽	92
1. 閻家村の概況	
2. 農村協同組合及び資金互助事業の萌芽	
第三節 資金互助社の展開	95
1. 組織構造と運営の様式	
2. 組合員の加入と脱退についての規約及び手続	
3. 自己資本の構成と各種出資の権益	
4. 融資管理についての規定	
第四節 資金互助社の効果及び問題点	102
1. 資金互助社の金融機能上の効果	
2. 資金互助社の金融制度上の効果	
3. 資金互助社の社会的効果	
4. 資金互助社の展開及び発展上の問題点	
第五節 本章のまとめ	113
終章 総括と今後の課題	115
第一節 各章の要約	116
第二節 展望と今後の課題	124
主要参考文献	127
図表一覧表	135
後書き	138

序章

研究課題の設定

第一節 中国における協同組合的農村金融の重要性

1. 「三農」問題¹⁾の解決及び新農村建設に果たす農村金融の意義

1984年までに、農業生産請責任制（《农业生产承包责任制》以下、「請負制」。また、《 》は中国語表示とする。）が中国全土で実施され、その結果同年の全国食糧生産量は史上最高の4億731万トンを記録し、世界の平均水準に達した。1980年代以後、農地総面積が減少したにもかかわらず、2006年の食糧総生産量は4億9千万トンを超え²⁾、一人当たりの食糧消費は370キログラムに達し、1980年代の全面的不足状態から過剰状態へと変化した。

このような変化の背景には、請負制の導入により農業生産性が向上し、農産物、化学肥料、農業等農業市場のマーケットが拡大し、さらに品種改良が進められ、政府が農業投資を大幅に増やし、政府買い付け価格が引き上げられたことなどの要因が挙げられるであろう。

それらの要因により、農家の農産物栽培への意欲が向上し、連続の大增産につながり、食糧の過剰問題をもたらした。しかし、中国のWTO加盟前後、国際農産物市況が下落したことから、食糧が増産しても農家の収入は増えなかった。この収入低迷のもう一つの要因は、国民生活水準の向上に伴って需要構造が変化しているにもかかわらず、農家は最大量の生産を続けたことにある。こうして見れば、高付加価値農産物の栽培面積を増加させなければ、農家の増収を図ることができない。すなわち、農業生産構造の改善が課題となっている。

農村地域の環境破壊、耕地の面積減少と砂漠化、農業構造の調整難、青壮年農村労働力の出稼ぎなどの「三農」問題及び新農村建設事業を取り巻く外部条件が悪化する中において、資金供給の維持と増加が重要となっている。

市場経済発展のプロセスにおいて、中央政府及び各級地方政府は、「三農」問題の解決と新農村建設を、ますます農村実務の重点に置いてきたのである。調和的な社会環境作り、農村経済の振興、農家収入の増加など農村の持続的発展などには胡温政権も注目しており、施政方針において農村改革は最も重要な課題として取り上げられている。

「三農」問題を徹底的に解決し、新農村建設戦略を次第に推進していくために、完備なマクロ政策が極めて重要ではあるが、政策を実施するうちに、最も重要なのは政策そのものと、政府の農業資金投与の増加だけでなく、それは、各生産要素の十分な投入と合理的な配分である。そして、資金要素は各生産要素において最も重視されなければならないのである。つまり、中国農村金融制度の整備に対して一致の認識を達成することは最も重要な課題の一つである。それ故、中国「三農」問題解決の焦点の一つは、有効な農村金融制度の改革方法を検討することであると考えられる。

2. 中国農村金融需給の現状

中国農村経済発展における外部資金供給は、中央政府からの財政支援・補助金もあるが、金融部門の投融資が主役となっている。農村地域経済の資金の流れから見ると、資金調達と投融資の体制は、農村金融の中心となったのである。

江沢民+朱鎔基政権も胡錦濤+温家宝政権も「三農」問題の解決、即ち、農業の強化、農村経済の発展、農家収入の増加を全国経済関連の仕事において最も重要な位置に置き、確かに努力した。財政の「三農」資金投入も年々充実させている。しかしながら、農業はリスクが高く、収益率が低い産業であるため、農業への投融資の割合は他の産業より不十分であることから、「三農」経済発展のための資金需要に対して、焼け石に水のあり、効果は見えていない。

農村金融部門では、社会主義市場経済の枠組みの中に、中華人民共和国銀行業監督監理委員会（以下、「銀监会」）と中国人民銀行（以下、「人民銀行」）の指示・指導及び監督・管理を受けて、商業銀行の中国農業銀行（以下、「農業銀行」）と他の商業銀行及び郵便貯金銀行、政策銀行の中国農業発展銀行（以下、「農業発展銀行」）、協同組合的農村金融組織

と公的に認められてきた中国農村信用合作社（以下、「農村信用社」、農村信用社から再編された株式銀行の農村商業銀行と株式制と協同組合制の両方を持つと標榜している農村合作銀行などの金融組織が設立されている。図 1-1 に示したように、中国農村金融市場には、金融サービス多元化の基盤が整備されてきたと言える。

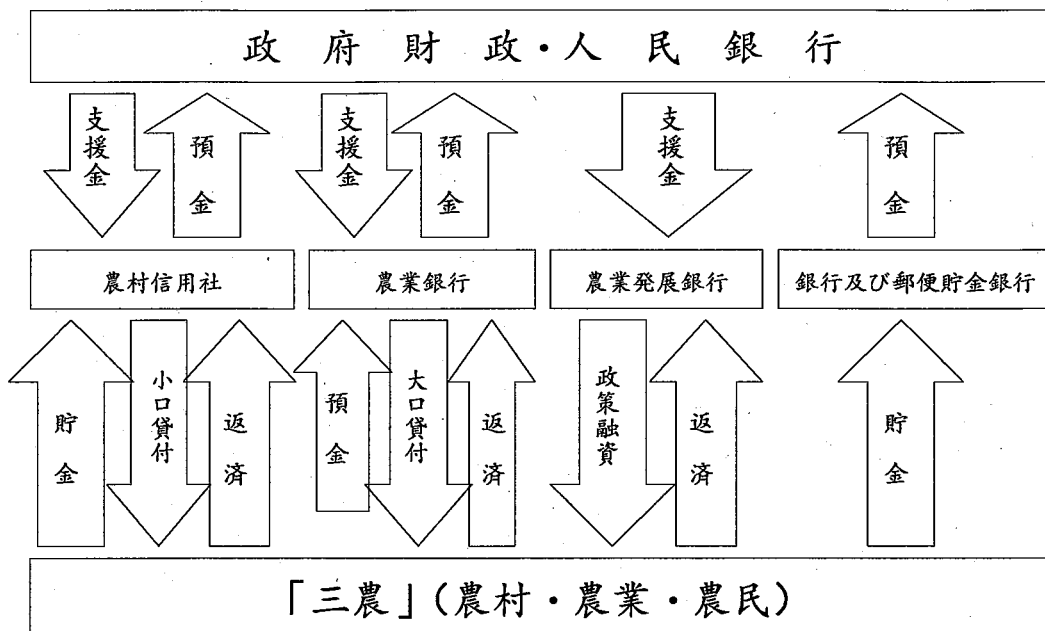


図0-1 中国における農村金融の構造と資金の流れ
出典：中国農村金融の現状に基づいて、筆者の総括により作成

こうした農村金融体制の中において、農業発展銀行は、依然として国家政策の実施の担い手として、主に、主要農産物の栽培・流通と農業機械化・現代化の向上、インフラ整備などの分野に資金を提供しているが、投融資能力の低さ、また、出先機構が未整備のため、「三農」への金融サービスは整えていない。農業銀行及び、農村商業銀行、農村合作銀行は商業銀行として、各自の経営の最大利益を図ることを第一とし、都市部の企業と個人を主なサービス対象としているため、人口の60%以上を占める農村部に金融サービスは全く行き届いていないと見られる。農業の収益は、農産物の収穫後しか得られないので、農業は費用の投下から収益を獲得するまで長いスパンを必要とする特性を持っている。そのため本来、農村はより金融サービスを必要とするはずである。しかし、中国農村部の現状では、フォーマルな金融サービスを提供するところが、農村から資金を吸い上げるポンプとなっている³⁾。

2006 年末までに中国農村部においては、「三農」に深く関与していたフォーマルな金融組織は農村信用社しか存在しなかった。農村信用社の資金供給不足などの問題があったため、農村部は中国金融市場における真空地帯であった。

各商業銀行、郵便貯金銀行などの金融組織による貯金の形で毎年 3,000 億元以上の資金が吸い上げられる農村部は、中央政府の財政支援に頼っているのが現状である。この問題の重要な原因の一つは農村部の金融供給不足にある。

要するに、中国農村部がどのようにして協同組合的金融組織を通じて、「三農」関連の資金を留保し、「三農」向けの資金供給を確保し、また、如何に「三農」問題をうまく解決するかについての考察が、本研究課題の主要な柱の一つである。

3. 協同組合的農村金融の必要性

中国農村金融改革の成果の一つは、1996 年に行われた農村信用社が農業銀行から分離され、農村信用社を本当の地域の協同組合的農村金融組織に改革していく方針が定められたことである。しかし、4 大国有商業銀行（中国銀行、農業銀行、中国工商銀行、中国建設銀行）が、相次いで農村部から出先機構を撤退し、「三農」向けの金融業務は中止された。また、1999 年 1 月から、農村合作基金会が突然取締の対象となった。農村信用社は農村地域唯一のフォーマルな金融組織となったのであるが、自身の歴史的な重荷、新しい負担に加えて、財産権の不明確、経営管理の不適切などの原因で、農村信用社の資金供給不足、不十分なサービスなどの問題が次々浮かび、農村部は中国金融市場における真空地帯となった。

2003 年に『農村信用社関連の改革を深化する試行方案』（《深化农村信用社改革试点实施方案》）（国発[2003]15 号）（以下、『2003 方案』）が公布され、「財産権関係を明確にさせ、制約メカニズムを強化し、サービス機能を強め、国家が適度に支持し、地方政府が責任を負う」という農村信用社改革指導方針が出されていた。農村信用社改革方向は、各地の実情に合わせて適当な方法を採用し、類別的に株式制、株式制+協同組合制、協同組合制など各種財産権制度を実施することによって、農村信用社の管理権を地方政府に譲渡することを明記している。

また、銀监会の『農村地域における銀行業金融機構の参入許可政策を調整・緩和し、社会主義新農村建設を更に支援することに関する若干の意見』（《关于调整放宽农村地区银行

業金融机构准入政策更好支持社会主义新农村建设的若干意见》以下、『意見』と略称) に基づいて、2007年初から、新型のフォーマルな地域協同組合的金融組織の農村資金互助社(以下、「資金互助社」)なども登場してきた。改革試行を通じて、政府及び管轄部門がこれらのタイプの地域金融組織の設立を全国に進めることになったのである。

上述から見ると、農村信用社の協同組合的農村金融組織に変わる農村金融改革が成功していないことが明らかになってきた上、農村金融市場の制度配置の欠陥を補完し、農村金融市場における不十分な資金供給を改善するために、協同組合的農村金融組織の存在とその発展が中国「三農」問題の解決にとって重要な課題となっている。

現在、また将来において、中国の新農村建設計画と「三農」問題を徹底的に解決する方針を実施するために、そのなかでも「三農」への資金支援、自己支援システムの整備と充実は何より重要であると考えられる。また、中国での農民專業合作社を中心とする農村協同組合的組織作り運動の更なる展開にとって、金融面での協同組合が除かれると、持続可能な経営システムが確立できるかどうか疑問視される。つまり、国家・政府の支援・補助などの有無・多少は保証しかねるので、農家が自分らの協同組合的組織を通じて、市場への対応力を強め、経済的能力を充実することなどの自己実現が根本的である。そのため協同組合的農村金融組織の育成・展開は、中国「三農」問題の解決・新農村建設にとって、重要な意義のある課題である。

4. 現在の研究状況

(1) 農村信用社に関する研究

農村信用社が農業銀行から分離され、とりわけ農村地域における独占的位置を占めて、唯一のフォーマルな農村金融組織となった後、農村信用社の財産権制度・監督管理体制・減損増益などに関する理論研究と事例分析はよく見られるが、如何に協同組合的農村金融組織に転換し、その経営システムを確立し、また、「三農」との共存共栄関係に関する研究は少ない。

1996年までの研究内容は、農村信用社の協同組合的農村金融組織への復帰をめぐって、その歴史的展開とその位置付けと役割を分析することと、その組織構造、資本構造、貯金構造、貸付構造などの分析により、農村信用社の経営非効率性または不安定な状態と構造

の脆弱性、農家と農業生産を目的とする資金運用が少ないこと、協同組合的農村金融組織としての特徴が不明であることなどを指摘した。しかし、農村信用社を農家に還元させることを強調したが、金融組織としての財産権体制の改革や経営管理システムの改造をどのように行うべきかについての研究は不十分である。また、農村信用社の組織性格の変遷状況から分析すると、中国協同組合的農村金融改革の取り組み方がどこにあるかについての研究は、理論研究においてもまた事例研究においても不明確である⁴⁾。

(2) 資金互助社に関する研究

資金互助社は中国農村地域における協同組合的農家組織内部の金融事業であるから、政府及び銀監会の承認を受けて、新しいフォーマルな金融組織として登場してきた。その存在の必要性が認識され、全国で普及させる要求が強くなってきている。しかしながら、資金互助社の設立方法及び今後の展開方法について、各方面からの主張・認識・反応は異なっている。

政府及び銀監会は「三農」問題の解決と農村金融市場の供給不足の補填を強化する立場から、農村地域で活動していたインフォーマルな金融事業の必要性を承認し、合法的なフォーマルな金融組織の資格を与えて、また、改革試行を通じて将来全国へ普及させていくという認識を持っている。しかし、資金互助社の脆弱性と問題点に対する認識が不十分であるため、将来のこの組織の発展と機能の発揮に対するマクロ的な援助対策についての究明は行われていないと考える。理論研究分野においても、眠っていた大規模な農村民間資金がこれから金融市場に役立ちになると見て、新政策を支持しているが、新段階の協同組合的農村金融事業の展開の近道はどこにあるかについての研究は未だ不十分である⁵⁾。

また、これらの課題に関する日本における研究状況は、農林中金総合研究所と農林水産政策研究所などの研究者たちにより行われているが、主に農村信用社改革の中で現れたようになる問題の分析、改革に関する評価の分析に限定されており、農村信用社改革における最良のプランは何であるかについての研究は少ない⁶⁾。中国農村金融の新動向に関する研究は、中国農村金融自由化の背景と可能性についての分析などに限定されており、資金互助社を中心とする研究はまだ見当たらない⁷⁾。

【注】

- 1) 中国の農業・農村・農民の抱える諸問題を「三農」問題というタームで包括的に論じたのは『中国改革』編集長の温鉄軍であり、1996年のことだった。その後2000年に、湖北省荊州市監利県棋盤郷の党委書記であった李昌平が、当時の朱鎔基総理に「我向総理説実話（総理に本当のことを話したい）」という長文の手紙を出し、農村の窮状を訴えた。その手紙の中で、「農民真苦、農村真窮、農業真危（農民は本当に苦しく、農村は本当に貧しく、農業は本当に低迷している）」と農村の状況を表現したことで「三農」問題のタームと内容が広く社会に定着した。なお、本論において、農業の強化と、農村経済の発展、農家収入の増加を三位一体と見なし、「三農」経済と称することがある。また、「三農」問題の解決と「三農」経済の発展と同じ意味を指す。
- 2) 李国祥 [28] 参照
- 3) 章奇、黄季焜 (2004) [62] 参照
- 4) 齐文波 [10] 参照
- 5) 代表的な研究者及び論文：
①温鉄軍[49]、②張曉山・何安耐等[66]、③何広文[13]、④姜柏林[20]、⑤姜志国[23]、
- 6) 代表的な研究社および論文：
①阮蔚[29]、②河原昌一郎[4]、[5]、③韓俊[6]、④石田信隆[1]
- 7) 阮蔚[31]参照

第二節 研究課題の設定

1. 研究テーマ

中国における協同組合的農村金融の新段階と発展

2. 研究対象

(1) 農村信用社

1996年に農業銀行から分離され、農家所有の協同組合的農村金融組織に回帰させる改革方針の下で、中国農村金融市場において重要な金融サービスを担っているフォーマルな金融組織である。

(2) 資金互助社

銀監会の『意見』に基づいて、2007年3月から設立の試行が開始された。2007年10月末から試行の範囲が更に全国の31省(市)に拡大され、今後農村地域に一部の金融サービス機能を発揮する新型のフォーマルな協同組合的農村金融組織として設立することが可能となった。

3. 研究の内容と意義

本研究では、中国における「三農」問題の解決及び新農村建設計画の実施の中で、資金供給が重要な生産要素になっていることを出発点として、第1に、経営体制、財産権構造、金融機能などについて分析を行い、農村信用社の当面の組織構造、経営構造、組織性格などの全体像を解明し、また、遼寧省葫蘆島市の事例分析を用いてその実態を解明することとする。第2に、資金互助社の設立の背景と要因を究明する上で、この組織の性格、資本構成、サービス機能と役割などを明らかにし、また、吉林省梨樹県の事例分析を通じて、この組織の設立の過程と運営管理の実態を解明する。第3に、農村信用社の協同組合的農村金融組織に回帰できない現況を把握した上で、現在及び今後の農村信用社の改革方向と

資金互助社の展開方式に関して、幾つかの提言を行うことにしたい

4. 本論の構成

本研究は、序章と終章を合わせて7章から構成されている。各章の内容は、以下の通りである。

まず、序章では中国「三農」問題の解決と新農村建設計画の実施につながる資金要素の供給の重要性を述べた上で、中国農村金融改革、なかでも農村信用社改革による資金の流動方向・傾向の変化及び市場需要に対応できる農村経済体制関連の改革、つまり農村協同組合運動の良好な展開のためには、協同組式的農村金融の発展が不可欠であることについて分析を行い、本論の研究課題を設定した理由を明らかにする。続いて、この研究の論題、研究対象、研究内容と意義、研究方法などについて述べる。

第一章では、農村信用社が独立の農村金融組織となって以来、農政の展開と「三農」状態の変化、中国金融改革による農村金融システムへの影響、農村信用社改革に基づいた農村資金需給の変化などを述べることを通じて、中国農村信用事業を中心とする情勢の変遷について分析する。

第二章では、農村信用社改革の展開過程について、改革初期の農家所有の協同組式的農村金融組織に回復する方針と2003年以後の新型金融組織を育成する改革目標を説明した上で、農村金融改革の過程において、農村信用社の農村金融システムにおける位置付けと役割を評価する。

第三章では、農村信用社改革の実績の検討、農村信用社の金融的役割の考察、改革に持ち越された問題について分析する。遼寧省葫蘆島市の事例を挙げて調査地の現状の解明を行うこととする。

第四章では、中国農村金融市場における資金需要と資金供給の矛盾を分析し、農村金融改革の問題点を指摘し、農村金融自由化の背景とその発展の要因を明らかにする。そして、資金互助社に関わる政策面の情報と資金互助社の登場の状況を紹介し、その中に資金互助社が協同組式的農村金融組織と言う組織性格についての分析を中心にする。

第五章では、資金互助社の展開の実態を理解するために、吉林省梨樹県における百信農村資金互助社（以下、「百信資金互助社」）の事例を挙げて分析する。また、資金互助社、いわゆる新型の協同組式的農村金融制度の展開の意義について述べ、現在の運営及び今後

の発展にとって存在する問題点を指摘する。

終章では、以上の各章で分析した内容を概括し、農村信用社と新型協同組合的農村金融組織の資金互助社の現状、構造、役割と問題点を総括した上で、今後における、農村信用社の改革及び資金互助社の大幅な展開に関する展望と課題を述べる。

5. 研究内容時期の限定

農村信用社に関する研究内容時期は1997年から2007年までの間に限定する。資金互助社の設立と展開については、2007年から2009年までの時期であるが、その登場の背景分析に関しては、協同組合的農家経済組織の設立の時期まで遡ることになる。

6. 研究の視角と研究方法

実証的に農村金融改革に関する政策の効果と農村金融市場の変化を分析し、対象の経営構造の分析を通じて、課題の研究に接近する。

データと資料の利用は、中国政府及び銀监会公表の統計データ・資料、国内外の関連のある課題グループあるいは個人的な研究成果などに基づくが、事例分析に利用するのは調査先から集めたデータを中心としている。

第一章

中国農村信用事業を取り巻く情勢の変遷

第一節 本章の課題

改革開放以来、請負制を基礎とする農村経済体制改革は、農業および農村経済の発展を促進してきた。広大な農村において農業、工業、商業を含め、多様な農業経営構造が形成された。特に近年行われてきた新農村・調和を目指す社会建設事業が進展するにつれて、農村経済発展の各階層にとって、多角的な金融機構の多様な金融商品が必要となり、農業および農村経済発展に有効なサービスを提供できる金融システムを作ることが非常に切実な要望となっている¹⁾。

本研究の課題の一つは、農村における重要な役割を發揮してきた農村信用社に関する考察である。この考察において、農村信用社改革の展開、組織の構造変化、財産権・経営管理の体制変遷などを明らかにしたいと考える。改革の現状は改革方針から大きくかけ離れていると指摘される。このような状況結果をもたらした経済的・社会的、またマクロ的・ミクロ的な条件が何かを明確にするために、農村金融環境の変化の経緯についての説明が必要であると考えます。

本章では、農村金融システム改革の深化と農政改革の方向転換と「三農」経済の変化に関することを中心とし、農村信用社の中国農村金融市場における独占的なフォーマルな金融組織となった要因、改革による農村金融システムと資金の流れの変化、および中国農業政策の転換による農村経済体制の変化、農村経済の成長・経済構造の変化などを解明することとする。

【注】

1) 何広文[12]参照

第二節 市場経済化の発展に伴う農村金融供給の変化

市場化を目指す中国の金融体制改革に伴い、政策銀行、商業銀行及びいわゆる協同組合的農村金融組織の農村信用社の3種の金融組織からなる農村金融システムは1990年代後半に一応の形を成した。しかしこれらの金融システムは様々な問題により「三農」経済発展の資金需要に対応できず、その中で、協同組合的農村金融組織の農村信用社は、経営上および制度上の混乱により、本来の所有者である農家への融資に消極的であって、農家の借入要望に応えられていない¹⁾。従って、農家の生産投資は増え難く、農業経済構造の刷新は難航し、農家の経営収入増加は伸び悩んでいる。本節では、農村金融環境の変遷をめぐって農村金融の資金供給面の変化に関する事柄を解明していきたいと考える。

1. 農村金融システムの調整と農村信用社独占経営の形成

1980年から開始した改革開放は、農家の生産に関する積極性を引き出し、農産物生産への意欲を向上させ、生産量が増大した²⁾。1980年代半ばから農村経済構造の調整が始まり、それに伴い、郷鎮企業、農村サービス業の発展は促進された。しかし、1992年以降、鄧小平の「南巡講話」による改革開放が加速、対外開放の地域が拡大、都市建設・不動産開発には過熱傾向が現れた³⁾。それから、「三農」は都市建設に力を入れなければならなくなり、加えて長期的受けていた資金調達・税制上の特惠も少なくなり、農家負担が重くなっていた⁴⁾。深刻なのは、最も重要な生産要素の資金に対し、「三農」、特に、農業者（農家及び小規模農業法人）向け貸付サービスを提供できる金融組織が農村信用社しか残らなかったという点である。このような状況を生んだ背景には、以下のような他の農村金融組織の変遷があった。

(1) 農業銀行の「三農」離れ

農業銀行は人民銀行が果たしていた農村の銀行融資業務を継承する国家專業銀行として1979年に設立され、農村信用社を農村における末端組織として、共同で農村金融に当

ってきたが、商業銀行とともに農村信用社との連携から離れ、エネルギー、工業分野、都市部不動産開発などの成長している産業への志向を強めてきている。1994年以降、国有商業銀行として再建された。1998年、経営効率を重視する観点に立ち、多くの郷・鎮営業所を廃止して、農村部での業務を縮小し、県レベル以上の都市部で業務の拡大を展開している。2000年～2006年の間に、農業銀行は約2.3万の県域出先機構を撤去・合併させ、16.9万人の従業員（1998年現在、従業員の総数は約50万であった。）を解雇した⁵⁾。商業ベースの経営を行い、融資対象は主として経営状況の良い国有企業、一部の民間企業及び郷鎮レベルの農村企業であり、戸別経営の農家に対しては直接の融資を行わない⁶⁾。このように、農業銀行は、「三農」離れの傾向が明らかに現れてきた。

(2) 農業発展銀行の機能不足

農業発展銀行は農業銀行の商業化に伴い、1994年11月に農業銀行の政策金融部門を独立して設立された、国務院の指導を受ける人民銀行直属の政策金融組織である。行内組織は本部を頂点として4層からなるピラミッド構造である。本部の下には35の省レベルの分行があり、その下に295の地区分行、そのさらに下に1,613の支行がある。これらはそれぞれ中国の行政組織である省（市、自治区）、地区（市）、県（市）に対応している。職員は約5万人であった。

農業発展銀行は、農業銀行が担っていた政策金融の役割を受け継ぎ、非営利目的の銀行として設立された。その資金調達には全額人民銀行からの借入に依存している。業務範囲は主として穀物、綿花、搾油作物、肉類、砂糖用植物などの主要農畜産物の買い上げ向け専用貸付資金の提供に限定されている。融資先は政策により決定される。中国では各地方行政組織に食糧庁あるいは食糧局が設置されているが、農業発展銀行の主要貸付先である国有食糧企業も各行政組織に対応してピラミッド型の組織を形成し、対応する組織に融資を行っている。農業発展銀行の分行、支行はそれぞれの行政組織クラスの国有食糧企業に融資しており、郷鎮企業や農家への貸付を行っていない。設立当初の1994年には、貧困地区支援貸付、農業総合開発、農林水産関係の小型インフラ建設、技術改造貸付などの政策融資も取扱うこととされたが、1998年にはこれらの政策融資は、農業銀行に戻された。農業分野における長期開発資金の融資組織としての役割を担うものであるが、現実には業務の種類があまりにも少なすぎて、農産物買付資金の貸付組織としての色彩が強い運営とな

っている⁷⁾。また、機構が過度に膨張しており、不正経営などが発生していた。2003 年末、農業発展銀行の不良債権は 3,903 億元あり、不良債権の発生率は 56.6%を数えて、改革に直面していて、農村金融の供給不足を補う重責はまるっきり負えなかった⁸⁾と言われる。

(3) 国有商業銀行の農村撤退

1990 年代後半において中国では、国有商業銀行の統一的な経営管理はまだ実現されていなかったため、各出先機構に対する所在地の地方政府の影響力が強く、人事権にすら介入するといわれていた⁹⁾。こうした力を背景に、商業銀行は経営収益力と自己資本比率が低い反面、不良債権比率が極めて高かった。これらのことが、農村郷鎮企業に対する全面的私有化改革の過程において、損失を生じさせ、企業破産の増加につながったとも言われていた。1997 年以後、金融当局は農村に設置した金融組織を大量に閉鎖し、国有商業銀行の地方出先機構も都市部へ集中した。さらに、人民銀行による金融引き締め政策の影響を受け、大手銀行は本行と支行にかかわらず、資金を県以下の出先機構から都市へ調達するようになった¹⁰⁾。このような動きがあったために、農村地域において金融組織数が少なくなり、金融組織が提供している金融サービスは現実の資金需要を満たすことができなくなり、農村金融市場の需給バランスが崩れた。

(4) 農村合作基金会の無軌道な運営と閉鎖

1980 年代半ばから農村合作基金会の名で地方政府が官営していた金融組織に対して、1994 年に公布された『農業部・人民銀行の農村合作基金会の管理を強化することに関する通達』(《农业部、中国人民银行关于加强农村合作基金会管理的通知》)(農経発〔1994〕21 号)には、1) 農業部が責任を負って農村合作基金会の管理・発展に関わって指導をし、関係する政策・法規を作成する、2) 地方の農業行政部門は農村合作基金会の主管部門となる、3) 人民銀行が農村合作基金会の業務活動を法に照らして監督する、というように明確に分業した。また、農村合作基金会は地域内の資金互助組織であり、その趣旨は利益を得るのではなく、組合員または農業、農家にサービスすることである。その主要な役目は主に組織の資金と組合員の出資金を管理・運営し、組織の蓄えを増加させ、農村における資金需給矛盾を緩和させ、民間信用を導入、農村経済の発展を促進することであると定め

ている。

実際は、1980年代半ばからの農村経済構造の調整に伴って、郷鎮企業、農村サービス業の発展が促進され、これらの産業は農村経済の新たな成長分野となって、農村金融市場の融資の重点も純粋な農業分野から農産物の加工・流通・販売などに関わるこれらの産業へと方向を変えた。資金需要に呼応する、あるいは、利益を上げるために、農村地域における郷鎮企業基金会や農家貯金会などのようなインフォーマルな金融組織は、地方政府・行政部門の黙認・後ろ盾を背景に出現した。民間貸借市場も日増しに活発になり、高利貸も一般的にまかりとおっていた。この状況は農村金融市場が繁栄していたというよりもむしろ混乱していたと言える。特に1990年代に入ってから、全国各地で開発の高揚や、行政が示した開発目標を達成する動きが見られて、現実に即応していない「政治上の業績プロジェクト」や「面子プロジェクト」などで巨大な資金損失をもたらした。地方政府も次々と農村合作基金会などの農村金融主体に干渉し、各主体に分担させることで資金を集めた。また、行政は金融主体の個人貸付にも干渉し、一方、金融主体は高金利で貯金を吸い上げるなど農村金融市場の混乱をもたらした¹¹⁾。

農村合作基金会など非合法の金融組織と他の経済組織あるいは個人との間の債権・債務紛争が頻繁に引き起こったので、国の金融秩序が破壊され、社会公衆の利益が容易に侵されることは、日常茶飯事となった¹²⁾。この現象を制止するために1998年6月に『非合法の金融組織と非合法の金融業務活動を取り締まる弁法』(《非法金融机构和非法金融业务活动取缔办法》)(国务院〔1998〕247号令)、1999年1月に『非合法の金融組織と非合法の金融業務活動を取り締まる実務上の問題に関する通知』(《关于取缔非法金融机构和非法金融业务活动中有关问题的通知》)(銀発〔1999〕41号)、1999年1月13日に『国务院弁公庁から農村合作基金会を肅正する実務グループの農村合作基金会を清算・肅清する実務的方案を伝達する通知』(《国务院办公厅转发整顿农村合作基金会工作小组清理整顿农村合作基金会工作方案的通通知》)(国弁発〔1999〕3号)、1999年5月6日、『農業部・人民銀行の「農村合作基金会の資産を整理し資金を照合する作業に対する指導原則」を公布することに関する通知』(《农业部、中国人民银行关于下发农村合作基金会清产核算工作指导原则的通知》)(農基発〔1999〕2号)がそれぞれ前後して公布された。これらの文書に従って、農村合作基金会も地域金融活動も、非合法的なものとして、全面的に閉鎖された。

統計によると、全国28,588軒の農村合作基金会は、農村信用社に合併されたものが6,447社、総機構数の22.6%を占めていた。合併された資産と負債はそれぞれ525億元、521億

元であり、それぞれ総額の 28.6%、29.4%を占めていた。地方政府は 18,141 軒の農村合作基金会を接收し、1,309 億元の資産、1,249 億元の負債（うち 961 億元が個人出資であった）をそれぞれ引き継いだ¹³⁾。

(5) 郵政貯蓄の一貫した農村資金吸収

農村金融について触れる時、言及しなければならないのは貯蓄組織としての郵政貯蓄（郵便貯金）である。それは郵便局の一種の業務として、中国における市、村、街でカバー率が他のどの金融組織より高く、フォーマルな金融活動だと認められている。郵政貯蓄は、電気、水道、ガスなど料金徴収を代行していたが、主に貯金や郵便為替を業務としていた。取引で集めた資金を人民銀行に預け入れて、利鞘を儲けることが業務の狙いであった。2006 年末まで、郵政部門及び各級の下部機構においては、貸付業務が設置されなかったため、農村地域に設置されているフォーマルな金融組織と共に、農村資金を流出させるポンプになった¹⁴⁾と一般的に言われていた。

以上のことをまとめてみると、1) 農業銀行は商業銀行になる改革方針が定められ、他の国有商業銀行と共に、経営の利潤率を高めることを第一目標とし、「三農」に融資するのはリスクが高いということを熟知し、次第に農村地域から出先機構を撤退させ、農村金融市場から脱した。郷鎮企業や農家の資金需要を無視した。2) 農業発展銀行は、政策金融組織であるが、主要な農畜産物の国家備蓄および買付資金の専用貸付に限定されている。政策性の業務が衰退して、郷鎮企業や農家に貸付しておらず、「三農」経済発展に有効な政策金融サービスの役割を発揮している農村金融組織とは言い難い。3) 農村合作基金会などのインフォーマルな金融組織・活動は、合法的な協同組合的農村金融組織、あるいは地域内の資金互助組織になることは出来ず、非合法の金融組織として清算・解散され、農村金融市場から撤退せざるを得ないものとなった。4) 郵政貯蓄は大量な農村資金を吸収することしかしなく、「三農」経済に貸付をまったく行わなかった。

農村金融市場における以上の状況を背景として、1999 年から農村金融の貸付サービスという機能を担うフォーマルな金融組織は農村信用社しか残されなかった。2006 年末までに、絶えず改革されてきた農村信用社は、「三農」経済発展の資金需要に応えられなくなったと広く非難されていたが、農村信用社が農村金融市場を独占する状態は続いた。

2. 農村金融システムの不健全な枠組み

中国における農村金融システムは、以前からフォーマルな金融とインフォーマルな金融に分けられてきた。1999年～2006年末まで、中国の農村地域で金融活動を行っていたフォーマルな金融組織は、国有商業銀行の農業銀行と郵政貯蓄業務、国家政策銀行の農業発展銀行と、協同組合的農村金融組織への改革を目標とした農村信用社の4つの組織で構成されていた。一方、インフォーマルな金融は、さまざまな形式で存在していたが、主としては、民間拠出（《民間集資》）、多種の ROSCAs (Rotational Savings and Credit Associations) (例えば無尽《合会》)、私営の貸金業者（《私人錢庄》）、知人貸借、質屋（土倉）、高利貸などで構成されていた¹⁵⁾。当時の農村金融システムの全体像は、図1-1に示すとおりである。

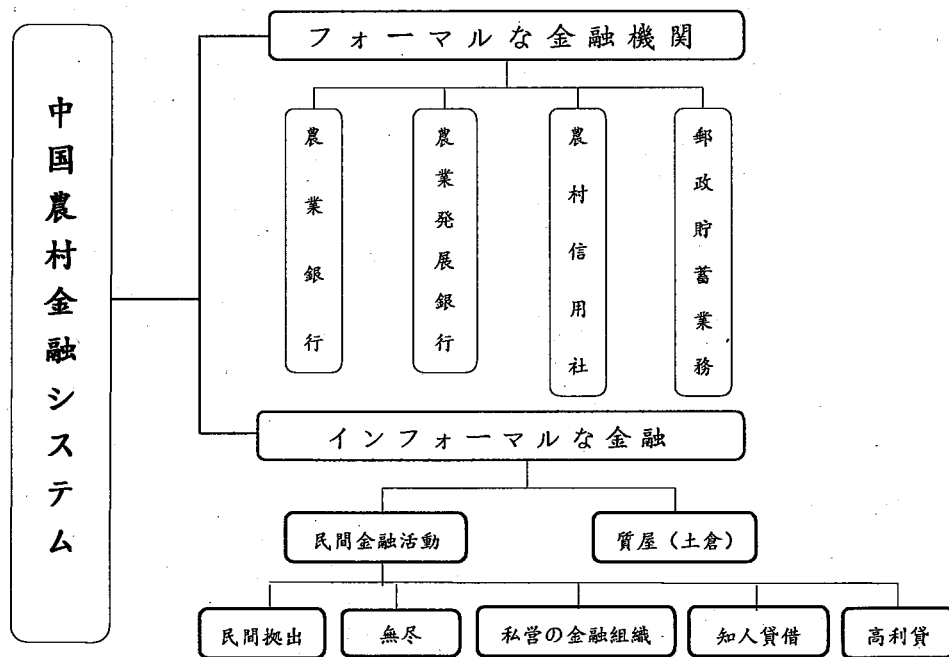


図1-1 1999年現在、中国農村金融システムの現状
出典：中国農村金融の実態分析に基づき、筆者作成。

こうした金融システムの中、前節で述べたように、農業銀行は、農村地域から貯金者の資金を吸い取ったり、インテグレーション分野や都市部の不動産開発分野などへの融資を強化したり、自分の商業化の動きが加速したりした。一時的に農家の零細な資金需要に対応したが、経営方針が変化したことから、農家は貸付の対象から除外されたと言える。郵

政貯蓄業務は、吸収した農村資金の全額を人民銀行に預けて、利鞘を経営の利潤とした。政策金融組織である農業発展銀行は、食糧・綿花・食用油などの買付・備蓄・加工に必要な資金を国有食糧企業へしか貸付しなかった。今後も農家への政策的融資をほとんど行わない見込みである。

国有商業銀行の農村地域から営業機構の撤退などを受け、農村信用社は 1999 年から農業者の零細な借入需要に対応する唯一のフォーマルな金融組織となった。しかし、財産権の不明確性、法人統治構造の不完全性、歴史的負担の重さ、資產品質の劣り、大量の不良債権、高い調達コスト、サービス手段の立ち後れ、難題を抱える資金過不足の調整など、経営管理上・制度上の理由により、経営の利潤を追求するために、農村信用社は農家より郷鎮企業への融資に傾斜していた¹⁶⁾。また、長期的な赤字状態から脱却し、経営管理・監督管理のコストを削減するために、農村信用社は統廃合して規模拡大の道を歩み出し、法人営業機構の社数は減少し、農家に最も近い貯金所や、信用代行所の軒数も大幅に減少した。表 1-1 に示した農村信用社機構数の減少傾向を見た上で、考察を加えれば、農村信用社改革は一面的にすべての視線が一斉に組織自身の財産権制度の調整、不良債権の減少などに向けられ、もともと所有者であった農家という取引相手の利益・要求が軽視されたと指摘できる。

年 度	法 人 機 構		非 法 人 機 構		
	聯合社	信用社	信用支社	貯金所	信用代行所
1996	2,346	48,586	43,765	16,709	227,240
1997	2,380	48,133	43,998	16,992	223,562
1998	—	—	—	—	—
1999	2,464	39,604	47,709	15,495	190,130
2000	2,517	37,624	49,108	14,040	169,092
2001	2,528	35,529	49,052	13,313	158,379
2002	2,524	33,020	46,683	11,822	137,683

表 1-1 農村信用社の機構設置状況の推移 (1996 年度~2002 年度)

出典：『中国金融年鑑』の各年版より作成

現行の法制度では、農村信用社に「商業銀行法」を準用させ、これまでに、半商業性＋半政策性の任務を担わせるよう規制されていた。すなわち、政府は農業の重要性を再三強調し、農村信用社に少なくなり、政策性の貸付任務を押し付け、かつ貸付の金利の水準をずっと比較的強く抑えたことがある。農村信用社が農家のための金融組織になれなかつ

たのは、経営の悪さ原因であるが、行政干渉の方面の原因がより多かったと考える¹⁷⁾。農村信用社は財産権の形態、組織形態、業務範囲などで銀行と全く異なるため、経営に適切な規準のないのが現状であった。そのため農村の行政機関の過度な干渉で、権利の侵害を受け、また内部の資産管理、リスク管理などの管理体制が崩れ、事実上機能不全に陥っていた。2002年には農村信用社の80%以上は赤字経営となった。1997年半ばから不良債権問題が表面化し、2003年には貸付の37%が元本はおろか利息の返済さえ行われない不良債権であった¹⁸⁾。不良債権率は50%~80%以上の農村信用社も数多く存在し、政府の財政援助なしに経営可能な農村信用社は15%に過ぎなかった¹⁹⁾。農村信用社は唯一農家向けに小口ローンを提供する唯一のフォーマルな金融組織であるが、融資手続きが煩雑であり、保証人・担保が必要などの問題で、実際に融資を受けられる農家は極めて少なかった²⁰⁾。要するに、農村信用社は農家の日増しに増加しつつある多様な金融サービスの需要を満たせず、その一方経営上において商業化の傾向が顕著で、資金を大量に収益率のより高い融資先ないし非農業分野へ流出させ、農業者への貸付は行われなかった²¹⁾。

それに加えて、農村金融保険の不存在、及び農村民間金融に対しての合法性制限、規模制限、業務規制、金利制限などで、農業者に対して、典型的な供給型の金融抑制²²⁾がもたらされ、農村地域における金融サービスは一部の地区では不足・断絶あるいは空白となり、農村金融市場は競争が不十分ないし無競争であるものとなったと言える。

本論の第四章から説明する資金互助社は、以上の状況を主な背景として設立された新型の農村地域性農村金融組織の一種である。

3. 援助を余儀なくされた国家財政

中国の「三農」問題を解決するには、「三農」自身から活路を見出さなければならず、強大な外部からの推進力も必要である。現実の状況を見れば、目下の外部の力は市場と政府が握っている。その中で、政府からの推進力と言うと、財政の「三農」支援政策が最も重要な位置を占めているということが、国家統計局の各年度の『国民経済と社会発展についての統計コミュニケ』(《国民经济和社会发展的统计公报》)により明らかになる。

1998~2002年の間、国家財政の「三農」支援政策は、メカニズムと方式を改革する段階に入って、農業インフラ建設に力を入れた。1998年から、中国における最初の積極的な財政政策を実施し、公共財政の枠組を確立することを模索し、加えて、財政支出の改革を

推進することに力を入れた。

まず、農村におけるインフラを改善させるために、大幅に固定資産の建設に融資を増やした。1999～2002年の各年に、農業固定資産投資はそれぞれ357億元、414億元、480億元、423億元であった。また、1998～2002年、農村生産生活条件を改善するために累計すると1,860億元の国債を放出し、5年間で、国の財政より支出された農村生産助成金と諸般の農村事業費は4,077億元に達し、前の5年間の累計額を1,852億元で上回った。

第2に、1999年から、財政の「三農」支援のメカニズムと方式を改善するために、部門予算制度関連の改革試行が農業部から始められ、次第にすべての中央部門に拡大し、そして全国にも広がった。

第3に、農村の税制改革を支持・促進、末端機構の収入減少を補い、改革を順調に推進するために、末端機構の安定的な運営を確保すべきだと認識されている。中央と地方財政が特定の移転支出項目を設置し、2000～2002年には、それぞれ19.7億元、99.35億元、334.63億元を交付した。

このように財政の「三農」支出が年々増えていた一方で、その支出は、「非農化」現象が深刻であったと見られる。先行研究²³⁾によれば、財政の「三農」投入の中で、実際に「三農」に用いられた部分はわずかその半分くらいであった、と指摘している。中国の財政の「三農」支援の資金は、一部が農業科学技術の普及、農業産業化、郷鎮企業、農産品流通などを支持するために利用されたといわれるが、実際においては、大量な資金が科学研究部門、工業企業、農業管理部門、国有流通部門などへ分割されて、直接農家のためになったシェアはわずかであった。そのほか、財政補助が実状とかけ離れていたため、大量な財政資金が無駄に使われた。例えば食糧・綿花・食用油に対する補助は、政府を底のない財政補助の洞穴に陥らせ、財政の負担を重くする一方で、農家に役立ったシェアは極めて少なかった。温鉄軍(2001)は、財政支出によって養われている郷鎮・村政府の役員の人数が多すぎるとし、また各種の名義で借金をするのは、農業投入の低下をもたらし、農家の負担を重くさせると指摘した²⁴⁾。

現行の制度に制限され、目下農家に資金を提供する経済主体はすでに国有のフォーマルな金融組織及び国家の財政部門に合併されたのである。「三農」問題の状況を見てみると、実施してきた財政制度は、農村資金要素の希少である問題を解決できず、政治権利に依存している国家のフォーマルな金融組織は、国家財政の農村資金補助において、主要な手立てであるが、地方政府主に県郷級の政府の強権的な占拠や流用などの無軌道な行いにより、

農家がプロジェクト投資の主体になられず、農業生産及び農業総合開発を支持するプロジェクトに対する投入や後続の経営管理に熱心では²⁵⁾、このことはプロジェクトに期待した効果の実現に利がないと見られている。

【注】

- 1) 農村信用社の経営混乱、農家に対し金融機能が低下した、というように指摘した研究者および論著に関して、
①阮蔚[29]、②宮崎正弘[27]参照
- 2) 白石和良[11]参照
- 3) 1992年以降、中国における改革開放が加速し、対外開放の地域が拡大、都市建設・不動産開発が過熱傾向にあったことについて、①田中修[16]、②日本国独立行政法人国際協力機構（JICA）調査団[22]参照
- 4) 桑田良望[8]参照
- 5) 『中国経済網』2009年1月4日付、「市場の容量が拡大され、農村金融の現代化の門が開かれた」という文章参照
- 6) 韓俊[6]参照
- 7) 河原昌一郎[5]参照
- 8) 高偉、張強[6]参照
- 9) 伊藤武[2]参照
- 10) 謝平[51]参照
- 11) 曹力群[2]参照
- 12) 温鉄軍[48]参照
- 13) 余文淵[58]参照
- 14) 2007年にかけて、中国郵便貯金銀行が中国郵便局から分離し、すべての金融業務を始め、農家向け小口ローンというサービスも行う。しかし、それ以前において、中国郵便局による郵政貯蓄業務は、農村地域において資金吸収の役割しか発揮しなかった。それに関する詳細は、①王双正[44]、②張元紅/李静/張軍[68]参照
- 15) 陳玉雄[19]参照
- 16) 阮蔚[30]参照
- 17) 周小川[77]参照
- 18) Fred Gale、Robert Collender[23]参照
- 19) 慧豊か・[17]参照
- 20) 農村信用社農家向け金融商品は種類が少ない、手続きが煩雑で、その融資を受けられる農家は極めて少なかったというように指摘した研究者および論文が多い。具体的には、①温鉄軍[47]、②周立[76]等
- 21) 農村信用社による農村資金非農業分野へ流出し、農家と小規模農業法人等は農村信用社から借入できないというようなことに関して、①張紅宇[60]、②柯軼[26]参照
- 22) 金融抑制については、①Hellman T., Murdock K., and Stiglitz Joseph E. [24]、②何広文[9]、③何広文[10]④李銳 朱喜[30]、⑤徐徳富 周凌峰[55]参照
- 23) 財政の「三農」支援・助成については、①楊凌[57]、②賀培峰 白後生[14]参照
- 24) 温鉄軍[47]参照
- 25) 地方政府は国家財政の「三農」支援・助成資金などを無効に利用することに関して、①丁学東 張岩松[3] ②「三農」と財政金融課題グループ[41]、③其恩華[7]参照

第三節 中国の農政改革と「三農」の変容

1. 産業構造調整による「三農」経済の変化

農村経済の産業構造の転換は、改革開放とともに始まった。1980年代以降の中国農村では製造業を中心とする郷鎮企業の急成長に伴い、農村労働力の就業構造及び収入構造に大きな変化が起こった。また1990年代に入ってから戸籍制度による人口移動、職業選択への規制緩和が進み、人口の都市・農村間の分布構造にも急激な変化が見られた。しかし、1990年代半ば以降は、厳しい競争に臨んで、郷鎮企業の成長は急速に鈍化し、多くの郷鎮企業は倒産・合併に追い込まれ、地域を基盤とする民営企業に転換していた¹⁾。ここからは、農村経済制度と産業構造の調整という視点から、「三農」経済の変貌を確認していく。

	都市部			農村部		
	人口	構成比	人口増加率	人口	構成比	人口増加率
1949	5,742	10.6	・	48,425	89.4	・
1955	8,285	13.5	0.7	53,180	86.5	2.3
1960	13,073	19.8	5.7	53,134	80.3	▲3.1
1965	13,045	18.0	0.7	59,493	82.3	3.4
1970	14,424	17.4	2.2	68,568	82.6	3.0
1975	16,030	17.3	2.8	76,390	82.7	1.5
1980	18,140	19.4	▲1.9	79,565	80.6	0.7
1985	25,094	23.7	4.5	80,757	76.3	0.5
1990	30,191	26.4	2.2	84,142	73.6	1.2
1991	30,543	26.4	1.2	85,280	73.6	1.4
1992	32,372	27.6	6.0	84,799	72.4	▲0.6
1993	33,351	28.1	3.0	85,166	71.9	0.4
1994	34,301	28.6	2.8	85,549	71.4	0.4
1995	35,174	29.0	2.5	85,947	71.0	▲0.5
1996	37,304	30.5	6.1	85,085	69.5	▲1.0
1997	39,449	31.9	5.8	84,177	68.1	▲1.1
1998	41,608	33.3	5.5	83,153	66.7	▲1.2
1999	43,748	34.8	5.1	82,038	65.2	▲1.3
2000	45,906	36.2	4.9	80,837	63.8	▲1.5
2001	48,064	37.7	4.7	79,563	62.3	▲1.6
2002	50,212	39.1	4.5	78,241	60.9	▲1.7
2003	52,376	40.5	4.3	76,851	59.5	▲1.8
2004	54,283	41.8	3.6	75,705	58.2	▲1.5
2005	56,212	43.0	3.6	74,544	57.0	▲1.5
2006	57,706	43.9	2.7	73,742	56.1	▲1.1
2007	58,283	44.9	1.0	73,004	55.1	▲1.0

表1-2 都市部・農村部別人口状況の推移 (単位:万人、%)

出典:『中国統計年鑑2008年版』

まずは都市化の進展である。中国では、農村人口に比べて耕地が少ないことから、農業部門における労働生産性と投資収益がともに低い。土地収益状況と農家所得の構造からみれば、農家が請け負っている小さな土地はもはや「高所得の源泉」ではなく、命を維持する土地で、一種の「社会保障」である。売却も譲渡もできない土地を持つことは、農家にとって最低所得が保障されることを意味する²⁾。これを反映して農家の収入が低く、投資も不足し、農村労働力が過剰であった。1990年代以降、出稼ぎという形で大勢の農村労働力は大都市に移動して働き、暮らしている。また地方都市への移住も戸籍制度の改革によって加速している。農業分野から非農業分野への労働力の移動や、農村から大都市への大規模な人口移動が生じ、この動向は加速する傾向である。統計によれば、中国における流動人口の規模は、1982年3,000万人、1995年8,000万人、1999年1億人超、2006年1.3億人以上と極めて膨大なものであり、かつ年々増大の一途をたどっている。これを背景に、中国の都市化率は1978年の17.9%から、1990年の26.4%、2000年の36.2%、2007年44.9%と急激に上昇してきた³⁾ことが分かる。

次は、農家の労働投入の構造から農村経済の変貌を見る。構造調整政策が実施された後、農家の年間労働投入は以下の特徴が見られる。第1に、家族経営から非家族経営への移行は全体として速まり、農家の兼業化または対外依存が一層進行している⁴⁾ことがうかがえる。第2に、家族経営における労働投入の減少分がほとんど第一次産業で発生して、商工業、サービス業など非農業分野への投入には明らかな変化がなかった⁵⁾。このことは農業部門には余剰労働力が存在し、ほかに就業のチャンスさえあれば、農家が農業から流出していくということを示唆するものだと思われる。第3に、非家族経営への移行においては、1990年代前半までの農村では、農家の余剰労働力は主として同一地域の郷鎮企業に職を求めたが、1997年以降、郷鎮企業の経営不振及び倒産により、地域間の移動規制が緩和される中で、多くの農村労働力が発達した都市や沿海の農村へ出稼ぎに行く⁶⁾など、現金収入を得る傾向が強まった。すなわち、1990年代後半以後非家族経営への労働投入は、他地域への投入が中心となった。第二回の全国農業センサスによれば、2006年末までで、農村戸籍をもつ労働人口は5.3億人であり、その4分の1の1.3億人が故郷を離れて他地域で働いている。

第三に、農業経営の構造変化を検証する。人件費が安くかつ豊富な農村労働力を有していることは、労働集約型農産物の生産において、有利となるはずである。しかし、地形・土壌品質が多様であり、使用权がそれぞれ農家に属されることは土地集約型農産物の生産

が中国にとって不利であることを意味している。このような現実を受けて、食糧構造の調整政策に従い、食糧安全を確保したうえで、各農作物の作付面積を調整して、比較優位を最大限に生かして、高付加価値型農業が発展した。国家統計局の年間報告によると、2006年の食糧、綿花、搾油作物、砂糖用植物、野菜などの栽培面積が、2005年に比べると、それぞれ110万ha増、34万ha増、52万ha減、22万ha増、46万ha増となった。また、地域・流通・土壌・気候などの条件を総合して、東部の穀物の栽培が減少し、換金作物・工芸作物の栽培が増加した。加えて、米、小麦、トウモロコシ、綿花などがそれぞれ比較優位の最も適切な地域に集中し、灌漑農業を重視し・発展させ、畜産業、水産業なども大きく成長した。農地が年々減少しているのは、「三農」経済の発展にとって一つの障害である。世界人口の22%を占める国民を賄うために中国が確保している農地面積は、世界の農地面積のわずか7%に過ぎない。中国の農地面積は工業化・都市化・インフラ建設用地への転換などから減少傾向で推移している。1996年には1億3,004万haあった農地面積が、2000年には1億2,824万ha、2006年に1億1,800万haと減少した。

最後に、農家の就業と収入構造を見てみる。改革開放以来の約30年間において、農家の就業構造は、大幅に脱農業化の傾向が現れており、所得水準が大幅に上がってきたとは言える。第2次農業センサス⁷⁾によれば、農村の常住人口のうち労働力人口は約5.3億人、就業している人は4.8億人、就職率は90.1%であり、そのうち第1次産業の就業者は70.8%、第2次産業は15.6%、第3次産業は13.6%であった。また、農村人口の1人当たりの年間純収入は1978年の133元から1991年の710元、2006年の3,587元と27倍増加した。その中で、第一次産業の割合が絶えず低下し、2006年には15%を割り込んだ。労働の投入構造が非農業へ大きく傾斜したことから、収入構造の変化も当然の結果であろう。しかし、都市化の進展とともに中国の各省市では1人当たりのGDPが拡大し、所得が上昇しているが、中国では地域ごとの都市化の進展度合いの違いによって、地域間の格差が生じている。農村から都市へと労働力が流入していることから、労働力が流出する農村と労働力が流入する都市の格差も生じている。さらに、都市内においても農村からの出稼ぎ労働者と都市住民との間にも格差が生じている。統計データによれば、2006年には、都市部1人当たり可処分所得が農村部1人当たり純収入の約3.3倍となり（1994年時点では2.86倍）、農村の人口は全国の56.1%を占めているにもかかわらず、都市の家計消費は農村の家計消費の2.1倍であったことが分かった。

2. 国の援助・助成政策による「三農」経済の変化

「三農」問題を早急に解決し、社会主義的な新農村の建設を着実に推進するために、中央政府の「三農」援助対策は財政支出だけでなく、農村の消費の拡大、農家の収入増加・負担軽減の促進につながる政策・措置を真剣に実行してきたと言える。2004年以來、中国共産党中央国務院が5年連続で「三農」実務を指導する『中央1号文書』（《中共中央一号文件》、毎年、の年始に、中国共産党中央と国務院が発表する、その年の最重要課題に関する通達文書。）を作成・発表し、国の「三農」援助の措置や農村発展の指向・要求を全国に明らかにし、着実に実施された。

2004～2006年の間、「3減免3補填」政策⁸⁾を実行した。『2007年の政府活動報告』及び『2006年度国民経済・社会発展計画の執行状況と2007年度国民経済・社会発展計画案についての報告』によると、2006年以降、全国範囲で專業農家の税費負担（農業税と特種産物税）は原則的にゼロとなって、2,600年余りも続いてきた農家に対する徴税の歴史に終止符が打たれた。それ以上、政府は、次の支援・補助策を採用した。すなわち、1) 物作付け農家向けの直接補助金、良質種子補助金と農業機械購入補助金を引き続き増やした。2) 農業生産財総合補助政策を実施した。3) 重点地区の重要食糧品種に対し最低買付価格政策を引き続き実施した。4) 財政難を抱える県と郷及び食糧主産県への移転支出を増加した。5) 農村インフラの基盤整備の強化、農村の生産と生活状況の引き続き改善、貧困脱却扶助・開発事業の促進、などの農業者と関連のある問題の解決に関して対策・措置を制定・実施した。具体的には、穀物作付け農家に対する直接補助の通年の金額は300億元を上回った。貧困県と食糧主産県への移転支出を奨励・補助金として235億元計上した。食糧最低買付価格の適用範囲は稲から小麦まで拡大した。インフラ建設に伴う農地収用の補償基準を大幅に引き上げた。「三農」問題の解決に振り向けられた中央財政の支出は3,397億元に上り、石油特別収益金で充当された穀物作付け農家向けの総合直接補助金120億元を別にすると、前年度比422億元増となった。農村の生産・生活状況を改善するために、飲用水、メタンガス整備事業、農村道路などのプロジェクトの建設に対して、中央政府と地方政府合計で、それぞれ60(69)億元、25(15.6)億元、190(240)億元を投下した。

この一連の「三農」援助政策・対策・措置に基づき、2006年には、深刻な自然災害（台風、洪水、早魃など）に見舞われたにもかかわらず、主要農産物の収穫高は安定的に増加

した。食糧の年間総生産高は4億9,745万トンに上り、3年連続の増産となった。農家の年間負担額を約1,250億元軽減させた。同時に、農村部のエンゲル係数が43%を割った。農村部の絶対貧困人口の所得水準が693元であることから推定すると、農村貧困人口は改革開放当初の3億人から、2,148万人に減少した⁹⁾と言われる。農村戸籍を持つ就業者の合法的權益を守った実務にも大きい進歩があったといわれる。中央政府が「三農」問題の解決と「三農」経済の発展を重視するということは、近年における中国经济改革の大きな特徴である。

3. 農村・農業組織化による農村経済制度の変化

中国では、改革開放以来、農業の組織化制度の推進は大きく次の3つの段階に分けることができる。第1段階は「統分結合の双層経営」時期(1979~1984)、第2は「農民專業合作經濟組織試驗」時期(1985~2006)、第3は「農民專業合作社」時期(2007~)である。その概要は以下の説明のとおりである。

1980年前後に、伝統的な農業を甦らせた請負制が、すべての農家を包含していた人民公社という農業の組織を破滅させた。請負制では、農家の経営自主権が拡大し、努力すれば収入が増えるというインセンティブ・メカニズムが働くようになった。しかし、市場化の進展に伴い、組織されない家族農業の限界性が次第に現れていた。市場へのアクセスは難しく、価格などの交渉力も弱いからである。そこで、家族経営を前提とする再組織化の必要性が認識された。これに対応するために1984年の『中央1号文書』には、農村の様々な形の生産・経営上の協同・連携を承認し、その設立、参加を支援するべきだと明示した。加えて、農業生産資材の共同購入、農業生産の共同経営管理、農産物の共同販売などが始まり、集団所有の企業の経営も続き、專業農家の始業及び労働力の雇用も可能となった。農村の組織化は「統分結合の双層経営」という名称で「農業法」に盛り込まれ、中国農村の最も基本的な経済制度となった。

1985年の『中央1号文書』の中には、「請負制」は「協同組合制度である」、「農村の労働力、資金、技術の移動共用・結合を推進した」と、いうように明らかに請負制の定義を重ねて述べ、請負制の役割を評価した。それに従って、農村における「地域性合作經濟組織」、あるいは「專業協會」が政府の指導下で作られ、集団所有の土地を農家に請負わせる形で家族経営を持続させ、組織で行えば経営の経済性が高まる事業や、組織でなければ行

えない事業を合作社の組織的な経営に優先させるということが非常に重視された。しかし、政府の財政支援が少なく、地域の集団経済も弱いところでは、「合作経済組織」はほとんど有名無実と化していた。比較的成長していたのは果実、畜産、野菜、花卉などのような施設農業を営んでいる農家で組織された「専門協会」であった。農業部の統計によれば、1998年末に、農村の各種専門経済組織は148万余りで、そのうち作物栽培業63.1%、養殖業14.4%、加工輸送業6.1%、そのほかの業界16.4%であった。全国の県を越えた専門協同組織は5,240で、郷を越えた専門協同組織は8140であった¹⁰⁾。

1990年代後半以降、新たに提起された農業の産業化は「企業+農家」というモデルで、地域における農業生産の発展をリードし、一定の経済力を持ち、零細な農家を市場に結びつける役割を果たし、農産物の加工、流通を担ういわゆる「竜頭企業」が入る形式である。企業は市場の需給動向を把握して農家と生産契約を結び、市場の需要を念頭に置きながら農家への経営指導を行う。ただし、「竜頭企業」は政策的な誘導、資金（担保、事業資金の導入）や技術面での支援を受けている¹¹⁾が、企業である以上、利潤の最大化を追求するのは当然である¹²⁾。こういう形の農業産業化は施設農業を中心にある程度の役割を發揮しているが、土地利用型の農業では、大きく期待できない¹³⁾のが実情である。また、農家と「竜頭企業」の間にはしばしば紛争が起こり、農家の利益が侵されるケースは少なくなく、都市部の資本が農村部の労働力と土地資源を搾取している、都市部の資本家は貧しい農家を救えないなどの反対・批判の意見が多くある¹⁴⁾と言われる。

中国農業省の統計によると、2005年末までで、中国において規準に整合している各種の農民専門合作組織の総数は約15万、組合員数は2,363万を数え、全国農家総数の9.8%を占め、年間訓練養成した農民数は延べ1,500万人になった、組合員・周辺の農家らに対しては、2億トン余りの農産物を代理販売し、1億トンの各種の生産資材を代理購入した。組合員は1人当たり約400元の利益返還ないし配当金を得て、約500元の増収を実現できた¹⁵⁾。

『中国人民共和国農民専門合作社法』（以下、『合作社法』が可決され（2006年10月30日、第10期全国人民代表大会常務委員会において）が、施行されることになった。中国における農村の組織化制度の建設は新たな発展の時期に入っている。かかる新たな協同組織の形成は、行政村を補完し「新農村建設」の一翼を担うものと期待されている。同法と『農民専門合作社登記管理条例』が実施されて以来、農民専門合作社の発展が加速している。既に加盟数は3,870万（全国農家総数の13.8%）に達し、農業部は「2010年には30%

になる」と予測している¹⁶⁾。この農民專業合作社を担う人材確保を目指し、2008年3月16日には青島農業大学に全国初の合作社学院が開設された。農民專業合作社の役割として期待されているのは、農家の融資難の解決という点にある。企業的性質をもった農民專業合作社が農家と金融組織の間に入ることで金融面での支持が得やすくなると見られる。

さらに、中国共産党中央委員会第17期第3回総会¹⁷⁾で『中国共産党中央による農村改革の発展の推進における若干の重大問題に関する決定』(《中共中央关于推进农村改革发展若干重大问题的决定》)が可決され、「条件を備えた農民專業合作社が信用事業を行うことは認められる」と明らかにし、現在では、家族経営を基礎とし、地域経済組織、農村信用社などとの連携のもとで農民合作組織の発展が主たる方向として見られるようになっている。

【注】

- 1) 1990年代以来、中国における戸籍制度の変化、人口移動、郷鎮企業の民営化については、玉置知己、中井浩之、佐藤頭一郎、五木田直哉、奥村啓介、石田一馬、大久保勲、王勝春、陳玉雄[17]の共著による『中国における企業向け金融の実態と展望』参照
- 2) 賀雪峰[16]参照
- 3) 中国における都市化の推移状況については、日本銀行[21]を参照、中国の都市化の現状については、中国国際放送局(CRI online)[20]を参照。
- 4) 曹力群[1]参照
- 5) 張慶[64]参照
- 6) 多田州一[15]参照
- 7) 『人民網日本語版』[12]参照
- 8) 陸漢文[37]参照
- 9) 陳吉元(竹谷裕之・訳)[18]参照。ただし、世界銀行は1990年の『世界開発報告』において貧困を数値的に定義すると1人当たりの年収が370ドル以下、「極度な貧困」は1人当たりの年収が275ドル以下と定義した。さらに、1996年OECD(Organization for Economic Cooperation and Development)開発援助委員会(DAC)は「21世紀に向けて一開発協力を通じた貢献」を発表し、その中で世界銀行による1人当たり370ドルの年間取得を「極度な貧困」の基準として設定した。この基準で中国の貧困人口数を測定すれば、2,148万(2006年)を大いに超していると考えられる。
- 10) 南裕子[25]参照
- 11) 『人民日報』[40]参照
- 12) ①仲偉志[75]②史月蘭[42]
- 13) ①張曉山[65]、②姜柏林[19]、③李昌平[27]参照
- 14) 趙曉峰[69]参照
- 15) 三瀧正道[26]参照
- 16) 本論に用いる「総会」という言葉は、「総代会」を意味するものもある。

第四節 本章のまとめ

1996年に農村信用社は農業銀行から分離され、フォーマルな農村金融組織と認められて独立に発展してきた。中国金融体制の改革において、農業銀行を含む4大国有銀行は商業化への発展を改革方針としたことから、次第に農村地域から出先機構及び業務を撤退した。農業発展銀行は、設立されて間もなかった点、行政的干渉が多かった点、自身の経営が不正であった点等により、政策金融組織としての機能を十分に発揮できなかった。農村民間金融は国家金融政策により抑制され、おおっぴらには業務を行えなかった。1999～2006年の間に、農村信用社は農村金融市場における資金供給の担い手の地位を独占していたということは、中国農村金融改革の実態の一つであった。

この十数年において、農村における請負制は引き続き実施され、農業生産の産業化・組織化の発展がモデル試行の段階から普及・拡大の段階に入り、農業生産、農業資材の購入、農産品の販売などの過程では、家族経営、農民專業合作社、「企業＋農家」、「竜頭企業＋生産基地＋農家（農民專業合作社を含む）」など、様々な協同・連携が見られる。農業の産業構造・農村労働力の投入構造の調整が行われた。この改革により、農家の収入増加が上がりつつあり、生活状況の改善などが次第に向上し、貧困人口数が大幅に減少した。農村インフラの基盤が整備され、中国の都市化率が増加した。耕地面積が減少しているが、食糧安全は確保されている。

「三農」問題を早急に解決し、「三農」経済をさらに発展させるために、『中央1号文書』に代表されるように国家の財政・金融政策には絶えず「三農」を偏重し、「三農」援助の財政支出が年々増加している。このマクロ的な認識の進歩により、農村における投資環境が大きく改善され、農家は生産拡大し、投資起業し、原始農業から現代農業に転換する意欲が引き続き高まると考えることができる。

このような改革の成果においては、農村金融市場を独占していた農村信用社の役割が他の農村金融組織より大きかったとは言えるが、農村金融システムの設計が不健全であり、金融機能が低効率であることや、農村信用社が「三農」への融資に傾注しなかったことなどは、「三農」向け資金要素の供給不足をもたらし、「三農」経済の発展にとって大きな障害の一つになったと断言できよう。

第二章

農村金融改革と農村信用社の機能

第一節 本章の課題

中国における農村信用社は、「三農」に金融サービスを提供することを責務として、「三農」経済発展において重要な役割を發揮してきた。近年以来、前章で述べたように中国金融体制改革が進行するにつれて、農村に設置した機構が統廃合され、農村信用社が「三農」にサービスを行うことがさらに実現し難くなり、その限界が一層明らかになっている。しかし、農村信用社は農村金融市場における絶対的優位を占めているように見える。同時に、「三農」の借入の総需要量はまだ小規模であり、農家の一人当たりの借入需要量はまだ小さく、農村信用社は農村金融市場において巨大な発展可能性と空間を有していると言える。

2006 年末までに、農村信用社は農村地域において独占的に経営を行うフォーマルな金融組織になった。国家政策の発展・変化に従って、「三農」問題が重視され、一連の「三農」経済を成長させ、農家の収入を増加させる政策・措置が打ち出され、実施された。これは農村信用社に新しい商品を打ち出させ、サービスを広げさせるきっかけとなった。そのほか、農村信用社の改革を支持、農村信用社の発展を強化するために、国家から多くの特惠政策が公布、実施され、税収、金利、貯金支払準備率、不良債権の削減などの方面で農村信用社に対し特殊な政策を講じ、農村信用社に非常に有利的な経営環境を作ったと言える。

農村信用社は農家の出資により組織され、参加者（組合員）が民主的管理を実行し、主に組合員に金融サービスを提供しなければならない地域性を持つ金融組織である。すなわち、そのサービスの対象は農家であり、サービスを行う地域は農村であり、サービスの目標は地域経済の発展と社会的安定を促進することである。各歴史的な時期においても農村信用社は中国の「三農」経済発展と農村社会安定に非常に大きな寄与をしたと評価できる。中国の経済改革・農村金融改革は 30 年を経て、この間、農村金融の重要な構成部分として、農村信用社もいくつか重大な変化があった。

こうした状況を踏まえて、本章では中国における農村信用社改革の展開過程を確認する。

なかでも 1996 年以降の改革の経緯を整理し、改革の特徴を帰納した上で、農村信用社システムにおける組織制度の変化を明らかにする。

第二節 中国農村信用社改革の展開過程

中国における農村信用社の改革は、大きく次の三つの段階に整理することができる。第一は、中国経済改革の初期における農業銀行の一部門に位置した、金融機能の調整及び信用事業の発展段階である。第二は、協同組合的農村金融組織の回復段階である。第三は、改革深化・多様な財産権制度の方向への試行段階である。なお、この三つの段階は、第一段階（1980～1996）、第二段階（1997～2003）、第三段階（2003～現在）に対応する。以下、その概要を説明することとする。

1. 農村金融機能の調整と信用事業の発展段階

（1980 年代前後～1996 年 8 月）

中国財政指導グループが 1980 年 8 月に開催した銀行工作討論会議で、農村信用社の「官営性」を再認識し、本当の集団所有の金融組織に変えることを強調した。1982 年 12 月に中央政治局の討議で可決された『当面の農村経済政策の若干問題』（《当前农村经济政策的若干问题》）は、農村信用社は協同組合的農村金融組織の性質を持ち続けなければならないと再度声明を発した。1984 年の『中央 1 号文書』が、「農村信用社を真の民衆性を持つ協同組合的農村金融組織にせよ」と呼びかけた。1984 年 8 月に、国務院は農業銀行が提出した『信用社の管理体制を改革することに関する報告』（《關於改革信用合作社管理体制的报告》）を承認・伝達した。この報告は、改革を通して農村信用社の組織上の民衆性、経営上の弾力性、管理上の民主性を強調することや、農村信用社が独立に経営・採算し、損益を自分で負担することや、その民間貸借の役割を十分に発揮させ、農村信用社を本当の大衆性のある協同組合的農村金融組織にすると指摘している。1987 年から、農村信用社改革

は整理肅正の段階に入り、主に内部管理の強化、金融秩序の維持を計った。1993年12月25日の国務院『金融体制改革に関する決定』（《關於金融体制改革的決定》国発[1993]91号）には、1）農業銀行を商業銀行に転換させること、2）農村信用社連社を基礎としながら、徐々に農村協同組合銀行（《農村合作銀行》）を設立させると農村信用社改革の方向性を表明している。

農村信用社の経営管理問題の処理などの現実的で深刻な問題をできるだけ早く解決する。また、農村信用社ができるだけ早く農村金融の主要な担い手になるために、1994年5月、1994年6月、1994年8月、1995年4月、1995年10月に、それぞれ農業銀行から、『農村信用社の利息収支管理の弁法』（《農村信用社利息収支管理弁法》）、『農村信用社經理制度に関連する事項についての追加規定』（《農村信用社財会有關事項的補充規定》）、『さらに農村信用社の貸付管理を強めることに関する意見』（《關於進一步加強農村信用社信貸管理的意見》）、『農村信用社經營の目標責任制のも模範弁法』（《農村信用社經營目標責任制示範弁法》）、『農村信用社の会計監査と処罰に関する暫定的な規定』（《農村信用合作社稽核处罚暫行規定》）など、相継いで全国の農村信用社に発布し、農村信用社の経営・管理・監督に関して、詳しく規定した。

1996年8月までの農村信用社改革の第一段階が終わった時点で、農村信用社の実態を見れば、出資金の整理・拡大などの動きを通して、農村信用社と参加した農家との経済的つながりは緊密化され、経営管理体制の改善が目立つようになり、内部経営のメカニズムが次第に自主経営、自分で損益を負担する方向へ変わった¹⁾。しかし、国務院の『農村金融体制改革に関する決定』（《关于农村金融体制改革的決定》）（国発[1996]33号）（以下、『1996決定』。）によれば、非常に多くの農村信用社は協同組合的農村金融組織の性質を失い、主に「三農」経済にサービスをするという目標から離反した。同時に、1）農村信用社は農業銀行の下部組織としての体制を維持したままで、金融機能の強化と事業拡大を中心とする改革を実施した。2）農村信用社を指導・管理させる体制は、農業銀行が商業銀行に変化する改革における多くの方面で両者間の関係を調整し難くなる事態を招いた、ということが分かった。また、農家に「農村信用社は自らの組織」という意識が薄く、これは協同組合性が確立されていないという基本的問題を有している²⁾。そのため、農村金融に対して、さらに一歩進めた改革を行わなければならなくなり、農村信用社改革もそれに沿って新たな段階に入ったと見られる。

2. 協同組合的農村金融組織の回復段階

(1996年8月～2003年6月)

(1) 県連社制度の形成の強化時期

(1996年8月～1999年4月)

1996年8月に、国務院農村金融体制改革関連の省庁間調整グループ（《国务院农村金融改革部间协调小组》）が設置され、『1996決定』に基づいて農村金融体制改革が始まった。改革の指導思想としては、1）農業と農村経済発展の客観的需要に基づき、第9次五カ年計画と2010年までの農業発展の計画を巡って、協同組合的農村金融組織を基礎とし、商業性金融と政策性金融と分業しながら協力する農村金融システムを確立し、完全なものにすること、2）さらに農村金融のサービスのレベルを高め、農業投入を充実させ、商取引、加工製造、農業を含む総合的な経営や都市と農村の一体化を進め、農業と農村経済の発展と対外開放を促すことにある。改革の重点は農村信用社の管理体制にあり、改革の中心は農村信用社を次第に農家の自発的な出資、組合員の民主的な管理を通して、主に出資した組合員にサービスする協同組合的農村金融組織に改造することである。農村信用社にかかわる改革の内容は、主に次の各項である。1）農村信用社県連社の建設を強化すること、2）人民銀行の農村信用社に対する監督管理を強化すること、3）農村信用社と農業銀行の行政的直属関係を切り、農村信用社の業務上管理を農村信用社県連社に任せ、金融監督の責任を人民銀行に受け持たせること、4）協同組合制度の原則に従って農村信用社を協同組合的農村金融組織にしていくこと、5）県級以上の農村信用社の経営機構を差し当たり設置しないこと、6）農村信用社の合法的権利を守るために国家が適度に政策支持し、人民銀行がリスク防止対策と具体的な措置を作成すること、7）（1996年）年の後半から各省（自治区、直轄市）が1～2の経済的に発達した県（市）を選んで、農村合作銀行の設立試行を開始させること。

このことは、農村信用社と農業銀行が一貫した系列ではなくなり、農村信用社を協同組合の原則に従って改革することは、農村信用社が再び独立な発展の道を歩み始めたことを示すものである。

1997年2月に、国務院の同意で、農村金融体制改革関連の省庁間調整グループと人民銀行と共に農村信用社管理体制に関する工作会議を主催し、農村信用社を協同組合制

に従って改革することや人民銀行の監督管理を強化すること、農村信用事業の自律組織を打ち立てることなどに関連するスケジュールを決めた。

1997年6月に、国務院弁公庁から、『人民銀行による農村信用社管理体制改革をさらによくすることに関する意見』（《中国人民银行关于进一步做好农村信用社管理体制改革工作意见》）（国弁発[1997]20号）が伝達され、次の要求を明示した。すなわち、1）農村信用社を協同組合的農村金融組織にする改革方針を続けて、協同組合制度の原則に従って農村信用社の管理体制を改革する、2）農村信用社県連社の建設を強化・完全にする、3）人民銀行が農村信用社の監督管理に一段と力を入れなければならない、人民銀行の内部に、協同組合的農村金融に対して監督管理する部門を増設、農村信用社に対する監督管理の実務を専門の責任として負う。

1998年11月に国務院弁公庁は『人民銀行のさらによく農村信用社を改革・肅清・規制・管理することに関する意見』（《中国人民银行关于进一步做好农村信用社改革整顿规范管理工作意见》）（国弁発[1998]145号）を通達した。その主な内容は、1）農村信用社に資産整理・資金照合をさせ、協同組合制度の原則に従って規制・改造させる。2）人民銀行からの監督管理を強化、リスクの発生を防止、県級以上において、農村信用社の自律組織を打ち立て、地域の農村信用社に対する自律管理、業務指導、資金の過不足調節、他のサービス機能を行使させる、ということであった。

これらの改革により、農村信用社に対する金融業務及び人事などの管理監督権が、すべて人民銀行に移譲された。

(2) 監督管理の責任機関の調整と財産権改革の模索

(1999年4月~2003年6月)

農村信用社に対して監督管理の責任を誰に負わせるか、農村信用社の財産権関連の改革をどのように行うかについて、中央政府及び人民銀行には様々な構想があり、多様な試行を実施させたと見られる。

まず、省レベルで農村信用社協会を設立することである。1999年4月に、国務院の同意で、人民銀行は全国農村信用社の工作会議を主催した。当会議で提議されたのは、1）必要に応じ、順次に地区（市）連社を打ち立て、業種管理とサービス機能の責任を負わせること、2）全国の各省に協同組合協会（《信用合作协会》）を打ち立てて、農村信用社の

地域営業機関へ自律管理、業務指導・訓練、資金過不足の調節、情報配布・相談、などの方面でサービスを提供する自律組織とする。

さらに、省レベルで農村信用社省連社の設立、農村商業銀行という株式制の編制が試行された。2000年7月から、国务院の許可の下で、人民銀行と江蘇省政府は江蘇全省に農村信用社改革試行を行った。具体的には、財産権を明確にし、経営システムを十全なものにした上で、全省における農村信用社に県連社を単位として統一法人制度を実施させるというものだった。常熟、江陰、張家港3つの県(市)に株式制の農村商業銀行を設立した。県(市)連社の出資を基盤として、(農村信用社)江蘇省連社が設立された。

2002年3月に、中国共産党中央委員会と国务院は連合で、『さらに一步進めて金融監督管理を強化、金融企業改革を深化、金融業の健康的な発展を促進することに関する若干の意見』(《关于进一步加强金融监管,深化金融企业改革,促进金融业健康发展的若干意见》)(中発[2002]5号)を發布して、1)農村信用社改革の重点を財産権関係と管理責任を明確にすること、2)内部管理と自己束縛メカニズムを強化すること、3)さらに一步進めて「三農」向けのサービスの機能を強化すること、農村信用社の農業・農村経済発展にとって金融主力及び農家と結びつく金融紐帯の効力を十分に発揮することなどにある、と明示している。同時に、農村信用社改革は、各地域の事情に合わせて適当な方法を取り、分類して指導することも述べている。例えば、人口が過密している地区または一部の食糧・綿花の主要な産地地区などの条件が整っている地域では、資産整理・資金照合した基礎の上で、県レベルの法人体制を形成する。また、沿海の発達地区と大中都市の周辺、条件に符合している少数の農村信用社については株式制に改造する。全国の農村信用社に対する監督管理は、銀行監督管理機構が全権の責任を負う。各省の政府は国の法規に従って、地区の農村信用社の自律的な管理を強化することに対し指導をし、その上で、関連する部門を統一的な組織にして、農村信用社の金融リスクを防止及び処置しなければならないと命じた。

2003年1月に、中国共産党中央委員会と国务院は連合で、『農業と農村の工作をよくすることに関する意見』(《关于做好农业和农村工作的意见》)(中発[2003]3号)を發布して、農村信用社がさらに一步進んで改革を深化していかなければならないと明記した。全体の要求としては、財産権関係を明確にすること、束縛規制やサービス機能を強化すること、国家が適当な支援を行うこと、地方政府が責任を負うことなどである。

また、2003年4月8日に、人民銀行は『農村信用社の「三農」の支持・サービスする

実務をさらによくすることに関する通知』(《关于进一步做好农村信用社支农服务工作的通知》)(銀発[2003]81号)を公表し、2003年に農村信用社の総貸付と農業貸付の増加率がそれぞれ、15%以上、20%以上にならなければならない、農家向け小口貸付や連合保証貸付を引き続いて改善させると令した。

2003年4月28日に、銀监会が正式に設立された。内部部門として、もともと人民銀行の一部門であった協同組合的金融機構監管司(《合作金融机构监管司》)が銀监会に合併され、協同組合的金融機構監管部(《合作金融机构监管部》)となって、農村信用社に対し主な監督管理の責任を負うこととなった。

第二段階における農村信用社改革の特徴、あるいは結果は、2003年6月27日に、国務院から公布された『2003方案』によれば、以下の点を指摘できる。すなわち、一応財産権を明確にすることを中心とした財産権制度の調整が始動した。農村信用社の自己発展・自己制約・自己戦略作成の経営管理メカニズムが形成された。農村信用社と人民銀行の関係も明らかにされた。また、農村信用社改革の指導思想が農村信用社を協同組合的農村金融組織に回復させるという考え方から、農村信用社を、次第に地域性を持つ金融組織として経営させるという考え方に変えられた。加えて、同時期に、株式制の農村商業銀行や農村信用社の省連社など多様な財産権体制の改革試行が開始された。銀监会は対農村信用社の外部監督管理機関に移行した、というような点が挙げられる。

3. 改革深化・多様な財産権制度の方向への試行段階

(2003年6月から～)

(1) 第1回の改革試行期(2003年6月～2004年7月末)

2003年6月から8省市(浙江、山東、江西、貴州、吉林、重慶、陝西、江蘇)を含め、『2003方案』に従って第1回の改革試行は実施された。

改革試行が二つの主要な問題を解決することと、改革で四つの支持政策を実施することを発表した。

まず、主要な問題の一つは、農村信用社の財産権制度を改革しながら、異なる形式の財産権を確立することを通じて、「誰が出資し、誰が管理し、誰が責任を負うか」という問題である。財産権改革の具体的な形式は、各地の状況がそれぞれ異なることから、幾つかの

財産権形態（株式制、株式合作制、協同組合制など）の中から選ぶことができた。具体的には、発展した地区（都市化レベルが高く、農村信用社が比較的に大規模な資産を持ちかつ商業化経営を開始した）には、農村信用社を株式制の銀行に合併する。一方、人口が相対的に過密、あるいは食糧・綿花の生産基地である県（市）では、郷鎮に設置される農村信用社法人と県（市）連社法人とを、一つの法人社に統合する。その他の地区には、協同組合的農村金融組織に十全にした農村信用社の郷鎮営業所、県（市）連社は、各自が法人とする体制を続けて実行する。有効な措置（降格・合併などの手段）を講じて、リスクの高い農村信用社を併合・再編成する歩調が速められる。少数の資産が債務を相殺できなくなった農村信用社や、機構は都市部・郊外に設置され、「三農」資金需要が少ない地域の農村信用社を、『金融組織の取消に関する条例』（《金融機構撤銷条例》）に従って取消する。

続いて、主要な問題の二つ目は、農村信用社の管理体制を改革し、地方政府に農村信用社の管理（貸付の融資方向を国家の政策の要求に相応しくさせることや農村信用社の人事管理などを含む）の責任を負わせることを明確にし、国家監督管理機関の法律に基づいて監督を実施させるという点である。ただし、ミクロ的な各組織の経営においては農村信用社に自らの手で戦略・対策を作らせ、自らがリスクを負担する。

次に、四つの支持政策は、第1に、国家のマクロ的な政策（目減り防止貯金）を実行したことによって欠損が起こった農村信用社に対して、財政補助を行うというものである。具体的には、財政省が1994～1997年間の農村信用社が実際に支払った手形割引の利息額を査定し、国家財政からその額を分割で配分する。第2に、2003年1月1日～2005年末まで、西部地区の改革試行を行う農村信用社に対して、一時的に企業所得税を免除し、その他の改革試行を行う地区の農村信用社に対して、納付すべき企業所得税を税額の半分で徴収し、2003年1月1日から、改革試行を行う地区のすべての農村信用社に対して、営業税を3%の税率（一般的な税率は7%）で徴収する。第3に、改革試行を行う地区の農村信用社に対して、その不良債権問題を解決するために、二つの方式で適当な資金支持を与えることができる。すなわち、まず、2002年末までの欠損の実額の50%を基準に、人民銀行に特殊再貸付を処置させる。この特殊再貸付の金利は金融機構の貯金支払準備の金利の半分とし、各地区の状況によって再貸付の期限は3年、5年、8年とする。特殊再貸付の借入と返却は統一的に省級政府に責任を負わせるものである。また、農村信用社の不良債権を置き換えるために、人民銀行に特殊中央銀行手形を発行させる。手形の期限は、

適当な金利で利息を払わなければならない。この手形は、流通・譲渡・担保には入れず、条件に符合したものは早目に両替できる。この二つの方式は自由に選択できるものである。第4に、民間貸借が比較的発達している地区においては弾力性を持つ金利政策を実施する。農村信用社に貸付の金利を適宜に上下変動させることを許可し、貸付金利を基準貸付金利の1倍～2倍の範囲内で変動させることができる。しかし、農家向け小口ローンの金利については常に変動を認めず、災害地区の農家向け貸付については、上変動は認めない。

(2) 第2回の改革試行期 (2004年8月～)

2004年7月19日、銀監会の『農村信用社の改革試行時期に、安定を保つことに関する通達』(《关于农村信用社改革过渡时期保持稳定的通知》) 銀監通[2004]79号では、以下のように述べている。「地方政府の農村信用社改革保護と奨励の積極性と情熱を考慮する。また2種類の監督管理体制の併存と過渡期が長過ぎることは管理逸脱を招き、モラルハザードや経営リスクを誘発しやすい。これらの状況から、農村信用社の改革を加速しなければならず、試行範囲をさらに拡大すべきである。」

第2回の農村信用社の改革試行案は2004年8月末の国務院会議で採択された。試行は21省市にまで拡大され、第1回試行の8省市を含めると、改革指導は基本的には全国範囲で普及したことになる。試行の方法は、依然として『2003方案』をそのまま用いている。注意すべきなのは、各省市の経済発展の程度が異なるため、農村信用社の資産状況が異なり、「貧富の差」という問題が今回の改革試行のポイントとなっていることである。「特別貧困地域の農村信用社」と定義された農村信用社改革の成功の可否は、直接農村における金融システムの全体の建設に関係してくると見なされている。

(3) 農村信用社関連の改革試行段階の特徴

この段階の農村信用社改革の実施状況を振り返ってみると、以下のような特徴が見られる。

第1に、改革は政府により動員されたものである。農村信用社を協同組合的農村金融組織に回復する最初に決められた改革方針を強調し続けようとはしなかった。改革に関わる会議が多かった。国家の主要指導者と銀監会の責任担当者の姿が改革においてよく見られ

た。すなわち、それから農村信用社の財産制度改革は一律に処理せず、改革の実施状況は幹部の更なる重視・関心を引いた、と見られる。次は、この改革試行の実施状況を振り返りながら、以上の特徴を明らかにする。

1) 2003年8月18日に、国務院が試行の省市政府の責任担当者を招集して座談会（以下、「8.18会議」）を開催し、当時の副総理の黄菊が重要な発言をした。その中で農村信用社が農業・農村経済発展を促進し、農家の生産発展と収入増加に援助したことなどの方面における多大な貢献を高く評価した上で、改革試行の実務に関し三つの要求³⁾と四つの原則⁴⁾について重要な発言を発表した。同日に、銀监会や人民銀行などが連合で会議を開き、改革試行の実施に関する具体的な実務を手配し、8省市に農村信用社改革を深化する試行を正式に始動させた。

2) 2003年9月中旬、各地における「8.18会議」の真意を実行し、改革試行の法案を準備した状況を調べ、8省市は着実に改革試行の実務をするよう督促・指導するために、5つの視察グループが銀监会に派遣され、それぞれの試行を行う省市へ赴いた。銀监会の副主席であった李偉が視察グループを引率して吉林省を対象に調査・指導を行った。

3) 2003年10月10～11日、銀监会が農村信用社改革を深化する試行の各省市の状況関連の交流会を重慶市で主催した。8省市政府の担当秘書長及び銀监局（銀监会の省級事務機関）の担当責任者、招かれた国務院の担当者や、人民銀行及び財政省の関係する官員が出席し、前段階に直面した難題に関して検討した上で、試行の進捗に関して明確な要求が提出された。

4) 2003年11月中旬から、8省市人民政府は続々と改革試行の実施方案を作成・報告した。2003年12月、銀监会が各省市の実施方案を審査した後、可決の返事をして、8省市における改革試行は本当に実施の段階に入った。

5) 2003年12月16日に、黄菊副総理の主張で会議が開かれ、改革試行の進展状況に関する報告を聴取し、前段階の作業を十分に認めて、次の実施段階に対して明確な要求を提出した。

6) 2004年1月7～8日に、銀监会が中農弁（《中国共产党中央农村工作办公室》）や、人民銀行、財政省、国家税務総局の関係する官員を招いて、江蘇省蘇州市で座談会を開いた。座談会の主要な内容は、8省市の試行について、状況交流、実務手配、疑問・難点の解釈、試行推進などと、黄菊副総理の指示の真意を勉強・討議することであった。また前段階の試行実施の状況を結びつけて、黄菊副総理の指示の真意を真剣に押し通し、完璧に

改革試行の計画を成し遂げなければならないと、明確な要求を提出した。

7) 2004年3月25～26日に、銀監会が3回目の改革試行に関する座談会を山東で開催した。座談会は前段階の試行経験を総括し、改革試行の実施において現れた若干の問題をめぐって交流を行い、かつ改革試行の段階性の総括に関する手はずを整えた。

8) 2004年6月5日に国務院弁公庁が『銀監会と人民銀行の農村信用社に対するの監督管理の職責分業を明確にすることに関する指導意見』(《銀監会、人民銀行关于明确对农村信用社监督管理职责分工的指导意见》)(国弁発[2004]48号)を伝達して、農村信用社の管理権が省レベル政府に委譲された後、農村信用社に対する監督管理、リスクの防止防犯・処置などにかかわって、銀監会、人民銀行、省政府の農村信用社省レベルの管理機関それぞれの職責分業を明確した。

9) 2004年6月14日に、銀監会が国務院に農村信用社改革を深化する試行に関する総括レポートを提出した。2004年6月24日に黄菊副総理は改革試行の状況に関する報告を聴取した上で、試行の実施は順調に行われており、明らかな功績を得たと指摘し、そして8省市の改革試行の経験を総括した上で、速やかに農村信用社関連の改革試行を推進することを強調した。

10) 2004年8月17日に、国務院が『国務院弁公庁のさらに一歩進めて農村信用社改革を深化する試行に関する意見』(《国务院办公厅关于进一步深化农村信用社改革试点的意见》)(国弁発[2004]66号)を發布し、農村信用社改革における市場化の改革方向を堅持し、「三農」にサービスすることを主旨として、『2003法案』に提出された「全体の要求」に従わなければならないと明示した。農村信用社の未来像⁵⁾を描いたたうえて、財産権制度改革を深化すること⁶⁾と改革された農村信用社の組織形式⁷⁾などを巡って、中央政府の見解を公表していた。8省市の農村信用社改革試行を完璧に完成することに対して要求を提出した上で、改革試行の範囲を拡大すると明示した。

11) 2004年8月30～31日、国務院は北京で農村信用社改革を深化する試行に関する実務会議を開催し、黄菊副総理が挨拶をした。会議は8省市の改革試行の経験を総括し、意見交換した上で、次回の改革試行の範囲を21省(自治区、直轄市)へ拡大していくと表明した。

12) 2005年4月4日に、杭州市で銀監会が農村合作銀行と農村商業銀行の監督管理に関する実務座談会を開いた。銀監会の副主席である李偉の発言では、農村合作銀行と農村商業銀行の設立は、農村信用社の財産権制度改革において積極的なまた開拓性のある実

践であり、改革の絶えず深化及び各形態の農村信用社が自ら発展・壮大していくにつれて、両種の銀行は必ず農村金融システムの重要な構成部分、または地域経済発展を支持する重要な勢力となると評価した上で、銀監会が参入の基準を厳格にし、参入する質を確保し、定めた条件を整った農村信用社の農村合作銀行や、農村商業銀行を設立することを承認させる、という原則に従って、農村銀行のような金融組織設立の実施を推進すると銀監会の農村信用社改革を株式制の方向へ導いていく志向が明らかにされた。

第2に、人民銀行と国家財政は最初の資金支援承諾を現実化し、農村信用社の不良債権の削減を強力に支持し、かつ銀監会が規則と制度を厳密にした、と見られる。

農村信用社改革を支援し、農村信用社を助けてその歴史的負担・不良債権を撲滅させ、改革試行が順調に展開することを促すために、モラルハザードを防ぐことを前提とする。支援政策の実施では、試行を行う地区の農村信用社に対して、2004年3月4日に、人民銀行が、8省市の272県(市)連社向けに計119億元を第1回目の中央銀行の特定項目手形として発行し、国家の「お金でメカニズムを買い換える」(《花钱买机制》)という対策の実効は関心の焦点となった。第2回の改革試行が始まる前までに、8省市の支援資金総計が380億元、そのうち、特定項目手形が361億元、特定項目貸付が19億元となっている。

2004年11月1日に、農村信用社に一貫して財産権関係の明示、法人統治の構造を完全化、自己束縛メカニズムの強化、内部管理強化を日常実務の重点とさせ、改革試行の目標を実現させることを促すために、人民銀行と銀監会は『農村信用社関連の改革試行への特定項目手形の換金と審査の弁法』(《农村信用社改革试点专项中央银行票据兑付考核办法》)を作成・発布した。しかし、実施において、軽視してはならない問題が生じた。具体的には、新しい機構の設立と資金支援の取得を中心においた問題、この資金支援対策の宗旨・重要性に対する認識不足により講じた措置が無能化し、出資金の増加・管理の基準に違反する問題、などである。

それを受けて、2005年4月29日に、『さらに農村信用社関連の改革試行への特定項目手形の発行・換金・審査の作業を強化することに関する通達』(《关于进一步加强农村信用社改革试点专项中央银行票据发行兑付考核工作的通知》)は人民銀行と銀監会に発布された。最終的には、この《花钱买机制》という対策の最初の意図を一貫するために、2006年4月21日に、両機関は再び『農村信用社関連の改革試行への特定項目手形の換金審査に関する案内』(《农村信用社改革试点专项中央银行票据兑付考核指引》)を発布した³⁾。

2008年6月末まで、人民銀行は合計18回、特定項目手形の発行と換金の審査を成し遂

げ、29省（自治区、市）の2,396カ県（市）へ1,656億元の特定手形を発行した。これによって、農村信用社の1,353億元の不良債権、303億元の長期付けにされていた損失が置き換えられた⁹⁾。

第3に、銀監会の行き届いた監督管理によって、農村信用社の末端機関数は大量、または快速に減少する傾向にある。

いわゆる上から下への改革に力を入れ、中国銀監会は農村信用社の末端組織に対する粛清の主張を決めた。2006年4月、銀監会から『農村信用社の信用代行所と郵便貯金の代行機構を徹底的に整理することに関する通知』（《关于清理农村信用社信用代办站、邮政储蓄机构代办机构的通知》）（銀監弁発[2006]120号）が發布され、これは、法律・規則に背いた行為が多い、事件が多発する、リスク・潜んでいる弊害が大きいなどの原因で、全国における農村信用社の代行所を整理、代行員調査を行う作業が大規模に繰り広げられた。2006年末まで、全国で78%の代行社94,735軒が整理され、約78%の代行員104,251人が調査された。そのうち、51,232の代行所が廃止され、60,269の代行員が解雇された。その他に、543と42,960の代行所が、それぞれ、農村信用社の営業所、業務連絡所・情報ステーションに改編されて、試行・審査に合格した以前の代行員の469人と43,513人がそれぞれに農村信用社の契約労働者や業務連絡員・情報員として採用されている。なお、11の省（区、市）は整理の作業を終わらせることができなかった。銀監会の総合統計¹⁰⁾により、以上で説明した整理の成果が分かった。

【注】

1) 王曙光[46]

2) ①謝平[51]、②凌濤[31]、③栗林直幸[7]参照

3) 黄菊の三つの要求は、農村経済発展と全面小康社会の建設を支援する戦略角度から農村信用社改革を深化する必要性を認識すべきである、農村金融のサービスシステムを整備し、農村金融サービスを改善する農村信用社改革の必要性を十分に認識しなければならず、農村信用社改革を速やかにし、その経営管理を改善し、改革深化の緊迫性を十分に認識しなければならず、以上の主張である。

4) 黄菊により発表された四つの原則は、改革試行を行う過程で市場経済の規則を守ること、「三農」にサービスする方向を長く継続すること、地域の事情に合わせて、類別に指導すること、責（責任）と権（財産権）と利（利益）を結合することを指す。

5) 農村信用社は、絶えず金融サービスの改善と「三農」支援の効果の拡大を主要な目標とし、管理体制と財産権制度の改革や、内部コントロールの強化、経営メカニズムの改善を通じて、次第に自主経営、自己束縛、自己発展、リスクの自己負担などの能力を持つ「三農」経済発展にサービスする地域性を持つ金融組織になると期待される。

6) 財産権制度改革を深化することについて、合理的に出資金の最低金額制限を確定しなければならない、積極的に

大手の栽培・養殖農家、私営事業主、企業法人など、いわゆる能力を持つ、農村信用社の管理に参加したいである投資者の出資・加入を受け入れ、出資の集中すぎにによる大出資者らに支配されることも、出資の散在すぎにより内部経営者に歩行会に支配されることも、防止しなければならないと要求している。

- 7) 将来の農村信用社の組織形態について、文書は、すでに条件の整った地域において農村信用社を農村商業銀行、農村合作銀行に改編でき、県（市）を単位とする統一の法人制度を実行できる、引き続き農村信用社の郷鎮営業所、県（市）の各自が法人にすることもできると、中央政府の見解を明示している。
- 8) 上級組織はこのメカニズムの実施状況に対し、注意しているのは明らかであるが、下級組織と上級組織で意見が食い違っているか、下級組織による実施は、上級組織の要求と食い違っているかは不明である。
- 9) 『金融時報』[24]参照
- 10) 劉小萃[35]参照

第三節 改革による農村信用社のシステム枠組みの変化

3つの段階で行われた改革、とりわけ2003年以後の改革を通じて、新しい管理体制の枠組みが組み立てられ、財産権制度の改革が着実に推進されている。総合的に言うと、国務院がマクロ的に銀监会と人民銀行の金融監督管理の機能を強化し、銀监会と人民銀行が適切な金融政策を作成し、省級人民政府が法律に従って指導・管理の責任を確認・遂行し、農村信用社が自己で束縛・リスク負担するという農村信用社監督管理体制の枠組みが概に形成された。農村信用社を多様な財産権制度を有し農村地域性を持つ金融組織に改編する改革を通じて、地域ごとで、異なる経済環境・経営状況の下にある全ての農村信用社に対して、それぞれの状況に合う財産権形式・組織構造が見られた。改革されてきた農村信用社のシステムの枠組みは図3-1で示し、次のように説明できる。

第1に、中国農村信用社は依然として県域の郷鎮を中心にして、ほぼ郷鎮ごとに1社(末端の営業所)という基準で設置されている。また、郷鎮の大きさや人口数の多少などの要因により、営業所の下に業務連絡所・情報ステーションが設置され、あるいは営業所がなく、業務連絡所・情報ステーションしか設置されていない編制もある。

第2に、全国のほとんどの県(市)には、法人の資格を持っている信用社連社が設置されている。これは管轄地域の農村信用社の郷鎮営業所などの出資で形成された合作制・株式制・株式合作制などの財産権制度を持った組織であり、農村信用社の県レベルのいわゆる法人により統治された地域性を持つ農村金融組織である。

第3に、地区(市)のレベルには、主に3種の編製の農村信用社、すなわち、省級連社の事務所として設立されている農村信用社の地区(市)連社、株式制の農村商業銀行、株式合作制の農村合作銀行があると見られる。そのうち、地区(市)連社は省級連社の下部組織であるが、農村商業銀行と農村合作銀行は省級連社に加入しなくても良いと、『2003法案』に明示されている。つまり、農村商業銀行や農村合作銀行に改造した農村信用社は、省級連社から離れることができる。

第4に、全国におけるすべての省(区、市)人民政府の下で農村信用社の省級連社が設置されている。省級連社は省政府に直接管理され、地区(市)と県(市)連社に業務指導を行い、農村信用社の最高の組織形態となった。しかし、前述のとおり、農村商業銀行と農村合作銀行が設立が進むにつれて、省級連社の指導・管理の力が弱められているので、省級連社は不自然な立場にある、設立させること自体がミスだった、将来に進退するのか

など都被言われている¹⁾。

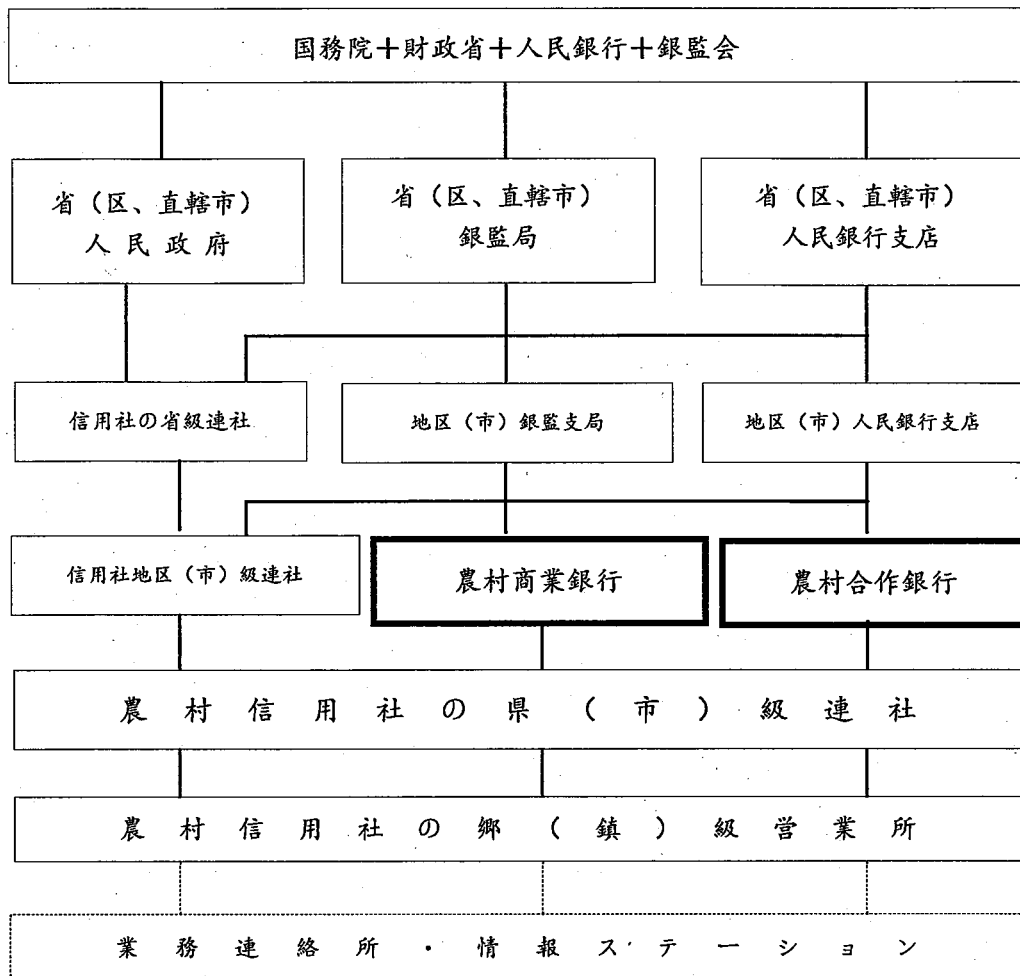


図3-1：農村信用社システムの指導・監督・管理・運営の構造
出典：実態調査・分析にも続き、筆者作成。

2007 年末現在までに、全国における、30 の農村信用社の省級連社、17 の農村商業銀行、113 の農村合作銀行、1,825 の県（市）連社法人機構が設立された。

【注】

1) 農村信用社の省級連社の設立や存在及び進退についての詳しい内容は、以下の研究を参照されたい。

①羅和平[38]、②『深県農業情報網』[36]、③孫思磊[43]④肖四如[50]

第四節 本章のまとめ

中国政府は、常に国の経済発展がまだ社会主義建設の初期段階にあると指摘し、成功事例が少ないので、どのような事業を展開しても、必ず新たな試行・中国の特色をもったやり方を模索していくと呼びかけている。中国農村金融改革、とりわけ農村信用社改革においても例外でないことは、これまで回顧した改革の展開過程で明らかにした。

中国経済が市場化・グローバル化へ転換する時期の農村信用社改革の展開過程を特徴づけると、政府は「三農」経済の発展・農村金融の役割を重視し、農村信用社の協同組合的農村金融組織への回復に積極的な姿勢を示し、農村信用社改革の成否を「三農」問題の解決にとって重要なカギとしてきた。そして、農村信用社改革は強制的に、また、ある場合には行政的な圧力に推進され、農村金融システム、さらに国家金融システムにおける「三農」経済発展にとっての農村信用社の位置付けと役割が向上してきたことが分かった。

しかし、2003年6月から、改革の主な内容は、1) 法人を単位として、農村信用社の財産権制度を改革し、財産権を明確し、法人統治の経営構造を十全にすること、2) 農村信用社の管理体制を改革し、その管理権を地方政府に移譲し、農村信用社の省級連社を設立させることが挙げられる。まさにこうした農村信用社改革は、改革前の「国有性」が見られ、協同組合的農村金融組織への回復という初志はかなり実現し難かった。このことから、現段階では株式制への整備という戦略になったことも尙え、実際においては協同組合組織の特徴が見い出せず、農村信用社は名ばかりの協同組合的農村金融組織であったことが分かった。そのため、農村信用社は「誰のための金融組織なのか」という問題がまだ解決していないと言えるだろう。

また、農村信用社における県域機構数の減少及び農村信用社の代行所に対する粛清によって、農村信用社と農家とのつながりが薄くなり、農村地域における金融機構のカバー率がさらに低くなり、農村金融の需給間の情報非対称性や農村金融市場の資金供給の真空状態が一層悪化したと言える。こうした農村信用社は、如何に「三農」とりわけ散り散りな農業者の零細な借入需要を満足させるかが、今後農村信用社改革・農村金融改革にとって最大の課題となると考える。

第三章

農村信用社改革の実績及び経営管理の実態

～農村信用社の遼寧省葫蘆島市市連社の事例～

第一節 本章の課題

前章で紹介したとおりに、中国の農村金融を担ってきたのは、主に農村信用社である。現在、農村信用社は、農村商業銀行や農村合作銀行への組織転換、農村信用社の県連社単位の統廃合などが進行中である。2007年8月に、中国における最後の農村信用社の省級連社——海南省連社が設立され、銀监会が農村信用社関連の改革試行段階の任務をすでに成し遂げられたと宣言した。今後省級連合社を株式制に改革し、また5～10年間で、農村信用社を現代金融企業に改造したいという考えを示した¹⁾。これらの改革を一概に失敗・成功と評価するのは時期尚早であろうが、改革はいまだ成功したとは言い難く、その協同性を回復する展望は見えていない。一般農家は、今日の農村信用社が農村への資金供給機能を十分に発揮できているとは見ていない。

前章で述べた農村信用社改革の状況を踏まえて、本章では、農村信用社が「三農」経済発展にサービスすべきであるという立場から、農村信用社改革の成果や、経営管理の現状を述べ、抱えている問題や、その将来の発展傾向を分析することを課題とする。具体的には、現段階で農村金融の大黒柱となっている農村信用社の運営実態を明らかにするため、遼寧省葫蘆島市綏中県の3つの郷鎮で実施した農家アンケート調査、郷鎮信用社営業所からのヒアリング調査、及び葫蘆島市の農村信用社に関する統計データなどに基づいて分析することとする。

【注】

1) 劉詩平 白潔純[32]参照

第二節 農村信用社改革の実績と役割

農村信用社は誕生してからの 50 数年以来波乱の発展を歩み、その歩みは、発足（1951～1958 年）、停滞（1958～1979 年）、再建（1979～1996 年）、改革（1996 年～現在）という四つの段階に区分することができる。1996 年、農業銀行からの分離により、独立した金融組織となった。

また、1990 年 10 月に人民銀行から公布された『農村信用社の管理に関する暫定的な規定』（《農村信用合作社管理暫行規定》）によれば、農村信用社は組合員の出資で形成され、組合員による民主的管理を行い、主に組合員へサービスをする協同組合的農村金融組織であると定義した。この組織的性質とその農村金融システムにおける独占的な地位から、農村信用社は「三農」経済発展へ向け金融サービス・資金供給することにおいて重要な役割を果たさなければならないと定めている。その主要な機能については、次のように規定している。第一に、遊休資本を集中することや、農村資本の流れを導くこと、特に、農村における店舗数が多い、農家に近い、対象となる範囲が広い、などの特徴から、その優位性を発揮し、農村の遊休資本を吸い上げることである。第二に、多くの農家と各種の経済組織の農業生産を発展する事業向けに金融サービスを提供することである。第三に、農村産業構造と経済構造の調整を促進し、農家の農業生産の各段階において設立された加工、運送などに関わる組織の発展を支持し、かつこれを基に農家の収入増加を促すことである。第四に、農村資金の流通システムを調節することである。第五に、貧困な地区の生産を発展することを支援し、農家の貧困を脱して豊かになることを助けることである。第六に、農村の民間貸借などの金融活動が法律を遵守し、金融秩序を守るよう導くことである。

改革を経て、農村信用社は、組織性質や金融機能、農村金融市場における役割と位置付けなどの方面で、以下の説明のように、大きく変化した。

1. 多様な財産権制度の形成開始と法人統治の骨格の確立

2003 年からの改革によって、農村信用社は財産権の関係を明確にすることや、法人統治

の構造を十全にする方面に積極的な模索を行った。現在の農村信用社システムの枠組みは、第二章で述べたように、大きく変化してきた。農村信用社は農村商業銀行や農村合作銀行に転換あるいは、省政府から直接指導を受ける信用社省級連社の指示・指導と銀監局の監督管理の下で、協同組合的農村金融組織と名乗る法人農村信用社として残っているものが多く見られる。2007 年末まで、全国で、17 行の農村商業銀行、117 行の農村合作銀行、1818 社の統一法人農村信用社が設立された（表 3-1 を参照）。

項 目	年 末					
	2002	2003	2004	2005	2006	2007
法人単位の総数	2,453	2,463	2,457	2,430	2,453	2,408
a 個別法人農村信用社数	2,356	2,345	2,337	1,832	1,159	460
b 統一法人農村信用社数	94	114	104	528	1,201	1,818
c 農村商業銀行	3	3	7	12	13	17
d 農村合作銀行	0	1	9	58	80	113

表 3-1 農村信用社の機構変化の状況（2002～2007 年）（単位：社／行）

出典：『中国金融年鑑』（2003～2008 年版）より、筆者が整理した。

一部の農村信用社は現代金融企業制度の要求に従って、徐々に「三会」（理事会、監事会、組合員総会）という議事規則をとり、決定、執行、監督は互いに制約し合う法人統治体制が形成された。

また、表 3-1 を見ると、今後農村信用社の財産権制度改革の方向がはっきり見られる。すなわち、この改革においては、個別法人農村信用社の社数は、減少の傾向にあり、それに対して、統一法人農村信用社の社数が増えて、個別法人社数は 2,356 社から 460 社に減少し、五分の一以下になっており、統一法人社数が 94 社から 1,818 社に増加した。なお、2003 年から 2007 年まで、農村商業銀行の編成速度と農村合作銀行の編成速度と比べてみると、この 6 年間、農村商業銀行は 3 行から 17 行に増加し、農村合作銀行はゼロから 117 行に増加した。農村信用社（農村合作銀行と農村商業銀行を含む）の営業機構数は 2002 年の 96,297 社から 2006 年の 80,692 社に、15,595 社を減少し、全国で金融機構ゼロの郷鎮数が 2,868 に増加した¹⁾。こうした変化から、農村信用社の財産権制度改革の今後の進展方向は、統一法人の農村信用社（県連社）と農村合作銀行の設立にあると見られる。

以上で述べたように、農村信用社の性質の変化において、経営リスク管理制度への国家関与が極めて必要であり、政策の強制性が認められ、政策当局（者）の改革認識に権威を

持たせたと指摘できる。

2. 資產品質の好転と経營業績

農村信用社の改革は開始してからすでに5年余りが経過した。しかし、農村信用社に対する総合的な統計分析を行い、特に会計以外の指標の改革成果を考察するには、時間があまりにも短すぎる。このため、現状では新たな段階の農村信用社改革の結果または効率については、初歩的分析を行うことしかできないが、以下のように纏めてみたい。

財産権改革を主張する者は、既存の体制を急激に改革するのではなく、現状を安定させることを優先すべきであるとする。農村信用社の再編強化に向けた一連の改革には、中央・地方政府からの大規模資本注入、減税措置、農村信用社の組織統廃合、貸付上限金利の引き上げが含まれる。商業銀行同様に行動する金融組織となるよう促すとともに、農家への融資を拡大するよう圧力をかけるようにし、巨額の資金を農村に流入させることを求めている。

1999年、中国は農村信用社の農家向け貸付拡大運動を開始し、2004年の『中央1号文書』で農村所得拡大と穀物増産への政府の取組みを開始すると定めたこともあり、貸付は加速した。新たに導入された小口ローンは急速な伸びを示し、2004年には、穀物生産者向けの農村信用社の生産貸付を支援するために、政府財政資金が注入された。

政府が巨額の資金を注入したことによる改革成果の最も目立つ点は、農村信用社は不良債権が減少しつつあり、経営管理している資本の品質が徐々に向上していることと経營業績を次第に好転させていることである。

2002年には農村信用社の貸付の36.9%が不良債権となった。個々の農村信用社を見ると、不良債権比率がこれよりも高い農村信用社が多く見られた。2003年から2007年末の間、不良債権比率は9.3%に低下した。不良債権比率低下の大きな要因は、不良債権が人民銀行の特定手形と特定項目再貸付に置き換えられたからである。農業貸付の急増は大規模な資金注入を必要とした。人民銀行からの融資は農業貸付の伸びをもたらし、2007年末まで、人民銀行は銀监会と合同で農村信用社の不良債権処理に、規定の要件及び手続に従い、すでに1,656億元の特定手形を発行した。特定手形の発行と特定項目再貸付の供与を合計すると、査定した資金サポートの全額を交付したと言われる。

		2002	2003	2004	2005	2006	2007
不良債権	不良債権残高	5,147.1	5,059.9	4,514.8	3,255.5	3,032.7	3,138.0
	不良債権率%	36.9%	29.5%	23.1%	14.8%	11.6%	9.3%

表3-2 農村信用社の不良債権状況の推移(2002~2007年)(単位:億元、%)

出典:『中国農村金融服務報告』(2008年9月)より、筆者が整理した。

この財産権制度改革の段階では、2004年に農村信用社は10年ぶりに黒字経営を実現した後、2005年、2006年、2007年には、それぞれ180億元、281億元、440億元の利益を上げた。また、自己資本の総資本に占める割合(自己資本比率)が向上しつつあり、2002年には△8.5%であったが、2007年には13%と高まった²⁾。

こうして見れば、金融組織の改革及び日常的発展においては、国家の資金支持施策が非常に重要であり、これは傷跡だらけであった農村信用社にとってとりわけ不可欠であったと指摘できる。

3. 金融機能の強化と農村金融組織の主要な地位

改革後、各試行省市の農村信用社は貯金・貸付残高および農業融資が改革前に比べて増加したが、農村信用社改革で得られた成果の多くは会計構成の改善に現れている。

農村信用社にとって、金融業務展開における抜本的な資本の源泉は、表3-3で示したように、各項目貯金に依存する割合が高い。この間、各項目貯金は平均的に年間18%で増加し、2007年末までに、45,947億元に達して、総資本に対し92.3%という圧倒的な構成割合となった。同時にその貯金の80%近くは農家からのものであることから、多くの農家にとって農村信用社は将来の出費に備えた資金の重要なプールであると言っても良い。

項目 \ 年末	2002	2003	2004	2005	2006	2007
総資本	21,114.4	25,693.5	29,741.6	33,993.1	40,467.9	49,472.1
うち各項目貯金	19,875.5	24,053.0	27,784.7	32,573.3	38,843.3	45,947.0
各項目貯金の割合	94.1%	93.6%	93.4%	95.8%	96.0%	92.3%

表3-3 農村信用社の総資本における各項目貯金の割合(単位:億元、%)

出典:『中国金融年鑑』(2003~2008年版)より、筆者が整理した。

農業向け貸付の拡大は、「三農」問題解決に向けた近年の幅広い取り組みの一環であり、

農村信用社の改革成果・日常経営の業績・「三農」問題の解決への支持役割などに対して評価して、周知させる際に、一番重要な事柄であり、国家・地方政府・政策関係者、特に資金需要を有している農家が切望していたものである。

農村信用社の貸付の状況は、図3-1で示したように推移してきた。農村信用社の農業分野への貸付は1995年末に1,095億元であったのに対し、2007年末に14,293億元に向上し、前年度より2,188億元（18.1%）拡大した。1996年の約10倍となった。

各項目貸付の残高は2007年末までに、31355.7億元となって、全金融組織の貸付に対して11.7%の割合を占めていた。そのうち、農業貸付の残高は12105億元で、各項目貸付に占める割合は1995年の20.9%から、2002年の40.0%を経て、2006年に46.1%となり、全金融組織の農業向け貸付に占める割合は2002年末の81%から2007年末の約92.6%に上った。

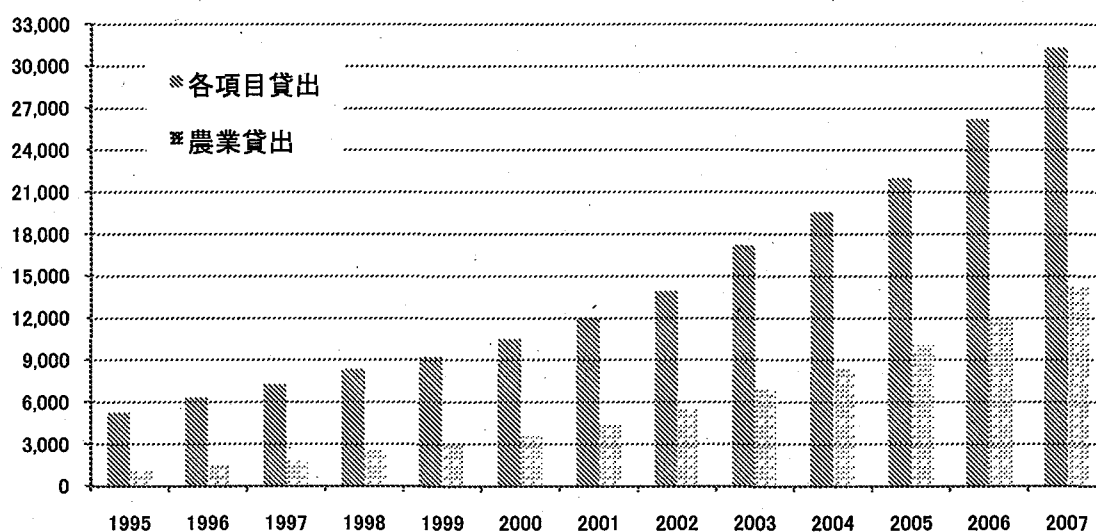


図3-1 農村信用社の各項目貸付と農業貸付の推移（単位：億元）

出典：『中国金融年鑑』（1996～2008年版）より、筆者が整理した。

中国政策当局は、農村資金の流動先を、農村信用社の資本強化及び農家や関連産業への貸付拡大に振り向けている。銀行や農村信用社の貸付判断は、今なお政府や共産党の政策に沿って行われている。政策当局（者）は、低利資金導入により農村の貧困を解決し得るとの見解を有し、歴史的な農村から都市への資金流出を逆転させようとしている。農業貸付の増加は、近年の農村所得増加に向けた多くの施策の1つである。

農村信用社の農業貸付残高の増加は、新規貸付の拡大を反映している。農村信用社の貸

付拡大を加えた新機軸の1つは、村ぐるみの信用格付運動である。住民代表で構成する委員会が全ての世帯について、その所得、借入れ実績、返済実績、近所からの評判に基づいて信用格付を行う。各世帯は5段階のリスク階層のいずれかに格付けされ、証明書を受け取る。証明書を持参すると格付に応じた融資が受けられる。通常貸付の拡大に加え、小口ローン及び連帯保証によるグループ貸付が大きな規模で導入された。詳細は明らかでないが、発展途上で広く行われているマイクロファイナンスの手法が一部参考とされたように見える。小口ローンは農家世帯向け貸付である。連帯保証貸付では、借入グループのメンバーは互いに他メンバーの小口借入の返済を保証し、相互監視の圧力により返済を促す仕組みである。

		2002	2003	2004	2005	2006	2007
各項目貸付	残高	13,937.7	17,183.8	19,544.7	22,000.6	26,236.3	31,355.7
	全金融組織の割合	10.6%	10.8%	11.0%	11.3%	11.7%	12.0%
a 農業貸付	残高	5,579.3	7,077.3	8,490.3	10,071.2	12,105.0	14,292.8
	全金融組織の割合	81.0%	84.1%	86.3%	87.4%	91.7%	92.6%
b 農家貸付		4,218.7	5,576.8	6,795.7	7,983.0	9,196.8	11,618.4
b ₁ 小口ローン		745.7	1,108.6	1,389.4	1,596.4	1,710.3	1,136.9
b ₂ 農家連帯保証貸付		235.3	452.6	652.8	866.9	1,001.4	1,883.8

表3-4 農村信用社の貸付状況の推移(2002~2007年) (単位:億元、%)

出典:『中国金融年鑑』(2003~2008年版)

農家向け小口ローンと連帯保証貸付は2001年に全国展開が始まり、2007年末までに農家向け貸付の残高は11,618.4億元に伸び、前年より2,421.6億元拡大した(表3-4を参照)。

2006年末までの統計によると、両制度を通じて、合わせて全農村の約31.2%、7,072万世帯は小口ローンないし連帯保証貸付を利用したことがあって、全国の農家世帯総数の31.2%、資金需要のあるまた貸付の受ける要件に合う農家世帯数の57.6%を占めて、支援を受けた農村人口は3億人であった³⁾。

4. 農村信用社の金融役割に関わる一考察

農村信用社の農村金融市場における役割を説明するために、農村信用社の農業貸付の変動状況と中国の食糧生産量の変動状況を基に考察してみたい。

図3-2で示した農村信用社の農業貸付の増加率と中国食糧生産量の増加率の推移を見ると、1997～2007年の間、農村信用社の農業貸付が年々高まっていく傾向にあったが、その増加に紆余曲折があったことが指摘できる。そのうち、貸付が1998年に44.2%と増加したが1999年に14.3%しか増加せず、増加率の変動幅が大きかったのは明らかである。

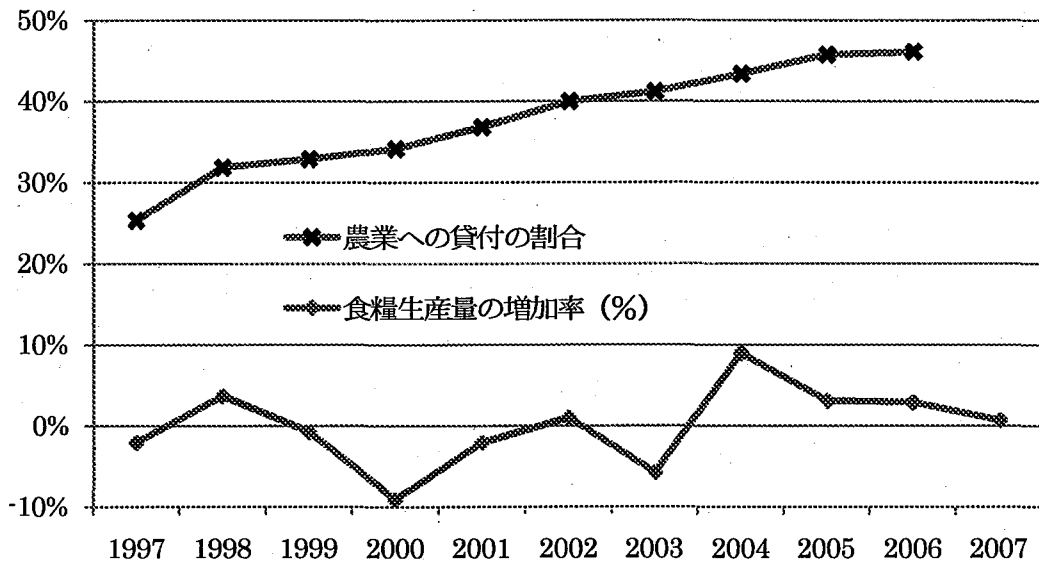


図3-2 農村信用社の農業貸付の増加率と中国食糧生産量の増加率の推移 (%)
 出典：『中国統計年鑑』と『中国金融年鑑』の各年版により、筆者作成。

食糧生産過程における最も重要な生産要素の資金供給が上下すると、食糧生産量の増加に影響をもたらすと考える。中国の食糧生産量が1996年に50,453万トンに達して、増加率は8.13%であったが、1997年には再び減産となり、減産幅が2.1%であった。1998年には、農業貸付の大幅増加と共に3.7%の増産であった。1999年の農業貸付の増加率の大幅な減少に対する農業生産分野への影響を見ると、食糧生産量の増加率はマイナス0.8%となり、2000年にはさらにマイナス9.1%に落ちた。2007年までの中国の食糧生産量は、農業貸付の調整に従って徐々に正成長となったと見ることができる。

この考察の結果、すなわち、食糧生産量の変動と農村信用社による資金供給の変動の二つの関係は結びついていることが認められれば、資金要素あるいは農村信用社の資金供給は農業生産にとって、決定的な役割を持っている、農村信用社の安定的な農業貸付戦略は食糧安全を保障し、あるいは食糧生産量を安定的に増加させる重要な前提であると言えるだろう。

要するに、農村信用社の改革段階においては、財産権制度改革方針は協同組合的農村金

融組織に一括改革することから、多様な財産権制度を容認し、地域の農村金融の状況に応じて、再編することに改められた。資本構成を合理化する動きを通じて、民間資本を吸収し、農業支援の融資を絶えず増加させ、農業を支援する力を明確に増大させ、経営の業績は幾分好転しつつあることと、農村信用社は中国農村金融市場における重要な役割と位置付けを有していることが分かった。

【注】

- 1) 劉詩平[33]参照
- 2) 中国人民銀行農村金融服務研究グループ[74]参照
- 3) 臧景範[59]参照

第三節 農村信用社改革の問題と課題

これまで示したマクロ的な数字上の分析においては、農村信用社改革の成果は非常に上がっていると見ることができる。しかし、数字上からは見えない深層の要素を分析すると、多くの問題が隠れていることを見い出せる可能性がある。次に、中国遼寧省における葫蘆島市農村信用社の事例に基づき、農村信用社の経営管理の実態を分析したうえで、改革の中に存在している問題点を掘り起こすこととする。

1. 政策当局の視点と開発戦略

農村信用社は、実質的に政府の支配下にあり、改革の具体的な状況を考えてみると、以下の点が明らかであると考えられる。すなわち、農村信用社改革は政府を主導とする強制性・漸進性・遅延性を持つ制度であり、政府の命令と法律を通じて引き入れられた、上から下までの発展過程である。国家の選択は改革の主体として、終始農村信用社改革のコストと効果や、制度変遷の形態とプロセスに影響を与える。農村信用社の財産権制度変遷、監督管理、機構の統廃合、組織性質などに関する政策は、例外なく政府のマクロ的な計画、指導のもとで実施されている。なお具体的な営業機構の設立や、業務品種の設置などの方面にも政府部門の許可・承認がなければ実施できないのである。中国における農村信用社改革は政府の主導のもとで行われている強制的な制度改革であることは明らかである。

しかし、その運営は政府の見えない保証の下で行われていることから、相変わらず国家の信用に頼った改革である。図 3-3 で示した農村信用社の農業向け貸付と郷鎮企業向け貸付の状況を見ると、2001 年までに農業生産向け貸付の量は一貫して郷鎮企業向け貸付の量に比べて少なかったが、2002 年から、これに反して農村信用社の農業貸付の量は郷鎮企業貸付の量を上回り始め、そして二つの貸付の差は拡大の傾向にあった。

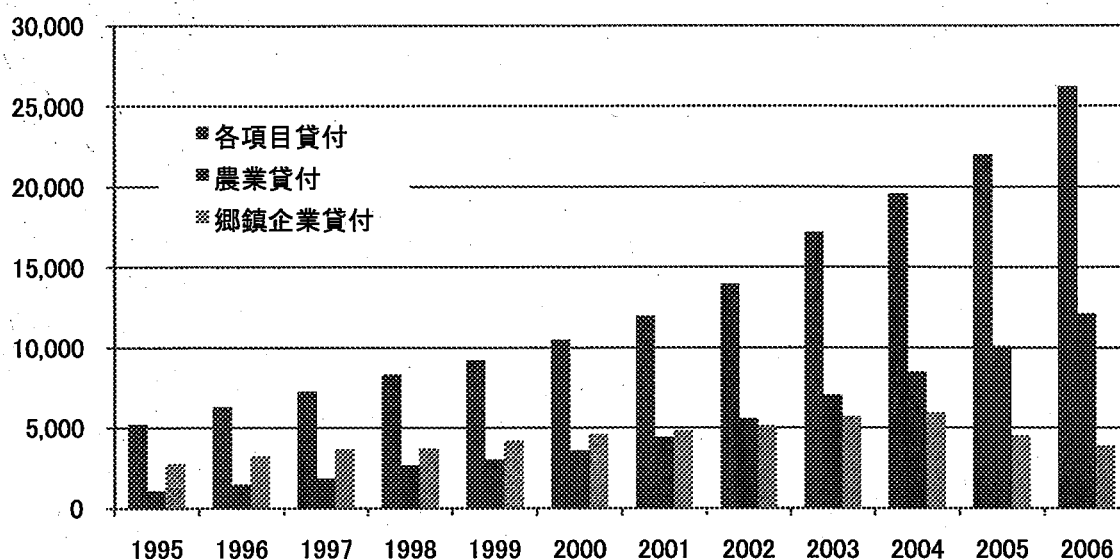


図3-3 農村信用社の各項目貸付及び農業と郷鎮企業貸付の状況の推移 (単位: 億元)

出典: 『中国金融年鑑』 (1996~2007年版) により

なぜなら人民銀行は2002年3月に、農村信用社の農家向け貸付を支持し、春耕時期の農村貸付の投入を拡大するために、260億元の再貸付を農村信用社に引き渡した。『2003法案』に従って2003年9月に特定項目再貸付と中央銀行手形という措置を作成、実施した。2003年11月に、財政省は農村信用社の1994~1997年の間に行った目減り防止貯金業務に対して補助の対策を開始した。また、2004年からの『中央1号文書』では、農村信用社関連の改革試行を深化し、農家向け小口ローンと農家の連合保証貸付業務を拡大すると指示した。これらのマクロ的な動きと農村信用社の貸付の実態を合わせて考察してみると、農村信用社改革及びその日常経営活動は中央政府と金融主管機関(銀监会や人民銀行など)の誘導に大きく左右されているのが一目瞭然であり、国有、準国有の政策性金融のような組織的性質が長期間の改革を経たのにもかかわらず多く見られる。

また、農村信用社の農業向け資金貸付を支持する動きは、農村郷鎮企業向け資金貸付の支持を放棄することを前提としたものであることが、図3-4で示したように分かった。この間、農村信用社の郷鎮企業への資金支持率は低くなりつつあり、さらに2005、2006年には、マイナスとなった。このような状況が続ければ、郷鎮企業の発展の阻害になるであろう。同時に、農業貸付と郷鎮企業貸付を合わせてみると、農村信用社の融資能力は拡大し難い状態にあると見られる。両項目の貸付を一つにして「農村貸付」と見なせば、2005年の増加率はわずか1%であった。このことは、長期的視点で見れば、将来の「三農」経

済の総合発展、農村都市化、農村工業化、農村現代化などの建設事業に不良な影響をもたらす可能性があると考える。

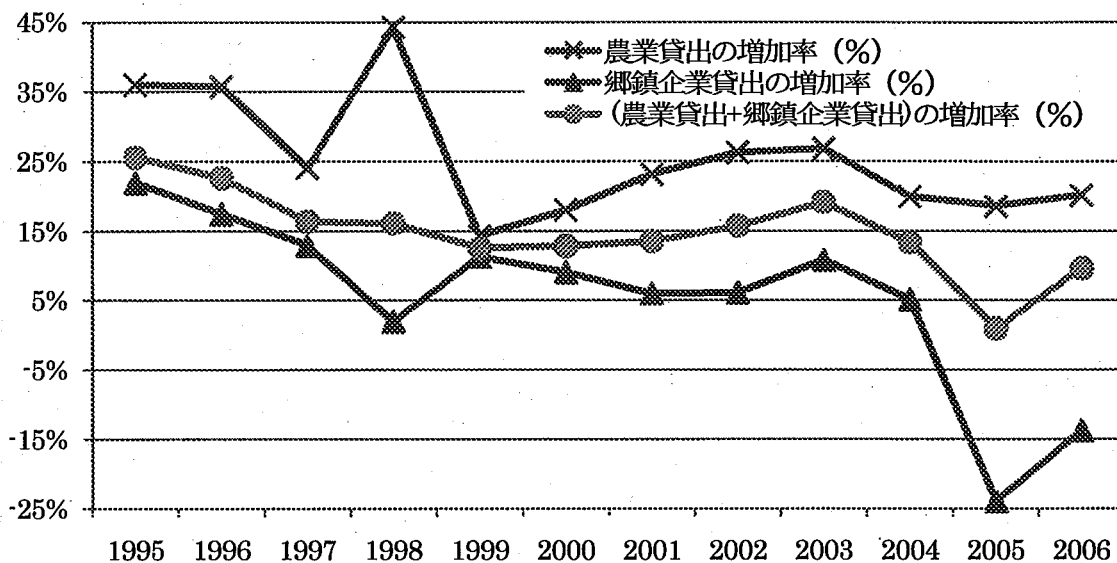


図3-4 農村信用社の農業貸付と郷鎮企業貸付の増加率状況の推移

出典：『中国金融年鑑』（1996～2007年版）により作成。

2. 形式的民主管理と官営性

改革の結果としては、農村信用社の金融サービス機能が完全に「三農」経済発展の需要に適應できず、協同組合的農村金融組織の性質である「三性」（民衆性、民主性、弾力性）経営原則を失い、経営管理上に依然として問題が多くはつきりと表れている。

民主管理と経営者の非公開のコントロールとの間の矛盾が依然として厳しいと言える。いわゆる民主管理とは、もともと協同組合の原則の下で実施されなければならない管理制度のことであるが、農村信用社は行政色が協同組合色より強いので、民主管理の制度的な基礎が不足している。改革により、1990年代の不良貸付増大に大きくかかわっていた貸付判断に対する地方政府当局者の影響力は弱まった。しかし現在でも、農村信用社は、共産党や地方政府の指示に背くことはできない。農村信用社の所有者は判断できない。理事会のメンバーには、共産党と地方政府の代表者が入っている。理事の選任は、銀監会の許可を得る必要がある。この銀監会もまた政府機関であり、農村信用社を含む金融組織の業務

のモニターに加え、政府施策支援の融資指導を行う。2003年以來、人民銀行の「特定項目手形」と「特定項目再貸付」支援措置の要求に従って、農村信用社の「三農」貸付の割合は次第に総貸付額の50%を超え、総体的に農村金融市場における事実上の独占的な地位を占めていることから、競争環境はほとんど見られない。このような状況を背景にして内部管理の改善や金融のリスク管理対策強化が図られず、資産構成の悪化や不適切な経営となり、経営状況悪化の重大な要因となっている。

行政干渉から抜け出し難く、組合員総会、理事会、監事会は名ばかりの存在であり、負うべき責務も発揮すべき役割も行えない¹⁾。多くの場合は、農村信用社の実権を支配する理事長や主任などが実際には政府に任命された者であり、政府関係者にこびへつらう者があり、政府関係者との間に微妙な関係がある者もいる。地方政府の信用度が非常に欠乏し、管理と国家公務員による腐敗の現象がかなり厳しく、悪い官僚風潮をやめたくてもやめられない²⁾。過去または現在および将来、政府関係者の強要などによる貸付は、不良債権化する危険性が高い³⁾が、この構図では頻繁に発生しかねず、農村信用社の経営管理に損失をもたらす可能性がある。また、継続的に各主管部門より公布された農村信用社改革に関する農村金融政策が実施されるが、農村信用社制度などの改革が遅く、さらに、改革は到達目標が協同組合的農村金融組織への回復から多様な財産権制度の農村地域金融組織への再編と転換する、明確な方針がなく、各政策も一時的な対策に過ぎず、根本的な解決にはならなかった⁴⁾。

ほかには、政策当局が苦心して農村信用社の経営管理及び財産権制度を改革していた間、農村信用社の支配人や各級政府の幹部は、職権や制度の不備を利用した不正経理や不適当な指導を弄し、嘘のデータ・報告など汚職・腐敗があり、農村信用社改革の成果に信じられない点があると心配が尽きないと考える。

これらのことに基づいて、農村信用社は改革に主体的な積極性が少なかった、最初から今まで各級政府及び各主管部門の指示・指導を受けて、受動的に改革されたことが分かる。

3. 農村信用社融資と農村資金の流出

金融商業化改革に伴って、農村信用社の経営も利潤追求第一となった。改革前、農村信用社の貸付は農家借入需要の約20%程度しか満たしていなかったことが、国際農業発展基金(IFAD、2002)の報告⁵⁾によって分かった。農村信用社は他の農村地域に出先機構を

設置した商業銀行らと共に、農村資金を農村から吸い上げるポンプだとの指摘もある。

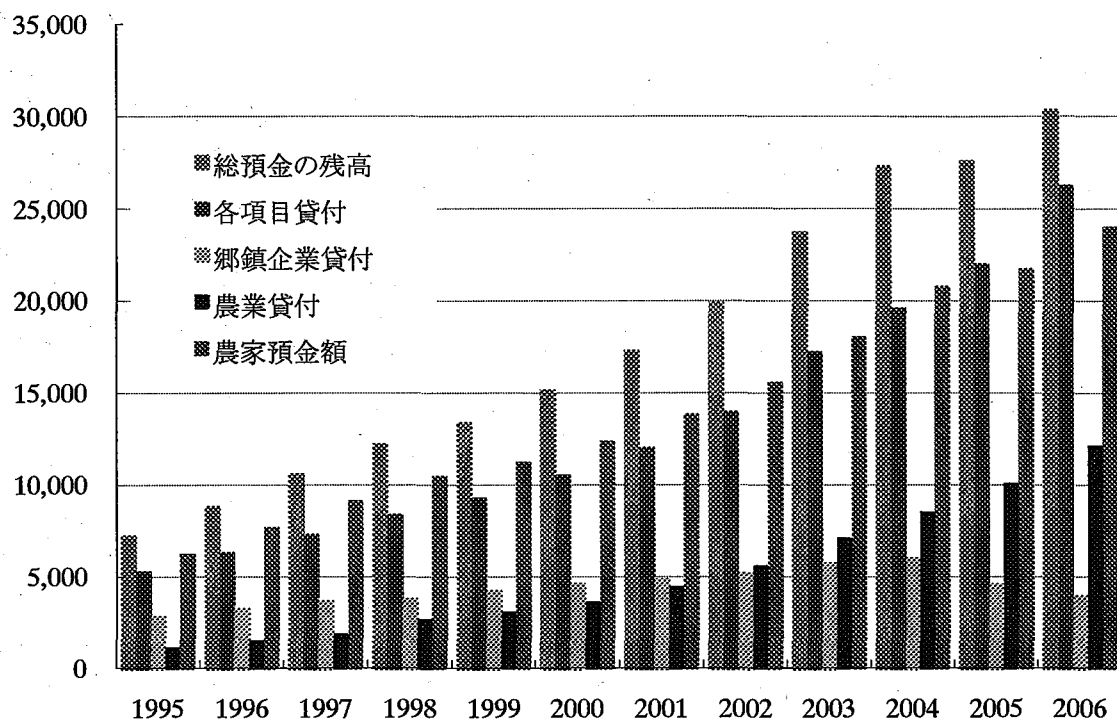


図3-5 農村信用社の貯金と各項貸付の状況の推移（単位：億元）

出典：「中国金融年鑑」（1996～2007年版）より作成。

改革においても、会計上持続的に発展するために、農村信用社の経営は商業化傾向が深刻である。図3-5に示すように、農村信用社が集めた貯金、すなわち、融資資金は、都市部への融資及び貯金支払準備の納付や、人民銀行への預金や、国債と金融債権の購入などの形で、大量に非農業経営分野へ流出しており、結局農業への貸付額は少なくなり、本当に借入の需要を有している農家と他の経営主体は農村信用社の貸付が受け取りにくい構図をもたらし、農村金融サービスの機能は未だに弱体化したままである。仮に農家貯金を農村資金とし、農業貸付を農村貸付として、2006年の資金流出の状況を例として見てみると、農村資金は23,978億元であったが、農村貸付は10,853億元であり、農村資金と農村貸付の差の13,125億元が農村から流出し、貯貸率は45.3%で有史以来の最高記録であった。すなわち、農村信用社が農村地域から集めた資金は、半分に至らない部分しか「三農」に利用されておらず、その他の半分以上の部分を「三農」以外の分野へ流出した。また、図3-5を見ると、2004～05年の間に、農村信用社システムの総貯金と農家貯金の増加は共に伸び

悩む状態に陥っている傾向が現れていたことが見られた。中央政府また銀監会が指導するように農業向け貸付額が総貸付額の50%に達しているものの、この総貯金の伸び悩みにより、融資原資が縮小し貸付能力は弱くなっていると考ええる。

【注】

- 1) 人民銀行江津支行課題グループ[22] 参照
- 2) 範柏乃 金明路 程宏偉[4] 参照
- 3) 劉庶明[34] 参照
- 4) 張荔 田岡[61] 参照
- 5) IFAD (April 2002)[1] 参照

第四節 事例分析

～遼寧省葫蘆島市における農村信用社の事例～

本章の第二節は、中国における農村信用社改革の効果や農村信用社の農村金融市場における役割と位置付けなどを分析した。第三節では、農村信用社改革を通じた農村信用社の経営管理上に存在している問題点について分析した。しかし、地域によって農村信用社の実態は様々である。ここでは、2007年5月に遼寧省葫蘆島市で行った現地調査、アンケート調査の結果及び収集したデータを用いて、農村信用社の経営管理の実態を明らかにする。

1. 調査地の概況

葫蘆島市は、連山区、龍港区、南票区、綏中県、建昌県、興城市を管轄して、中国東北部・遼寧省の南西部に位置する。同市の農業人口は191.4万人で、人口総数の273.7万人の約7割を占める(2005年)。また、市は124の郷(59)・鎮(38)・国営農場(32)と1,077の村を有し、耕作するのに適している土地は646千ha、その内訳は耕地228千ha、園地109千ha、林地309千haである。2005年には、市総生産額は2,995,243万元で、1人当たり換算すると、10,960元である、農業総生産額は812,324万元となって、農家の年間純収入は1人当たり3,428元であった。葫蘆島市の総生産における第一次産業の寄与率は小さく、約15.8%を占めているにすぎない。農家の純収入は総支出より少なく、赤字家計が多く、生産並びに生活状況の改善は進んでいない¹⁾。

現地で行った調査によって、葫芦島市の農村信用社の実態は、次の説明のとおりであることが分かった。

2. 財産権制度改革と資產品質の改善

改革の要求に従って、農村信用社の葫芦島市連社は 2005 年から農村信用社の遼寧省連社の事務所となって、管轄内の県（区）農村信用社に対する会計検査、統計及び管理指導などの公務に責任を負っている。葫芦島市では市連社—県（区）連社—郷鎮営業所という系列が農村信用社の基本的な組織構造となっており、農村商業銀行と農村合作銀行及び業務連絡所と情報センターの組織形態は存在していなかった。

各県（区）に設立されている農村信用社の連社は、管内で唯一の法人資格を有する農村信用社として、市の農村信用社連社の直接指導を受け、県（区）内の各郷鎮に 1 郷（鎮）1 社の基準で設置している農村信用社の営業所に対し指導を行っている。

経営を改善し、サービスと貸付の質を向上するために、2005 年末までに、市には 15 の信用郷鎮、323 の信用村、26.5 万の信用世帯があり、前年よりそれぞれ 25%、15.8%、7.7% と増加した。全市において 1.2 万連帯保証グループを設立し、前年より 756 を増加し、7.3 万農家世帯が参加していた。

また、新たな不良貸付を産ませないために、全力で不良債権を回収することを公務内容の一つとした。2005 年には年間合わせて 5,620 万元の不良債権を回収した。そのうち共産党・政府の幹部による貸付は 303 万元、内部職員による貸付は 288 万元であった。2005 年、管内の農村信用社の経営は、総合的にいえば、欠損を埋めて利益が上がるようになった。

葫芦島市の農村信用社の状況は、全国の総合的な状況と似ているということが、公表されている統計データ²⁾などにより分かった。実際には、市の農村信用社の経営管理上において不快にさせる点が多いのである。次は、この点についての分析を行う。

3. 農業支援と農村資金の流出

図 3-6 が示しているように総じて、農業貸付額は上級部門である農村信用社の省級連社の要求を満たさなければならぬため、かろうじて 2005 年に総貸付額の 50% を上回り、

63%に達した。

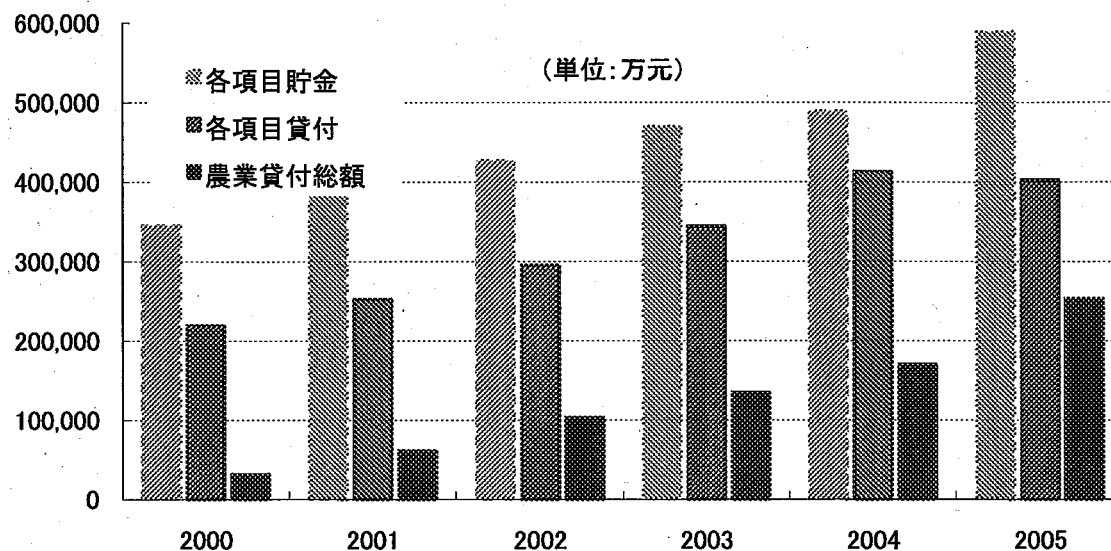


図3-6 葫芦島市農村信用社の総貯金、総貸付及び農業貸付
出典：『葫芦島年鑑』(2001～2006)より、筆者が整理した。

しかし、2000～2005年の間、市農村信用社の年平均各項目預貯金の額は45.1億元、各項目貸付は32.1億元、農業貸付総額は12.6億元であった。計算してみると、この間、農村信用社の金融業務を通じて、年平均で、19.5億元の農村資金が農村から流出（各項目貸付と農業貸付との差）し、13億元の農村資金が無駄に放置されていた（各項目預貯金と各項目貸付との差）。また、農業貸付の各項目貸付に占めていた割合は年平均でわずか36.2%であった。残高は農村貯金残高より大きく下回っている。農村信用社は農村資金需給の不均衡状態を改善できないばかりでなく、大量の農村資金を吸い上げ、有効に「三農」へとその資金を融資できず、「三農」以外の分野へ貸付し、ないしその貴重な資金を使わずに放置している。

その結果、市の第一次産業は足踏みし、食糧生産は変動不安な状態であって、農村信用社の農業支援機能は明らかでなかった。この農村信用社による農村金融の役割が弱いという見方が、図3-7で示した2000～2005年農村信用社の農業貸付と農業生産及び食糧生産量の関係の推移を見ると、明らかであるように考える。

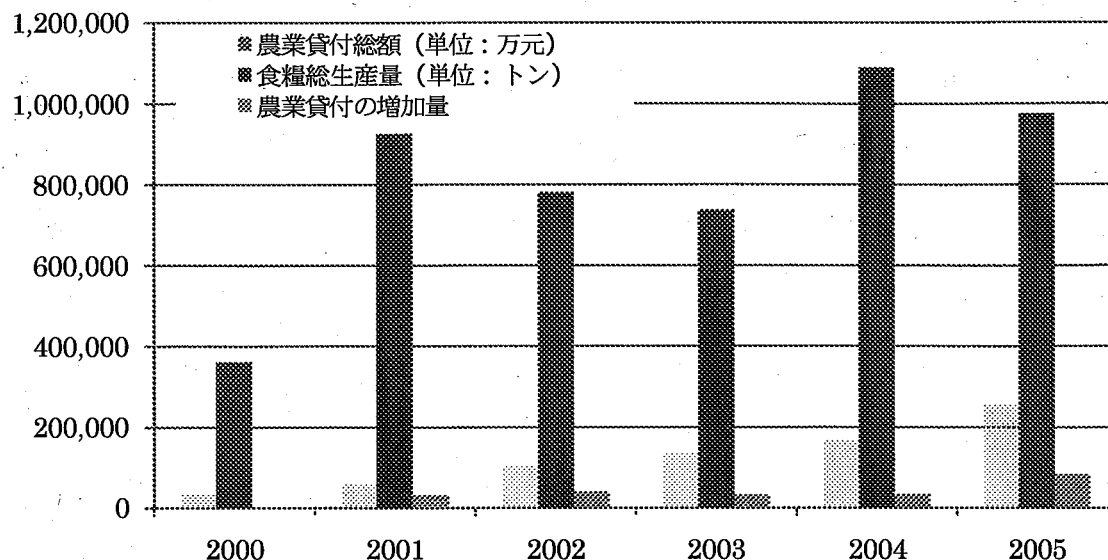


図3-7 葫芦島市農村信用社の農業貸付と農業生産及び食糧生産の関係
 出典：『葫芦島年鑑』（2000～20005）より作成

この間、農村信用社の農業貸付の量は、2000年のわずか31,568万円から2005年の253,585万円となって、大きな増加が実現したと言える。第一産業の生産額も増加してきたが、2001～2002年、2004～2005年、再び伸び悩んだ状態が現れた。また、食糧生産量は変動幅が大きく、かつ増減は常に更迭していた。これらのことから、農村信用社のいわゆる農業貸付は本当に農家へ交付されたか、もし交付されていたとして、その金額は小さすぎたのではないか、貸付を受ける人はその資金を農業生産に使わなかったのか、市の農業生産額の増減はどうして農村信用社の農業貸付の変動とも連動しないのか、という疑問が生じた。

4. 非農、非協同組合的組織の性格

現地で行ったアンケート調査³⁾によると、農家の大半は、農村信用社が誰のための金融組織であるのかを十分に理解していない。また自分が農村信用社の組合員であるとの自覚にも乏しい。その上、農村信用社幹部の選出選挙に参加した経験がある農家はおらず、農村信用社の組合員総会に出席したこともない。その一方で、不十分な農村信用社のサービスに対して、非常に不満を持ち、農村信用社の幹部と職員らは、上部組織、下部組織に対して、貯金（出資金）を拡大したり、上部組織の貸付任務を果たしたり、職権を利用して

政府関係者や知人、親戚などの便益を図っていると評価し、農村信用社が農家の金融組織であるとは名ばかりで、信じてはならないなどのように答えた農家が多い。

農村信用社は協同組合的農村金融組織の性質が薄くなった、あるいは全然なくなったということが、真偽であるかに対しては、市の綏中県塔山鎮に設置されている農村信用社の営業所に勤めていた職員に対するヒアリング調査⁴⁾から次の事柄が分かった。すなわち、1) 誰が農村信用社の組合員であるのか不明である。2) 営業所では支配人が主任であるから、経営管理のことを決めるのは主任であり、民主管理とは名ばかりだ。3) 小口ローンは春先にだけ募集されるが、農村信用社は通常、貯金以外では、特に一般農家向けの貸付業務はその役割を十分に果たしていない。農家向け貸付は総貸付額の50%を超えなければ、中央銀行から「再貸付」は受けられなくなる、一年間に4,000万元の貸付額は上級に定められた定額任務であって、それを上回っても、下回ってもならず。実に、この業務は上級の任務をいい加減にやることである。4) 農村信用社貸付の金利は1.05%であり、民間金利の1.8~3.0%より低利であるが、貸付利用期限が農業生産周期と合致しないこともあり、返済が滞る農家も出ている。

以上で述べたことを纏めると、農村信用社の業務設定の不都合が、もともとの組合員である農家の不満・不関心⁵⁾を招く要因になっている、農村信用社に対する「農家離れ」が強まっている、とくに農家の金融組織でなくなった、内部人や郷鎮政府役員のための金融組織だ、というような不満を述べた農家が多い。

【注】

- 1) 葫芦島市の概況についてのデータは、『葫芦島市十五時期統計資料集』(葫芦島市統計局2006年)2、8、31、35、38、42、45、71、75、78頁による。
- 2) 葫芦島市農村信用社の統計データは、『葫芦島市年鑑』(葫芦島市地方誌実務弁公室編集、深圳市海天出版社)の2001~2006年版による。
- 3) アンケート調査は、2007年5月24日、綏中県の行政機関を通して県域内の3つの農村中学校二年生に用紙を配布し、父母の回答後、5月28日に回収したものである。調査集計結果の概要表を以下に示す。

アンケート調査集計結果の概要表：

調査地の名前		小荘子郷	高台郷	秋子溝郷
調査地の地形		沿海平野	丘陵	山地
サンプル数	配布数 a (合計：410)	180	80	150
	回収数 b (合計：358)	161	69	128
	回収率 (平均：87%)	89%	86%	85%
借入要求があった農家数 c / 割合 $d=c \div b \times 100\%$		76 / 47.2%	22 / 31.8%	53 / 41.4%
信用社から借入経験がある農家数 e / 割合 $f=e \div c \times 100\%$		29 / 38.2%	10 / 45.5%	27 / 50.9%
期限までに返済した農家数 g / 割合 $h=g \div f \times 100\%$		27 / 93.1%	10 / 100%	24 / 88.9%
信用社からの借入難を感じる農家数 i / 割合 $j=i \div c \times 100\%$		69 / 90.8%	19 / 86.4%	46 / 86.8%
信用社の会員であるかでないか	はい k / 割合 $l=k \div b \times 100\%$	11 / 6.8%	5 / 7.2%	15 / 11.7%
	いいえ m / 割合 $n=m \div (b \times 100\%)$	65 / 40.4%	23 / 33.3%	39 / 30.5%
	分からない o / 割合 $p=o \div b \times 100\%$	85 / 52.8%	41 / 59.4%	74 / 57.8%
信用社総会に参加したことがある農家数		0	0	0
信用社幹部選挙に参加したことがある農家数		0	0	0
信用社の所有者は誰であるか	国家 q / 割合 $r=q \div b \times 100\%$	137 / 85%	54 / 78%	82 / 64%
	政府 s / 割合 $t=s \div b \times 100\%$	16 / 10%	11 / 16%	34 / 27%
	農家 u / 割合 $v=u \div b \times 100\%$	2 / 1%	2 / 3%	3 / 2%
	信用社従業員 w / 割合 $x=w \div b \times 100\%$	0	0	0
	知らない y / 割合 $z=y \div b \times 100\%$	6 / 4%	2 / 3%	9 / 7%

アンケート調査の結果により、筆者が整理した。

※表の中の「割合」の値はアンケート調査の結果によって筆者が算出したものである。

- 4) ヒアリングは、綾中県塔山鎮に設置されている信用社営業所の職員から行った。プライバシーを侵さないため、ここで氏名を省略する。
- 5) 組員（農家）不関心について、本研究により、以下のことが明らかになった。すなわち、農村信用社関連の発展と改革の過程において、財産権制度の選択及び変遷に関する問題について、農家が一向に弱者の立場にいて、金融資源に対する所有・利用権、経営・管理権、利益配分権、余剰要求権のすべてが奪われた。こうなると、農家の農村信用社の発展・改革に関心を持つ点は、自らのコスト制限であって、一方、収益は農村信用社の内部人と外部人と共に分割される。もともと「便乗」心理を持ちやすいである農家は、行為から「集団非理性」をはっきりと表し、客観的結果としては、農家は農村信用社の制度選択・変遷に関心を持たず、注目しない。どんなに自発的に放棄しても、受動的にはく奪されても、農村金融資源の配置する過程における、農家の權益が如何にも存在そうに見えるが、実際は農家が農村信用社の戦略や方針の決定することに関して局外者となった。

第五節 本章のまとめ

以上で農村信用社改革の成果や、日常経営管理の実態と存在している問題点及びその将来の発展変化の傾向について述べたことを纏めると、次の点が指摘できる。

まずは、公的な統計データにより全般にわたって農村信用社改革を評価すれば、多様な財産権制度や、法人統治の枠組みは確立されて、農村金融システム、さらに国家の「三農」支援金融システムにおける位置付けと役割を見た。金融機能が強化され、主要な農村金融組織の地位は相変わらずであり、農業経営の成否は農村信用社の貸付の対象選好に大きく影響されている。農村信用社は不良債権が大幅に減少し、資産と貸付の品質が著しく好転し、好ましい経営業績を迎えてきた。しかし、本論の第二章で述べたことと、本章で指摘した不良債権残高の状況と合わせてみると、不良債権の減少量は、政府の資金投入量より少なくなったのであり、いわゆる資產品質の向上は農村信用社自らの経営改善に頼ったものであったとは言えず、まさしく国家のお金で買い換えられたものであった。

次は、農村信用社改革は中央政府の視点で行われ、マクロ的な発展戦略を反映したものである。地方政府は行政干渉の嫌疑から逃れず、改革に主導的な役割を十分に果たせなかったのである。農村信用社の農村貸付は農業及び農家方面を重んじ、郷鎮企業を放棄しつつある傾向が現れた。これは政策を誤解しており、大きな間違いである。農村信用社の農業・農家貸付の増加は、農村資金の流出を防ぐ、流出量を減少することにあると見られる。

または、上も下も欺き、実情を隠しているのではないかという疑いがある。組合員総会と、理事会、監事会いわゆる「三会」制度が実行されず、ただの飾り物になって、民主管理が形式的なものとなり、支配人の考えだけで決めるやり方が横行しており、相変わらず、官営性を持っていると言える。農村信用社の財産権制度再編は大規模な法人にしようとし、農村合作銀行という形態で合併することを考えている。加えて、農村信用社を農家の金融組織に回復することや協同組合的農村金融組織の基盤を構築するなどの問題はうやむやなままにしておく傾向にある。

「三農」側の農村信用社の経営管理及び改革成果についての反映により、農村信用社が協同組合的農村金融組織としての組織性格を持っていない、「三農」から離れたということが明らかであると見られる。農村零細資金を吸収し、流出させ、農村地域において主要な金融部門となっているが、「三農」を対象とする資金運用の割合は相変わらず少ない、支援の役割は充分に見えないのである。農家も、職員も、農村信用社のことに不満している。

このようなことは、農村信用社の自己発展、「三農」問題の解決、「三農」経済の成長のいずれにとっても、見過ごすことのできない重大な問題であるだろうと考える。

こうした状況の中で、今後農村信用社の改革は、第1に、地域農家との関係の強化、いわゆる組織自身の金融サービスの向上、経営管理の整備が必要である。第2に、機能の備わった農村金融組織になるためには、中央政府及び銀監会の農村信用社に対する監督と支援メカニズムを強化することが重要であるが、同じく退出・懲罰メカニズムを打ち出すことが不可欠である。すなわち、農村信用社の主体的積極性を引き出すために、経営不振が続き、前途に望みがない農村信用社を断固として解散する有力な威嚇措置をとらなければならない、各級の支配人や職員の賄賂を受け取ったり不正を働いたりすることは決して野放しにしてはならないのである。このことは今後の農村信用社の改革を成功させ、農村金融の機能を確かに向上させるキーポイントとなると考える。

第四章

中国における農村金融自由化の開始と 協同組合的農村金融制度の新登場

第一節 本章の課題

本論の第二章で述べたように、農村信用社改革は引き続き行われてきた。改革により農村信用社の組織構造には、株式制の農村商業銀行、株式合作制の農村合作銀行、協同組合制の農村信用社の三種の財産権制度がある。また、農村信用社改革の実績については、第三章で述べたように、資金供給面、つまり農村信用社の経営管理実績を表す数字の変化及び農村信用社自らの報告から見ると、改革の効果、特に「三農」経済発展向けの金融サービスの提供における役割が大きく向上してきたと言えるが、資金需要面、すなわち、農村金融の支援効果を表示できる「三農」経済発展の実態推移状況と合わせて考察した結果は、農村信用社は「三農」経済発展にとって決定的な機能を果たす可能性があるが、十分に発揮できなかった。また、官営性が強く、民主管理が形式的になっている、農村資金が、「三農」以外へ流用しており、「三農」支援の役割を十分に果たしていなかった、非農・非協同組合的な組織性格が一目瞭然であることなどのことが分かった。

中国の金利自由化を振り返って見ると、銀行間市場の金利自由化は 1990 年代に終了している。21 世紀に入ってから金利自由化の焦点は、銀行の預金・貸付金利であった。これは、基本的に、1) 外貨が先、人民元が後、2) 貸付金利が先、預金金利が後、3) 農村部が先、都市部が後、4) 長期・大口が先、短期・小口が後、という原則に基づき進められた。人民銀行が決定する法定預貸金利を基準に上下の変動幅を拡大してゆく方法が採られており、2004 年 10 月に貸付金利の上限撤廃・預金金利の下限撤廃という金利自由化の中間目標が達成され、今日に至っている。今後は、貸付金利の下限、預金金利の上限を徐々に拡大することで金利の完全自由化を目指している¹⁾。

しかし、本章の内容になっている農村金融自由化というのは、金利自由化のことを指しているのではなく、中国政府は2006年12月に「民営資本や外資など各種の資本が農村地区で金融機構を設立することを奨励する」と明らかにしていること、且つ2006年12月に銀監会に公布された『意見』に基づいて開始された自由に新型の農村金融組織を設立することを指す。

本章は、この農村金融の自由化の背景と発展の要因についての分析を行い、概要を取りまとめ紹介するものであり、新型農村金融組織の設立に関する政策の『意見』の主要な内容を紹介し、取り分け新型の協同組合的農村金融組織として設立できた資金互助社に関する政策、すなわち、『資金互助社の管理に関する暫定規定』（《農村資金互助社管理暫行規定》。以下、『資金互助社暫定規定』）の主な内容を紹介し、資金互助社がどのように登場するかを明らかにし、資金互助社の組織性格について分析を行うものである。

【注】

- 1) 神宮健[3]参照

第二節 農村金融自由化の背景と発展の要因

中国の農村地域では、農村信用社は農村金融システムの主な構成部分であり、フォーマルな金融組織からの資金供給をほぼ独占しており、これまでに何度も改革が行われてきた。しかし現在、農村信用社改革で得られた成果の多くは会計構成の改善に限られ、しかも農村信用社の会計状況の好転は大きな政策的要素が含まれており、融資は約3割しかの農家に集中していない。一方、農村の融資市場から撤退した4大商業銀行は、農村での預金集めを継続している。その結果、資金がもともと不足している農村からの資金純流出が続いている。こうした状況をもたらした主因の一つは、農村信用社改革という単一の方式で農村金融問題を解決しようという当局のこれまでの指導方針にあった。農村信用社が成功すれば農村金融改革は成功するという考え方が強く、新規参入の促進など、多様化の発想は薄かった。農村信用社が速やかに多額の不良債権を処理し自立できるよう、政府は資金注入と共に、競争相手の登場を防ぎ、独占的経営環境を育成したのである。長い間効果的な解決が得られなかったのは農村信用社の財産権問題と組織統治問題であり、財産権の曖昧さ、組織統治の不備が改革の障害となってきた。さらにもう一つは、「三農」へのサービス提供の面で顕著な改善が見られず、農村信用社に「三農」への支援を弱める傾向が強く見られることである。このようなことは、もちろん、中国における新型農村金融組織の設立が自由となった主な背景であると考えられる。次は、新農村建設や、農村都市化、農業産業化、農家組織化及び民間金融の発展、中央政府の農村政策の変遷などの視点から、農村金融自由化の要因を分析する。

1. 新農村建設と資金動員

2005年10月の中国共産党16期5中全会で採択された第11次5カ年計画(2006~2010年)で、新農村建設が重大な歴史的任務と位置付けられ、一連の重要政策措置が提出された。

「新農村」というフレーズは、建国以来、中央の重要文献や国家指導者の講話に頻繁に登場しているが、胡錦濤総書記+温家宝総理の現政権は新農村建設を、かつてないほど重視している。具体的には、「3減免3補填」や、農業税费徴収の全面廃止や、農村義務教育関連の費用の全額免除、医療制度改革への財政補助の増強、そして農業および農村インフ

ラ整備への予算支出増などが指摘できる。

経済成長の担い手として、また、その恩恵の享受者として、工業、都市、労働者と同等な機会を農業、農村、農家に提供していこうという壮大な試みが、新農村建設ということである。新農村の目指す青写真は、「生産力を高め、暮らしを豊かにし、郷土の気風を改め、地域の備えを清潔にし、民主的な管理を行う」(《生産発展、生活寛裕、乡风文明、村容整洁、管理民主》) というものに集約される。

新農村建設の中でも、村の外観の改善、住宅環境の改善、農業生産レベルの向上を中心とした農村のインフラ建設は、ここ数年間にわたり、中国政府の資金投入ポイントであった。国家発展改革委員会産業研究所の研究によると、新農村建設の総体的目標を達成するためには、中国政府は3兆元余を投入する必要があるという。この研究の報告は、新農村建設における資金難は普遍的な問題であるが、貧しい山間地帯では特にそれが顕著だとしている。すでに建設を終えた投資プロジェクトを除いて、2015年までに新農村建設の目標を達成するには、全国の都市近郊では農村人口1人当たり約1,700元の投資が必要であるが、貧困地区では4,900元が必要となる¹⁾。

胡錦濤政権は「調和のとれた発展」(《和谐社会》) を目指すべく、経済格差の是正を政策課題として大きく取り上げ、特に「三農」問題を解決するため、農業税を始めとする税の減免や農家に課されていた各種費用の取り消しなどの農家負担の軽減(税費改革)、農業振興、農家に対する直接補助金の配布などを実施している。2006年に全国で全面的に農業税が廃止されたことで、農家負担は約1,250億元削減された。工業化の遅れた内陸部農村においては、この農家負担軽減による財政収入の減少は特に深刻な問題である。税費改革前においても、中央政府財政に収入が大きく移転された。分税制改革以降、上級政府である県を加えた県郷財政赤字は拡大した。94年で約700億元、98年で1,000億元、税費改革が本格化した2000年以降では、2000年で3,000億元程度に増加している²⁾。さらに、郷鎮財政は負債も多く抱えている。2008年末まで、中国における地方政府による負債が少なくとも1万億元を超え、うち地方末端政府(郷鎮政府)の負債総額は2,200億元ほどで、1郷・鎮当たりの負債は400万元であり、84%の郷鎮が負債を抱えているという³⁾。

農業税廃止はいわば地方政府の新農村建設への支援力を弱めたとは言える。政府は財政支援の度合いをずっと増大してきてはいるものの、必要とされる金額には未だに追いついていなく、膨大な資金投入の重責に耐えられないと見られる。新農村建設に必要とされた巨大な投資需要の前で、中央財政は資金困難が山積して二進も三進も行き詰まって充分な

農業支援が取れないのである⁴⁾。既存のフォーマルな農村金融組織は社会資金の動員において主導的な役割を果たしているが、「三農」経済発展資金需要の40%を満たせるとは言い難く⁵⁾、まだ対応しきれていない⁶⁾。これらの事情からみると、新農村建設における各方面の各種の資金要素の役割に対し積極的な働き掛けを行うのは非常に重要、あるいは、不可欠となったことが分かる。

2. 農村都市化、農業産業化、農家組織化と資金需要の増加

中国において都市経済が急速に成長、都市競争力が不断に高まっていると同時に、中国の都市化はすでに加速成長期に突入している。都市化率は1978年の17.9%から、2001年の37.7%を経て、2006年に40%に達した。都市化は、農村余剰労働者の都市部への吸収だけでなく、主に農村自体の都市化である。2025年都市化率が66%程度という目標⁷⁾を達成できるかどうかは、農村金融の支持効果に大きくかかわってくると考える。

地域間経済格差を縮小していくには、80年代のような地方政府（郷鎮政府）主導の農村工業化ではなく、中央・上級政府からの公的支援を中心とした「三農」経済活性化が欠かせない。2006年に国家財政収入は年間20%以上で増え、3万9千億元に達した⁸⁾。財政改革により収入を増やした中央政府は、その増加した財政資金を格差の是正に積極的に利用するとしている⁹⁾。

それと共に、WTO加盟による競争の激化、経済成長に伴う人々の食品に対する安全性、品質などへの要求の高まりに対応していくには、農家経営請負制導入により零細化してしまった農家を支援する、何らかの協同組合的組織の育成が必要であろう。この協同組合組織は政府と農家、市場と農家を結ぶ組織としての役割が期待される。農業は弱い産業で、農家は市場競争で弱い立場にある労働者層であるため、1家族1世帯の農業生産者が連合して初めて、市場の風波に抵抗することができる。1980年代に相次いで設立された農家の自発的組織は、当時組織の形態も多種多様、規模も小さく、政府の支援も少なかったため、十分な役割を果たせていない。一方、既存の購買販売協同組合（《供銷合作社》）系統は、市場化の進展による競争激化や政府委託事業の不採算性により経営状況が悪く、また協同組合的性格も薄い。この購買販売協同組合系統の既存の組織力・設備・人材・情報・政府との関係と、郷鎮政府の既存の農業経営サービス部門などを利用しながら、新たな協同組合的農家組織を設立し、これらを通じて公的支援を行うことは、「三農」経済振興の一つの

重要な方向性だと考える。

中国政府は農村経済振興策の一つとして、「農業産業化経営」を提唱している。「竜頭企業」や合作経済組織を育て、農業生産・流通・販売の効率化と製品の高付加価値化を図り、それにより農家所得の向上、農村経済の活性化を目指そうというものである。これは2005年に国務院が発した『社会主義新农村建設を推進することに関する若干意見』（《關於推進社会主義新农村建設的若干意見》）でも取り上げられており、各政府財政は農業の産業化、そして合作経済組織と「竜頭企業」の発展を支持しなければならないとしている。

2006年10月には、『合作社法』が第10回全人代の常務委員会第24回会議で通過し、2007年7月より施行され、曖昧であった专业合作社の存在が法人として制度化された。专业合作社は、政府の支援を受けつつ、すでに農家に対し技術指導、情報サービス、販路開拓など各種サービスを提供し、農産品の品質向上、高付加価値化に貢献している。专业合作社の中には株式制を導入し企業を設立するものもあり、政府が提唱する「竜頭企業」への成長も期待される。

『合作社法』第1章第8条において、「国家は財政支援、税特恵、金融、科学技術、人材支援及び産業政策誘導などの措置を通じて農民专业合作社の発展を促進する」と規定しており、第7章でも政府の支援を強調している。現在政府が進めようとしている「農業産業化」には、专业合作社を通じた小規模家族経営農業の協同組合化と、それを支える政府の公的支援が不可欠である。政府は農村・農業部門への公的資金の投入を増大させているが、今後も継続的に更なる公的支援の拡大が必要となってくるだろう。『合作社法』第1章第9条では、県レベル以上の地方政府及び関係機関が、专业合作社の建設と発展を指導・支援するよう規定されているが、公的資金の効率的利用の面からも、零細組織を再編・強化する、新しい農民专业合作社を設立するなどの措置が重要である。

この農民专业合作社の役割として期待されているのが農家の融資難の解決である。「農家は担保の設定や信用度の証明が難しく、貸付リスクが大きい」と融資を受けるのが難しかった。しかし、この『合作社法』によれば農民专业合作社の事業に金融事業は含まれなかったため、農家の協同組合的金融の在り方、及びその合法性などを巡って論争が生じた¹⁰⁾。2006年12月、『意見』及びその直後に出された『資金互助社暫定規定』が、上述の論争に関して一定の方向性を示したと言っても良い。すなわち、農家の生産協同組合と農家の信用協同組合は分離すべきこととした。

3. 民間金融の機能と役割の拡大

資本投資の担い手は、民間と財政双方があるが、これは中国も例外ではない。中国における民間金融は、インフォーマルな金融であり、それを規制、管理する体制がないため、正確な実態把握は難しい。しかし、民間金融は市場経済化の進展と共に役割と位置付けを拡大している¹¹⁾。

民間金融の当事者は、個人間、企業間の貸借などのほか、情報コンサルティング会社、互助基金会、質屋、無尽講などの組織が資金貸借の仲介を行うケースがある。民間金融の資金の源泉は個人であり、その価格設定はリスクプレミアムを反映し、月利0.8~3%普通で、10%台に達する高利貸のケースもある。企業間貸借金利は、フォーマルな金融組織貸付の2~3倍のレベルである¹²⁾。

民間金融の規模については、研究者によってそれぞれの推測があるようである。中央財政大学の課題グループが、2006年1~3月全国における27省で行った現地サンプル調査がある。この調査の対象となった「民間金融」とは、フォーマルな金融組織によらない営利目的の金融活動である。調査の結果に基づき、2005年度の全国民間金融（地下金融と非合法的な金融を含む）の総規模は約2.9万亿元程度と推計されている¹³⁾。2007年末まで、農村貸借の中に民間金融が70%以上を占めて、農村における高利貸が1.2万亿元に高騰した¹⁴⁾と言われる。

このような民間金融は、フォーマルな金融である各商業銀行では満たせないニーズを補完、代替している。すなわち、資金提供者の多くは、資金の運用先を求めている個人であり、資金を必要とする先は、個人及び民営中小企業である。また、民間金融は成長が速い。上述の調査によれば、2004年末までに、サンプル企業と世帯により調達した民間貸付残高が前年同時期比それぞれ2.2倍、5.3倍増となった。人民銀行に公表された公的なデータも、民間金融の規模は調査された各省の当年度の融資増量の15~25%に相当すると明示している¹⁵⁾。

民間金融の存在理由としては、民営経済の急速な発展に対し、フォーマルな金融では満たせない多様な資金ニーズがあること、また、民間金融の金利は、需給を反映したもので市場メカニズムが働いているとされている点である。その意味では、民間金融は市場メカニズムに沿った効率的な市場行為との認識ができよう。中国東南部沿海地区の私営企業の発展は民間金融と関係があり、民間金融の発展は、経済成長に積極的役割を果たす。しか

し、1999年農村合作基金会の閉鎖以後、農家自らの金融組織を創立することがさらに難しくなった。民間金融の資金需給主体間の取引が成立することは市場経済の基本的原則を説明している。また、民間金融は商工行政部門での登録をしないままで密かに金融活動を行うことは、法律の保護を受けられず、権益が侵害されやすく、国家からの監督管理がなされず、租税が大量に流失してしまう。違法な金融取引と見られているので、契約違反などの原因で、経済的、治安的紛争・事件が起きやすい、社会に不安を招かせる可能性が高いと考える。

以上で述べたことから、民間金融の役割を再認識し、禁止、非合法とするのではなく、フォーマルな金融の補完とさせるために、誘導育成すべきものとされている。そのためには、民間金融組織を認め、農村金融市場を公開化、農村金融組織の設立を自由化することなどの法律整備が必要とされている。

4. 農村金融政策の新たな注目点

次に、農村金融政策の動向として、調和社会建設の一環として胡錦濤政権が進める一連の農村金融施策の内容を整理し紹介する。

マクロ的な政策面を考察すると、近年とられている農村政策の特色は、「三農」問題の解決、「三農」経済発展への補助・特恵施策を強化するために、中央政府は次第に農村金融に対し規制を緩和させ、新型農村金融組織の設立を早く実行するよう要求している傾向が見られる。

2004年の『中央1号文書』は、次の内容を明記している。1) 農村の現実と農家の需要に基づいて、農家と企業向け貸付の増加、農村金融サービスの改善に利ありという要求に従って、農村金融体制の改革を速める。2) 金融機構の農村地域社会のために役立つメカニズムを確立し、県域内の各金融組織が「三農」のためにサービスをする義務を明確にする。3) 農村貸付金利の変動幅を拡大する。さらに、4) 郵便貯金に関する政策を完全にし、農村信用社改革に力を入れ、農村資金の流出を緩和させる。継続的に農家向け小口ローンと農家連帯保証貸付を拡大する。社会資本と外資の吸収を通して「三農」向けに直接的サービスをする多様な財産権制度の金融組織の新設を刺激する。

2005年の『中央1号文書』は、競争のある農村金融市場を育てるために、関係部門が農村に新設する多様な財産権制度の金融組織に関する参入条件や監督管理方法を急いで作

成し、なるべく早く試行を始める。農家および農村の需要に近づき、自然人あるいは企業法人により発起された小口ローン組織の設立を模索して良い、というように指示している。

2006年の『中央1号文書』には、県域における多様な財産権制度の地域性のある金融組織の設立を刺激し、私有資本や、外国の資本の参入を認める、との記述がある。また、全力をあげて自然人や、企業法人あるいは社会団体法人に発起された小口ローン組織を育てるために、関係部門がなるべく早く管理方法を作成しなければならない。農家を導き、資金互助組織を育てる、民間の貸借を規準化のものにする、多種の形態・ルートの農業保険を発展させる、というように要求している。

以上の『中央1号文書』の農村金融に関する指示の一部内容を振り返ってみると、次の段階の農村金融改革の重点は、競争メカニズムを導入し、農村金融に対する規制を緩和すること、農村への貸付資金の投入を増やし、農村の金融商品とサービス方式を刷新することや、農村金融の発展環境を最適化し農村金融システムの安全かつ効果的な運用を保証する点であることが分かった。

以上で述べたことから、農村金融システム全体に着目し、「三農」へ効果的なサービスを提供できる、一段と完備した活力ある農村金融システムの構築を目標として、全面的な農村金融改革を推進しなければならない。各大手商業銀行が農村地域から次々と撤退することに伴って、銀監会は市場参入規制を緩和し、新設組織が農村金融市場に進出することを認めるべきである。特に「三農」向けのサービスを直接提供する、多様な財産制の金融組織を設立するという面で、より大きな一歩を踏み出さなければならない。これは、農村地域の銀行業金融組織ネットワークのカバー率が低く、金融サービスが不足し、競争が充分ではないなどの問題の解決が急務となっている点から主張できる。同時に、中国農村金融自由化の背景と発展要因も明らかに見られる。

【注】

- 1) 蘭辛珍[28] 参照
- 2) 趙陽 王賓[70] 参照
- 3) 鄭春峰[72] 参照
- 4) 何広文[11] 参照
- 5) 許智博 周慧蘭[56] 参照
- 6) 阮蔚[29] 参照
- 7) 『人民網日本語版』[13] 参照

- 8) 冀思華[7] 参照
- 9) 丁學東 張岩松[3] 参照
- 10) 張曉山[67] 参照
- 11) 農村民間金融の規模と役割が拡大してきたことに関して、以下の研究を参照されたい：
①何嗣江[15]、②郭斌 劉曼路[8]、③憑邦彦 陳彬瑞[5]、④柯炳生[25]、⑤王曙光 鄧一埏[45]
- 12) 桑田良望[8] 参照
- 13) 李健 馮增焯[29] 参照
- 14) 徐道宣[54] 参照
- 15) 趙志華[71] 参照

第三節 農村金融自由化の開始と協同組合的農村金融制度の新登場

1. 農村金融自由化の開始の道標

2006年12月22日から、中国農村地域の金融組織は様々な資本に門戸を開くこととなった。これは銀監会が当日発表した『意見』¹⁾で明示されたものである。

銀監会の『意見』によれば、「参入条件を低くし、監督管理を厳格にする」ことが、この農村金融自由化の基本原則とされた。

「参入条件を低くする」とは、金融組織・業務への市場参入許可の条件を適切に引き下げることである。銀監会は『意見』の中で次のように述べている。農村地域への銀行業金融組織の参入に関連する政策を適度に調節、緩和し、すべての国内外の銀行資本、産業資本、民間資本が農村金融組織への株式参入、その買収、新設を可能とする。

「監督管理を厳格にする」とは、監督管理措置の強化であり、強い市場退出規制の実行である。『意見』は、農村地域に新設される金融組織は、如何なる時点でも、自己資本比率は8%、信用リスク資産（銀行資産負債表の内外に信用リスクを負う資産を指す。）の損失準備金の充実率は100%を下回ってはならない、内部者によるコントロールや、貸付集中、資産流動性などは慎重な監督管理の要求に厳格に従い、それを守らなければならない、と強調している。

現在、中国の農村金融サービスが不十分な地区は、主として中西部、東北、海南などの省（区）の貧困県に集中している。『意見』は、「先に試行し、後に推進する」、「先に中西部、後に内陸」、「先に金融サービス不在の問題を解決し、後に競争不十分の問題を解決する」という原則も掲げ、最初の試行は、四川、青海、甘肅、内モンゴル、吉林、湖北の6省（自治区）の農村地域で展開された。

その他、『意見』によって、3種類の新しい農村金融組織の設立が認められることになった。1) 村鎮銀行は、農村部に、「三農」経済の発展のために金融サービスを提供する銀行として設立される。2) 地域社会性を持つ信用協同組合的組織は、農村地域の農業者による自発の原則に基づき、発起、参加しているメンバーにサービスを提供し、民主管理を行う金融組織として設立される。3) 融資会社は、商業銀行と農村合作銀行などによって、貸付業務を専務とする子会社（日本のノンバンクと同じ）である。これらの新型金融組織は、管轄する郷（鎮）あるいは行政村からの借入需要を満たす金融サービスでなければ、

設立できないことも『意見』に定められている。

以上から、『意見』という新政策の実施は、新設の農村金融組織や、預貯金者その他の債権者及び出資者の権益を保護することにより一般の信用を維持し、新設の農村金融組織による金融業務の健全な経営を確保し、監督管理を強化し、もって新設の農村金融組織による農村金融全体の持続的発展を図ることであると評価できる。また、銀监会は2007年1月22日に、立て続けに、『村鎮銀行の管理に関する暫定的な規定』、『資金互助社暫定規定』、『融資会社の管理に関する暫定的な規定』を作成・発表した。これらの暫定的な規定により、新型の農村金融組織はそれぞれ村鎮銀行、資金互助社、融資会社の形態で展開するとした銀监会の意思が明らかになった。

2. 協同組合的農村金融制度の新登場

～『資金互助社暫定規定』の主な内容～

中国における協同組合的農村金融の発展の歴史は、1920年代にまで遡ることができる。華洋義賑救災総会は、1923年6月に河北省香河県で中国における史上初の農村信用社を設立した。その後、華洋義賑救災総会の有効な指導・監督・コントロール及び支援に基づき、農村信用社設立というキャンペーンが速やかに繰り広げられた。抗日戦争が勃発する前までに、河北省の97カ県で、3214社が設立され、メンバー数は66266人に達し、河北の農村信用社の試行は明らかな成績を収めたと言われる。

建国後の1951年、人民銀行は『農村信用社章程準則草案』、『農村信用互助小組公約草案』、『農村信用社試行記帳弁法草案』を作成し、農村信用社を協同組合的農村金融組織として中国農村において広範囲かつ急速に展開させたことがある。50数年の発展において、農村信用社の財産権制度は何度も変更され、協同組合的農村金融組織の名義をかたって、実質的には国家銀行の下部組織となった時期（1951～57年）、人民公社システムと国家銀行システムに交互に組み入れられ、国家銀行の末端機関かつ集団的金融組織である時期（1958～78年）、農業銀行の下部組織とした時期（1979～96年）、独立な農村金融組織としての改革時期（1996年以降）を経てきた。いずれの時期にも、農村信用社は「国有」、「官営」または「準官営」的な組織性格が強い、偽の協同組合的農村金融組織と見なされてきた。

今回の『資金互助社暫定規定』に基づき設立された資金互助社が、どのような金融組織

であるかを明らかにするために、次からは、『資金互助社暫定規定』の主要な内容を紹介しながら、資金互助社の組織的性格と組織構造などについて分析していきたいと考える。

(1) 資金互助社の定義及び設立

資金互助社は、銀監機構²⁾（銀监会及び下部の銀監局、銀監支局）の許可の下、郷（鎮）、行政村の農業者（前年度が営業利益段階黒字）が自主的に自らの出資で設立し、組合員のために貯金、貸付、決済などの金融サービスを提供する地域社会的・協同組合的農村金融組織と定義されている（第二条）。

資金互助社は、組合員による民主管理を実施し、組合員にサービスすることを趣旨とし、組合員の共通の利益を図っている（第三条）。

資金互助社は、独立企業法人として、組合員の出資、積立金及び合法的に収めた他の資産³⁾ からなる法人の財産に対し、保有、運用、収益分配の権利を有している、かつ以上の財産で債務に責任を負う（第四条）。

資金互助社の合法的な権益及び法に照らしての経営は法律上保護され、如何なる部門・個人であっても侵害できない（第五条）。

資金互助社の設立には、以下の事項が必要とされる。すなわち、1) 『資金互助社暫定規定』に基づく定款の準備を済ませておく、2) 『資金互助社暫定規定』に定められた組合員についての要件を満たす10人以上の発起人の集合、3) 『資金互助社暫定規定』に要求される金額限度の登録資本⁴⁾ を有している、4) 勤務資格⁵⁾ を有する理事、支配人及び従業員条件に備わった従業員の集合、5) 『資金互助社暫定規定』に適合する営業場所や、防犯・警備施設及び業務に関わる他の施設の整備、6) 『資金互助社暫定規定』に適合する組織構造と管理制度を有している、7) 銀監機構による定めた他の条件が整っている、などのこと（第九条）。なお、設立は、計画して銀監機構に報告して決裁を仰ぐ段階と開業する段階を経なければならない（第十条）。

資金互助社の定款に記載すべきの事項について、1) 資金互助社の名称と住所、2) 業務範囲と経営趣旨、3) 登録資本及びその持ち分と権利の設置、4) 組合員の資格及び加入・脱退・除名の要件、5) 組合員の権利と義務、6) 組織の構造及びその設立方法、職権と議事規則、7) 会計管理と利潤配分、損失処理の方法、8) 解散事由と清算方法、9) 規定の必要がある他の事項、を明確に記載することが求められると定められている（第十

三条)。

(2) 組合員の資格及び出資限度

組合員の資格と出資の限度額については、次のように定めている。

出資する農家は、1) 十分な民事行為能力を持っている、2) 戸籍の所在地あるいは日常の居住地(当地に固定の住まいを有しているかつ3年以上居住した)は、出資する資金互助社が所在する郷(鎮)・行政村に属する、3) 出資金は自分が所有しており、定款に定める出資金の最低の金額に達しなくてはならない、4) 誠実と信用を守り、評判が良好である、というような農家でなくてはならない(第十八条)。

出資する小規模農業法人は、1) 登録した場所あるいは主要な営業場所は資金互助社の所在地の郷(鎮)・行政村に属する、2) 良好な信用記録を持っている、3) 前年度の営業で利益をあげた、4) 年末配分の後、正味の資産が総資産の10%以上に達している、5) 出資金は自分が所有しており、定款に定める出資金の最低の金額に達しなくてはならない、というような企業でなければならない(第十九条)。

組合員の出資金総額に対しては、単一の農業者が資金互助社に出資する条件を次のように定めている。すなわち、その出資額は資金互助社の総出資の総額の10%を超えてはならない。また5%を超える場合は、銀監機構の許可が必要である。組合員の出資は現金とする、現物などの他の形態の出資は認められない(第二十条)。

(3) 組合員の権益と義務

組合員の権利は、第二十二条に次の6項目が定められている。1) 組合員総会の参加権、議決権、選挙権、被選挙権、民主的管理の参与権、2) 資金互助社の各項サービスの利用権、3) 利潤の分配を受ける権利、4) 資金互助社の定款や、組合員総会、理事会、監事会の議決、会計報告書及び報告票を読み調べる権利、5) 関係監督管理部門に(参加している資金互助社の不正などについて)訴え出る・通報する権利、6) 定款に定めている他の権利。また、資金互助社は規定に従って、組合員の出資と蓄積や、会計報告、貸付と経営リスク、投資・融資、利潤及び配分などの方面の状況及び事件と他の重大な事項に係る情報を組合員に公開しなければならない(第五十一条)。

資金互助社の組合員が、総会に参加する際には、一人一票の基本議決権を有し、より多く出資した組合員は、定款の条項に従い議決権を附加議決権として上乗せすることが可能である。しかし、附加議決権の総票数が、組合員基本議決権の票数の20%を超えることはできない。また附加議決権を有する組合員及び附加議決権の票数は、毎回の組合員総会開催前に出席する組合員に告知しなければならない。また附加議決権の行使範囲を制限することができる。組合員（組合員代表）は総会に参加する際に、一票の議決権しか持てない。会議に参加できない組合員代表が他の組合員代表にその議決権を委任できるが、委任は書面で行い、その内容を確認しなくてはならない。以上は、第二十三条で規定されている。

また、資金互助社の組合員は、自らの出資及び積立金の額を限度として資金互助社の債務に有限連帯責任を負う（第六条）。

（4） 総会制度と組織構造

組織機構の面では、組合員総会を資金互助社の最高議決機構とし、下には、理事会（基本的に設けない）、監事会及び経営管理グループを設ける。

組合員人数が100人を超えている資金互助社は、すべての組合員から31人以上の組合員代表を選出し、組合員総会を設置して良い。組合員総会は定款の規約に従って次の職権を行使する。1) 定款を作成・修正する、2) 理事と監事及び理事会を設立していない資金互助社の支配人を選出する・入れ替える、3) 基本的な管理制度を審議・可決する、4) 年度の実務に関わる報告を審議・承認する、5) 固定資産の購入および他の重要な経営活動を審議・決定する、6) 年度の会計予算案、決算案、利潤配分法案、欠損補足方案を審議・可決する、7) 経営管理事務グループの事務員の給料を審議・決定する、8) 合併や、分割、解散、清算などについて決議をする、9) 定款に定めている他の職権を行う（第三十条）。

資金互助社が組合員総会を開催する際には、出席者数は組合員（組合員代表）総人数の三分の二以上に達しなくてはならない。組合員の議決権の過半数でなければ、組合員総会の選挙や決議が成立できない。定款に関する修正案や、合併、分割、解散及び清算に関する決議が組合員の議決権の総数の三分の二以上でなくては可決できない。定款に議決権に対する三分の二以上の基準が定められている場合、定款に従う（第三十一条）。

資金互助社の総会は、年に少なくとも一回開催される。しかし、三分の一以上の組合員

が提案し、あるいは、理事会・監事会・支配人が提案し、定款に定めている他の事情が発生した場合、20 日以内臨時総会を開催しなくてはならない（第三十二条）。総会は理事会により招集され、理事会を設置していない場合は支配人により召集される。15 日前には、総会開催の時間、会場及び審議する予定の事項をすべての組合員に通知する（第三十三条）。5 日前には、関係する銀監機構に知らせる、銀監機構は総会に参加する権利がある。総会の決議や、理事会の決議を 10 日以内までに銀監機構に報告して記録にとどめる（第三十四条）。

理事会を設けている資金互助社は、組合員の中から、組合員によって選出される 3 名以上の理事と、1 名の理事長で理事会を設置する。理事長は法人代表とする。理事会の職責と議事規則は定款により定められる（第三十五条）。資金互助社は 1 名の支配人を決める（理事長が兼任できる）、理事会を設けていない場合は、支配人を法人代表とする。定款の規定と組合員総会の授権に基づき、支配人が経営管理に責任を負う。理事会と監事会の同意に従って、支配人は会計係や、融資係、出納係などを任命・解任することができる（第三十六条）。

資金互助社の理事と支配人の勤務資格は属地の銀監機構の審査を通す必要がある。理事長と支配人は高校あるいは中等専門学校以上の学歴が持っていなければならない、勤務に就く前に行われる就職試験を通らなければならない（第三十七条）。

資金互助社は、組合員や、贈与した者及び融資した金融組織などの利益関係者により構成された監事会を設けなければならない。監事会は 3 人以上のメンバー、うち 1 人の理事長で構成され、定款の規定と組合員総会の授権に従って、経営活動に監督を行う。監事会の職責及び議事規則は定款に定められる。支配人と経営管理事務グループの事務員は監事を兼任できない（第三十八条）。監事会は内部審査、また理事長と支配人に対して特定項目の審査や、退任審査を行い、審査の結果を組合員総会に報告しなければならない（第五十条）。

資金互助社の理事や、監事、支配人、経営管理事務グループの事務員は次の行為をしてはならない。すなわち、資金互助社の法人資産を横領、流用、内輪のみへの分配、組合員以外の人への貸付し、あるいは、法人資産で他人のために担保し、資金互助社の利益の損害になる他の活動に従事する。上述の規約を違反して収めた収入は、資金互助社に所有されなければならない。損失をもたらした者が弁償の責任を負わなければならない（第三十九条）。資金互助社の業務に関係がある公務を遂行している人は資金互助社の理事長、支配

人、経営管理事務グループの事務員を務めてはならない（第四十条）。

(5) 運営管理・監督管理

資金互助社が経営の実務については、関係する法律法規及び国家の金融方針政策を遵守し、誠実信用を守り、周到かつ慎重に経営し、法に照らして銀監機構の監督管理を受けなくてはならない（第七条）。

資金互助社の自己資本は、組合員の加入金と出資金のほか、組合員の貯金と社会的贈与金と他の金融組織からの借入金とから構成され（第四十一条）、主に組合員へ貸付する。組合員の借入要望を満足させた後、余った資金を他の金融組織に預金する、国債あるいは金融債券を買うことが許されている。大口の貸付や、国債あるいは金融債券の購入、また他の金融組織への預金などをする時は事前に理事会と監事会の意見を求めなければならない（第四十二条）。

資金互助社は決済という業務を取り計らうことができ、そして関連する規定に従って各種の代理の業務も取り計らえる（第四十三条）。属地の銀監機構及び他の関係する部門の許可がなければ他の業務を取り計らえない（第四十四条）。

資金互助社は非組合員への貯金、貸付及び他の金融サービスを提供することや、法人財産で他の企業・事業団体のために担保をさせることが許されず（第四十五条）。資金互助社の業務運営上の金融安全性を確保するために、貯金と出資金との総額の一定の比率に基づいて合理的な在庫現金の限度額を査定しなければならない（第四十六条）。

資金互助社は周到かつ慎重に経営し、厳格にリスク管理を行わなければならない、と第四十七条が定めている。細かくいうと、1) 資本準備金率は 8%を下回ってはならない、2) 単一の組合員に対しては、貸付総額が正味の資本額の 15%を上回ってはならない、3) 単一の小規模農業法人の組合員及び関連する企業組合員や、単一の農家組合員及び同じ戸籍簿にある他の組合員向けの貸付の総額が、正味の資本額の 20%を上回ってはならない、4) 借入額の多い 10 人の合計額は総資本額の 50%を超えてはならない。5) リスク資産の損失準備率は 100%を下回ってはならない、6) 銀監機構に定められた他の周到かつ慎重な要求を遵守しなければならない、というような内容が分かった。

資金互助社は会計制度の規定に従ってリスク資産の損失準備金を取っておき、利潤を配分しなければならず、なお配分する中に、法人資産を多く蓄えると持続的発展を図るとい

う原則を体現しなければならない。もし当年に配分しなかった利潤（欠損）があれば、全額を組合員の蓄積とし、組合員の出資の持ち分に基づいて数値化しなければならない（第四十九条）。

銀監機構は周到かつ慎重という要求に従って資金互助社に対して持続的また動的監督管理を行う（第五十三条）。自己資本比率が8%を上回り、不良資産率が5%を下回っている、自己資本比率が8%~2%の範囲にある、自己資本比率が2%を下回っている、それぞれの資金互助社に対して、銀監機構は特別な監督管理措置を講じる、と第五十四条で明記している。また、第五十五、五十六、五十七条は、不正経営のあった資金互助社に対する監督管理措置や、処分・処罰・訴訟などについて、第七章は、第五十八条から第六十五条までで、資金互助社の合併や、分割、解散と清算について規定している。

以上で抄録した『資金互助社暫定規定』の内容を整理・帰納すると、『資金互助社暫定規定』に基づいて設立された資金互助社は、組織の完全性が明らかであると考えられる。すなわち、組織構造から経営管理事務グループの事務員までのほとんどは、組合員自らの力に依存して行われている。その協同組合的農村金融組織のもともとの組織基盤である人的な繋がりが強いので、農家自らの「民営」の金融組織にする傾向が見られる。また、組合員の出資金、社会的贈与金、他の金融組織からの融資などを法人財産とし、組合員にしか貸付をしないことや、組合員全員により総会制度を行うこと、民主管理を実施すること、内外部からのメンバーで監事会を構成し、法人の財産および理事の業務執行を監査すること、運営を周到かつ慎重に行い、リスクを厳格に防ぐこと、市場退出メカニズムが明確であることなどから、協同組合的農村金融組織の性格を強化する可能性もはらんでいると言える。

「自発的に結合した人々の自主自立の地域金融組織であり、企業体として設立・運営の目的が全ての組合員の借入需要を充たすことである」と謳われている資金互助社は、協同組合的農村金融組織として設立でき、その組織構造図は図4-1で示したように描き出される。

協同組合の定義である「自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯」の基本的価値にも合致することが明らかになった。協同組合原則⁶⁾に基づく協同組合的金融組織と若干の異なる部分も指摘できるが、少なくとも、中国の特色のある現代的な協同組合的農村金融組織を目指していると思われる。

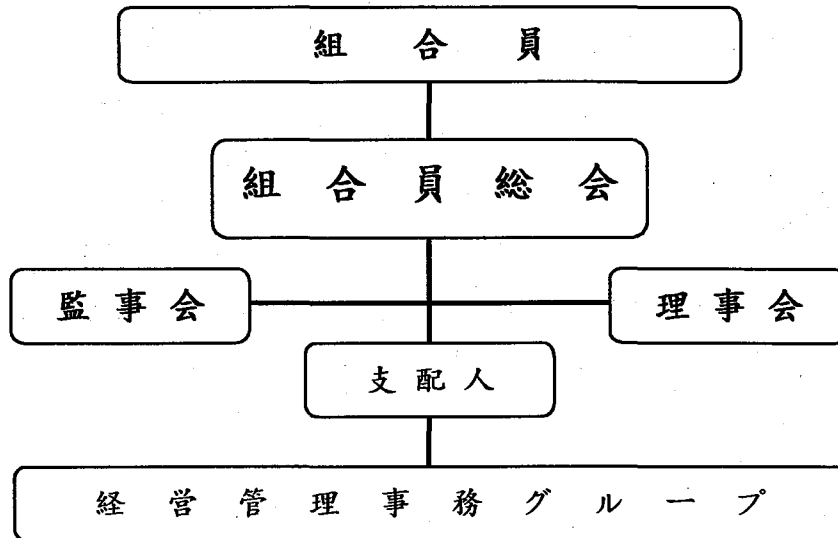


図4-1 資金互助社の組織構造図

出典：『資金互助社暫定規定』により作成

【注】

- 1) 『意見』の全称については、本論の序章（4頁）を参照されたい。
- 2) 2003年、銀監会の発足と同時にその下部組織として（省）銀監局、（市）銀監支局が設立された。さらに、「一部の経済的に発達した県において出張所の設置は非常に必要」（劉明康銀監会主席）と指示されたことから、2003年末に銀監会は全国において（市）銀監支局の内部部門として銀監出張所を設置した。2005年末までに、銀監会は1753の銀監出張所を有し、そこに職員7000人余りを配置した。本論で「銀監機構」という場合、これら銀監会及びその下部組織全部を指す。
- 3) 『資金互助社暫定規定』の第四十一条により、資金互助社は吸収した組合員の貯金、受け取った社会的贈与金及び他の金融組織から借りた資金を資金源泉と見なす。だから、こちらの「他の資産」は、組合員の出資以外の貯金や、社会的贈与金と銀行からの借入金を指すと考える。
- 4) 『資金互助社暫定規定』の第九条の（三）によって、資金互助社の登録資本は必ず納められる資本であること。金額限度は、郷・鎮に設立する場合には30万円、行政村に設立する場合には10万円を下回らなければならないのである。
- 5) 『資金互助社暫定規定』の第三十七条によって、理事長と支配人の学歴は高校または中等専門学校を卒業した者で、銀監機構の審査を通し、就職試験に合格しなければ勤務に就かせない。
- 6) 現在の「協同組合原則」は、1995年の第2回国際協同組合同盟（ICA）全体総会で採択されたものである。21世紀の協同組合原則ともいう。

第四節 本章のまとめ

本章では、主に中国農村金融自由化の視角から、中国における協同組合的農村金融の発展動向という焦点に合わせて、2006年12月に公布された『意見』に基づいて開始した中国農村自由化の展開背景、要因、形式について分析・紹介した。すなわち、これまでの農村金融改革が資金供給不足をもたらし、農村信用社の独占的な経営が生じ、競争相手の登場を防いできたことは、今回の中国における農村地域金融機構の参入に対する自由化の資金供給面の背景と発展の要因を示している。まさに正しい道へ修正するように、かつての改革への反省に立って、中国は農村金融市場をすべての資本とすべての金融組織に開放するという過去最大の歴史的な政策転換を行い、新型農村金融機構の設立試行が認められることになった。

どんな物事にも二面性があることから、農村金融改革あるいは農村信用社改革の現状を否定的にだけとらえるのは一面的で、不公正である。現状には、近年以来、国家の農村開発建設についての戦略政策の変化に伴って、農村金融市場における資金需要の大幅な増加は、資金需給の矛盾を目立たせてきたと考える。新農村建設、和やかな社会の形成、農村部の都市化、農業の産業化、農家の合作化、いずれも資金要素から離れられないものである。

また、農村部に内在する格差を見せつけた「先富」（実力の有する地域や個人が先に富裕に成ると・小平が1983年に是認した。）らの資金により形成された農村民間金融は、この間よく機能して、拡大・発展し、登場の願望が一段として高まっていると見られる。

中央政府の「三農」問題を重視する政策は、今回の農村金融自由化を推進し、実現させたのである。2004年からのすべての『中央1号文書』は、「三農」のことを第一におき、新型農村金融の設立について明らかな提唱や期待及び催促の態度を表し、農村金融自由化の実現にとって触媒となり、主導的な役割を果たしたと言える。

銀監会に公布された『意見』が農村金融自由化の開始を宣言して、3種の新型農村金融組織は「参入条件を低くする、監督管理を厳格にする」という原則とそれぞれの管理に関する暫定規定に従って、新設され始めた。

さらに、新型農村金融組織として認められてきた資金互助社の設立及び運営管理などに関する法律・法規、すなわち、『資金互助社暫定規定』の主要な内容を紹介し、資金互助社の組織性格及び組織構造について分析した。資金互助社は『資金互助社暫定規定』の定め

によって、農業者の自由出資に基づいて成立された金融組織である。組合員により共同経営、民主管理を行い、組合員総会を開催し、「権票議決制度」を採用し、資金互助の活動を通して、組合員の共同利益を図り、広げるようにすることを発展方針とする協同組合的農村金融組織の性格を持つと判断される。

『意見』の公表は中国農村金融の自由化の開始に道標を築いたと言え、『資金互助社暫定規定』は当然のように中国における協同組合的農村金融制度の新たな登場を示した標識と見なされ、資金互助社は、今後、農村地域における農家に一番近い金融組織として発展の可能性を有すると考える。